

監査公表第 10 号

令和 2 年（2020 年）11 月 11 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について（令和 2 年 10 月 16 日付け札幌第 1465 号）」が提出されましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 1465 号

令和 2 年（2020 年）10 月 16 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
窪 田 もとむ 様
三 上 洋 右 様
國 安 政 典 様

札幌市長 秋 元 克 広

包括外部監査の結果報告等に基づく措置の通知について

令和 2 年 3 月 26 日に報告を受けた令和元年度の包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、当該結果報告に添えて提出された意見に基づき、又は当該意見を参考として講じた措置についても、併せて通知いたします。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和元年度

■ 監査テーマ 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について

(1) 指摘

※ 以下、表の上段に指摘（要旨）、下段に指摘に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3 本市における保健所を中心とする母子保健事業に関する財務事務の執行・2 札幌市保健所における母子保健事業に関する監査結果」 関係

【報告書127ページ】第3・2(1)イ（イ）母子保健対策費：母子保健訪問指導員の傷害総合保険
本市は、母子保健訪問指導員85名の活動中の傷害を保険事故とする傷害総合保険に加入し、保険料を負担しているが、保険料を負担する理由は乏しいことから、保険料を負担することを再検討された。

本件は、本市が平成19年度以降、母子保健訪問指導員の活動中の傷害を保険事故とする傷害総合保険に加入し、保険料を負担していることについて、母子保健訪問指導員は本市から委託を受けて業務を行うものであるところ、活動中の傷害による費用は原則として個人が負担すべきものであるため、本市が保険料を負担することを再検討すべきところのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、母子保健訪問指導員の傷害総合保険については、今後、委託料の見直しや母子保健訪問指導員等へ説明等を実施した上で、次年度以降、母子保健訪問指導員個人に加入いただく方式へ変更する予定です。

【報告書147ページ】第3・2(6)ア 不妊治療費等支援費

特定不妊治療費助成事業に係る申請書添付の領収書には、助成対象期間を通じた合計金額のみが記載されたものや自己負担分の内訳が確認できないものが散見された。これらの領収書では、助成対象とならない費用が混在していたとしても、それを点検し、除外することができない懸念があるため、助成対象性の確認のため、明細書等の提出を求めるべきである。

本事業に係る申請書については、特定不妊治療費の領収書の添付を要することとしておりますが、本事業については事業開始より相当期間が経過し、治療を実施する医療機関側も助成対象について正しく理解しているものと考えられることから、領収書については明細書等の添付を必須とはしていませんでした。

ご指摘を受け、助成対象外の項目が混在していないか確認するため、令和2年3月申請受付分から、内訳のわかる明細書の提出を必須とし、助成内容の確認を徹底しているところです。

【報告書147ページ】第3・2(6)イ（ア）不妊治療費等支援費

不育症治療費助成事業の対象となる不育症の定義に該当しない申請者（要件非該当者）に対し、特別に助成決定をすべき事情があるとは認められないにもかかわらず、助成金を交付したケースが認められた。合規性、公平性の観点から問題のある助成である。

本件は、本事業の実施要綱において不育症の定義を「2回以上の臨床的妊娠の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合」をしているものの、実施要綱の第1条に定める「不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に関する適切な情報を提供し、不育症の早期受診・早期治療を啓発すること」という事業目的を踏まえ、既往が1回の死産にとどまる申請者に対して助成金を交付したことについて、合規性・公平性の観点から問題があるところのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、本件以降は、札幌市不育症事業費助成事業実施要綱に定められている対象要件に該

当しないケースへ助成金を交付することがないように、当市不妊専門相談センターにおいて対象要件等の確認を徹底しているとともに、医療機関宛てにも改めて通知を行っております。

【報告書148ページ】第3・2(6)ウ 不妊治療費等支援費

不育症治療費助成事業に係る申請書に添付された領収書には、助成対象期間を通じた合計金額のみが記載されたものが散見された。これらの領収書では、助成対象とならない費用が混在していたとしても、それを点検し、除外することができない懸念があるため、助成対象性の確認のため、明細書等の提出を求めるべきである。

本事業に係る申請については、不育症治療費の領収書及び明細書の添付を要することとしておりますが、一部医療機関の領収書については明細書等の添付を必須とはしておりませんでした。

ご指摘を受け、助成対象外の項目が混在していないか確認するため、令和2年3月申請受付分から、内訳のわかる明細書の提出を必須とし、助成内容の確認を徹底しているところです。

【報告書151ページ】第3・2(9)イ(イ) 妊娠・出産包括支援費：産後ケア事業における再委託

本市は、本事業について北海道助産師会に業務委託を行い、同会は各助産所に再委託をしているが、契約書において、再委託は原則禁止し、やむを得ない場合に本市の承認を必要とする再委託禁止条項を加えるべきである。

本件は、本市が北海道助産師会に委託している本事業の実施を、同会が各助産所に再委託していることについて、契約の相手方を選定するプロセスの意義を没落するものであるとして、契約書に再委託禁止条項を加えるべきとのご指摘があったものです。

本事業については一般財団法人北海道助産師会に業務委託契約を締結しており、業務を実施する場所については同会が指定する助産所と定めていましたが、この点については業務を実施する場所の指定であり、再委託とは異なるものと認識していたことから、契約書内に再委託に関する条項は設けておりませんでした。

ご指摘を受け、令和2年度の契約書については、再委託を原則禁止とし、やむを得ない場合に本市の承認を必要とする再委託禁止条項を加えました。

イ 「第3 本市における保健所を中心とする母子保健事業に関する財務事務の執行・3 北区及び南区保健福祉部における母子保健事業に関する監査結果」 関係

【報告書153ページ】第3・3(2) 母子保健対策扶助費：育成医療の自己負担上限額

育成医療の自己負担上限額について誤決定していた事象を認めた。育成医療の算定上誤りやすい事項については、マニュアルやチェックリストを作成するなどして、担当者への注意喚起を行い、適正な事務処理に努められたい。

本件は、添付書類として受診者の子ども医療費受給者証があるにも関わらず、確認不足により小児医療システム上でその入力をしなかったため、自己負担上限額がかからないところを月額10,000円として誤決定したものです。

ご指摘を踏まえ、事務処理上での確認不足・確認漏れを起さぬよう、「自立支援医療（育成医療）事務マニュアル」におけるデータ入力時のチェックリストを使用するよう担当者に注意喚起を行いました。今後は、適正な事務執行に努めるとともに決裁を行う上司による最終確認を徹底いたします。

ウ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・2 子ども未来局子育て支援部・支援制度担当部における子育て支援事業に関する監査結果」 関係

【報告書196ページ】第4・2(1)ア(イ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園清掃等業務

契約方法として、指名競争入札によっているが、同入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。

本件は、市立保育園の園舎内外の清掃や軽易な作業などの委託にあたり、「個々の項目に係る日々の清掃状況等、職員が完全な履行検査を行うことは著しく困難かつ不合理であり、現状では契約の相

手方の技術に依存して履行の完全を確保する必要がある」との理由から地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札としていたところ、本業務については、当該要件に該当しないため、入札方法が適切でない旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受け、令和2年度業務の入札は一般競争入札により実施いたしました。

【報告書198ページ】第4・2(1)ア(ウ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園清掃等業務

本事業の入札には、最低制限価格制度の適用があるが、原則的方法によって設定した最低制限価格が合理的であったか（高額に過ぎなかったか）の検証と、その検証結果を踏まえた例外規定の適用の要否を不断に検討すべきである。

本件は、入札参加者の多数が、原則的方法により算定された最低制限価格を下回る金額で入札し失格となったことを受け、契約の都度、最低制限価格の合理性について検証し、必要に応じて最低制限価格の例外規定の適用を検討すべきである旨、ご指摘があったものです。

原則的方法により算定された最低制限価格とは、国土交通省が定める「建築保全業務積算要領」及び本市財政局が定める「市有施設維持管理業務委託に係る労務単価表」に基づき算出された積算額に、「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領」で定められた比率を用いて算出した金額です。また、最低制限価格の例外規定についても「札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領」に記載されており、契約締結権者が特に必要であると認める場合に限り適用することができます。

令和2年度業務の契約にあたっては、上記の原則的な方法で算定された積算額及び最低制限価格について検証した結果、本制度のもう一つの側面である「過度な競争による労働者の賃金その他の労働環境への影響に留意する（市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針）」観点から同様の算定方法により実施いたしました。今後の契約においても積算額及び最低制限価格の合理性について引き続き検証してまいります。

【報告書198ページ】第4・2(1)イ(イ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園機械警備業務

契約方法として、指名競争入札によっているが、原則（一般競争入札）ではなく、指名競争入札とする理由が書類上明らかでない。そのこと自体、適法性を欠いた事務執行である。

本件は、競争入札の原則は一般競争入札によるものとされているところ、指名競争入札を実施するにあたり、その理由が指名競争入札参加者選考調書に明記されていなかったことについて、適法性を欠いた事務執行であるとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、現在は、指名競争入札を実施する際に、当該調書に指名競争入札とする理由を明記することとしております。

【報告書199ページ】第4・2(1)イ(イ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園機械警備業務

指名競争入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。

本件は、本市が市立保育園の機械警備業務を地方自治法施行令第167条に定める指名競争入札としていたところ、指名競争入札の要件を満たすものではないため、次期以降は原則通り一般競争入札に付すべきであるとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後締結予定である次期契約においては、一般競争入札により実施いたします。

【報告書200ページ】第4・2(1)イ(ウ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園機械警備業務

予定価格、最低制限価格の算定にあたって、前期の受注者（今期も入札に参加）からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不相当である。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱いは不相当である。

本件は、市立保育園の機械警備業務委託契約を締結するにあたり、前期の受注者からの参考見積をもとに予定価格を積算したことは、入札の透明性・公平性に疑義を抱かしめるため相当でない旨のご指摘があったものです。

また参考見積も、口頭徴取となればその見積額の相当性について後に検証することに困難を来し、

望ましくない旨のご指摘があったものです。

指摘を受けて、今後実施予定の本件入札にあたっては、参考見積を徴する際、現受注者以外の複数社から書面により徴することで、適切な予定価格の算定を行ってまいります。

【報告書201ページ】第4・2(1)イ(ウ) 公立保育所等運営費：札幌市立保育園機械警備業務

前期と今期の業務内容はほとんど同じであるにもかかわらず、今期の予定価格、最低制限価格が前期の2倍程度に算定されたために、契約額も著しく高騰した。予定価格算定の時点で、本市は是正措置を採るべきであったが、何らの検討・検証もなさなかった対応は不適切である。

本件は、参考見積をもとに計算した予定価格が、前期契約額と比べ2倍程度になるにも関わらず、相当性を疑問視することなく、何らの検討や検証もされていないとのご指摘があったものです。

今後実施予定の入札にあたりましては、現受注者以外の複数社から参考見積を徴することで、今後同様の疑義が生じないよう、適切な予定価格の算定を行ってまいります。

【報告書202ページ】第4・2(1)ウ(イ) 公立保育所等運営費：菊水乳児保育園ボイラー等管理業務

本業務は特定随意契約によっているところ、その委託額算定にあたっては、不相当な高騰化を招かないよう、受託者にて実際に要する費用と本市が算定する費用を比較し、いずれか低い金額をもって契約金額とすべきである。

本業務内容は軽費老人ホームである菊寿園の1階部分に配置された菊水乳児保育園のボイラー等の日常管理となっております。

菊水乳児保育園と菊寿園のボイラー室は共用となっており、保育園部分のボイラー管理等についても菊寿園のボイラー管理者に委託することが最も効率的かつ安価であることから特定随意契約としていところす。

本件は、本市の積算額と受託者の見積額を比較する現在の方法において、前者が後者より相当高額であることから、受託者が見積額を増額した場合には、その差額分まで契約額が高騰してしまう可能性があるため、契約金額の積算方法を見直すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、令和2年度業務にあたりましては、受注者より令和元年度業務における契約額の内訳書を徴取し、当該内訳書をもとに本市積算方法を改めました。今後は他業者から参考見積を徴することで、契約金額について検証してまいります。

【報告書203ページ】第4・2(1)オ 公立保育所等運営費：現金出納員による納付手続

現金出納員が不在の日においても、現金出納員名義により、現金の収納事務が行われていたが、現金出納員が不在のときは、現金分任出納員により収納事務が行われるべきである。

本件は、現金の出納及び保管に関し、現金出納員が不在のときに、現金分任出納員の確認を受けた上で事務を行っていたにも関わらず、現金払込書には現金出納員名義を記載していたことについてご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、現金払込書には確認を行った者の名義を記載するよう、事務を見直してまいります。

【報告書204ページ】第4・2(3)ア(イ) 市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」清掃等業務

契約方法として、指名競争入札によっているが、同入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。

本件は、認定こども園にじいろの園舎内外の清掃や軽易な作業などの委託にあたり、「個々の項目に係る日々の清掃状況等、職員が完全な履行検査を行うことは著しく困難かつ不合理であり、現状では契約の相手方の技術に依存して履行の完全を確保する必要がある」との理由から地方自治法施行令第167条第1号により指名競争入札としていたところ、本業務については、当該要件に該当しないため、入札方法が適切でない旨のご指摘があったものです。

監査人のご指摘を受け、令和2年度業務の入札は一般競争入札により実施いたしました。

【報告書 205 ページ】 第 4・2(3)イ 市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」機械警備業務

契約方法として、指名競争入札によっているが、原則（一般競争入札）ではなく、指名競争入札とする理由が書類上明らかでない。そのこと自体、適法性を欠いた事務執行である。

本件は、競争入札の原則は一般競争入札によるものとされているところ、指名競争入札を実施するにあたり、その理由が指名競争入札参加者選考調書に明記されていなかったことについて、適法性を欠いた事務執行であるとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受けて、現在は、指名競争入札を実施する際に、当該調書に指名競争入札とする理由を明記することとしております。

【報告書 205 ページ】 第 4・2(3)イ 市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」機械警備業務

指名競争入札を選択するための要件を満たしていない。次期以降は原則どおり一般競争入札とすべきである。

本件は、本市が市立保育園の機械警備業務を地方自治法施行令第 167 条に定める指名競争入札としていたところ、指名競争入札の要件を満たすものではないため、次期以降は原則通り一般競争入札に付すべきであるとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後締結予定である次期契約においては、一般競争入札により実施いたします。

【報告書 205 ページ】 第 4・2(3)イ 市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」機械警備業務

予定価格、最低制限価格の算定にあたって、前期の受注者（今期も入札に参加）からの参考見積をもとに予定価格を算定する取扱いは不相当である。また、参考見積を書面ではなく口頭聴取とする扱ひも不相当である。

本件は、市立保育園の機械警備業務委託契約を締結するにあたり、前期の受注者からの参考見積をもとに予定価格を積算したことは、入札の透明性・公平性に疑義を抱かしめるため相当でない旨のご指摘があったものです。

また参考見積も、口頭聴取となればその見積額の相当性について後に検証することに困難を来し、望ましくない旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後実施予定の本件入札にあたっては、参考見積を徴する際、現受注者以外の複数社から書面により徴することで、適切な予定価格の算定を行ってまいります。

【報告書 205 ページ】 第 4・2(3)イ 市立認定こども園運営費：札幌市立認定こども園「にじいろ」機械警備業務

前期と今期の業務内容はほとんど同じであるにもかかわらず、今期の予定価格、最低制限価格が前期の 2 倍程度に算定されたために、契約額も著しく高騰した。予定価格算定の時点で、本市は是正措置を採るべきであったが、何らの検討・検証も行わなかった対応は不適切である。

本件は、参考見積をもとに計算した予定価格が、前期契約額と比べ 2 倍程度になるにも関わらず、相当性を疑問視することなく、何らの検討や検証もされていないとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後実施予定の入札にあたりましては、現受注者以外の複数社から参考見積を徴することで、今後同様の疑義が生じないよう、適切な予定価格の算定を行ってまいります。

【報告書 223 ページ】 第 4・2(8)ク(イ) ひとり親家庭支援センター等運営費：随時検査の実施状況について

指定管理者への随時検査は、原則として 1 年に 1 回以上の頻度で行うべきとされているが、平成 30 年度において随時検査は実施されていなかった。特段の事由がない限り、適切に実施すべきである。

本件は、本市の「指定管理者制度に関する運用ガイドライン」において年に一回以上行うこととされている随時検査を、平成 30 年度について行っていなかったことに関し、特段の事情がない限り適切

に実施すべきとのご指摘があったものです。

当ガイドラインでは、指定管理者に対するモニタリングとして、業務検査と財務検査を行う旨が定められています。

業務検査には、定例検査と随時検査があり、どちらも原則として1年に1回以上行うこととされています。

定例検査については、同じく原則として1年に1回以上行うこととされている財務検査と併せて実施しておりましたが、随時検査の実施を失念しておりました。

今後は随時検査につきましても実施を徹底してまいります。

【報告書224ページ】第4・2(8)コ ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（利用者負担金の徴収）

ひとり親等日常生活支援事業における利用者負担金について、督促手続が行われていなかった。本市は、規定に従い、納期限後20日以内に督促を行うべきである。

本件は、利用者負担金の納付がされていなかったにもかかわらず、督促を行うべきとされている期限を過ぎても督促手続を行っていなかったことについてご指摘があったものです。

ご指摘の件につきましては、督促手続を失念していたものであり、ご指摘を受けた後速やかに督促状の発送を完了しました。

今後は関係規定に従い、適切に督促手続を実施してまいります。

【報告書227ページ】第4・2(8)シ ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（家庭生活支援員の資格要件の確認）

本市は、家庭生活支援員の資格について具体的に把握していない。本市は、委託事業者に資料を提出させるなどして、各家庭生活支援員が資格要件を充足しているか否か確認すべきである。

本事業の家庭生活支援員の要件は、「ひとり親家庭等の福祉に関し深い理解を有していること」「家事の経験及び能力を有し、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有していること」としています。

更に家庭生活支援員のうち、乳幼児の保育や児童の生活指導について援助を提供する者にあつては、上記のほか「国が定める子育て支援に関する一定の研修又はこれと同等の研修を受講した者」であることを要します。

本件は、委託先において確認している資格要件の充足について、本市においても確認すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を踏まえ、家庭生活支援員の保有する資格を受託者から本市に報告するよう仕様書に定め、資格要件を充足していることを本市においても確認するよういたしました。

【報告書232ページ】第4・2(9)エ(イ) 母子生活支援施設運営費：指定管理者の選定

母子生活支援施設札幌市しらぎく荘については、非公募により募集手続が行われているが、現在の指定管理者については非公募により募集すべき理由が認められないことから、次期の更新時には、原則に従い、公募により指定管理者の選定を行うべきである。

母子生活支援施設の指定管理の期間満了後、引き続き指定管理者の指定をしようとするときに、指定管理者による管理が良好に行われている場合には、公募によることなく、当該管理を行っている団体に指定管理の申込を求めることができる旨、「札幌市児童福祉施設条例」に定めがあります。

これに基づき、母子生活支援施設「札幌市しらぎく荘」に係る現指定管理期間については、以下の理由により非公募で選定をしております。

- ・ 個々の入所者について作成した自立支援計画に基づき、その状況に応じて適切な処遇を行っており、自立支援・就労対策等において良好な事業実績を残していること
- ・ 母子保護の実施に当たり、施設利用者との継続的な信頼関係が求められること
- ・ 施設の運営管理に当たり、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等が必要であること

本件は、他に参画が可能な事業者も想定されること、実績や稼働率が下がっていることを考慮する

と、非公募を維持する理由は見出しがたいというご指摘があったものです。

次期の指定管理者選定時には、当然のことながら、改めて条例の規定に該当するか否かを確認の上、選定方法を定めます。

【報告書236ページ】第4・2(1)ウ(ア) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：違約金減免（運用方法）

償還完了時に送付している文書に、申請書を提出した者は原則として違約金が免除となる旨の記載が認められたが、違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領に定める要件に従って行うべきであるところ、かかる運用は不適切であり是正されたい。

当該福祉資金の違約金減免要件については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条但書において、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とされており、これを受けて札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領では、火災、疾病、事業の失敗、失業等具体的な基準を設けています。

本件は、制度の福祉的性質に鑑み、違約金を原則として減免するという取扱いを行っていたところ、係る運用は不適切である旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後は法令及び本市事務取扱要領に則った事務処理を徹底するよう運用を改めることといたします。

【報告書239ページ】第4・2(2)エ(イ) 母子緊急一時保護費：委託費請求書に添付する資料の不備
緊急生活物資購入にかかる委託費の支払いについて、委託先から提出された生活物資受領書の日付が誤っているものが認められた。委託費の支出にあたっては、審査は資料に基づき正確に行い、疑義が生じたときは委託先への照会を行うべきである。

本件は、受託者が利用者に支給するための緊急支援物資購入に要した費用について札幌市に請求を行う際に、札幌市に提出した根拠書類（利用者からの生活物資に係る受領書）に不備があったとのご指摘があったものです。

本件に限らず、書類不備が生じないように、受託施設への指導について徹底するとともに、適正な事務執行に努めてまいります。

【報告書247ページ】第4・2(10)イ(エ) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業：委託先選定の相当性

本市は、3号随意契約により委託先と業務委託契約を締結しているが、平成29年度まで公募型プロポーザル方式を採用していることや、他に参画可能な事業者が存在することなどに照らすと、3号随意契約とする理由には疑義が残る。次年度以降は、3号随意契約とする根拠・理由について見直しを行ったうえ、少なくとも公募型プロポーザル方式の採用（復活）を検討すべきである。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法において、地方公共団体による物品及び役務の調達に当たっては、「母子・父子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めるものとする」と定められています。

委託先である公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会は、母子福祉の増進を図るために設立された公益社団法人であり、札幌市で唯一の母子・父子福祉団体です。

また、本事業において、市内10区の会場運営を所在区の区母連が中心となって行うことで、学習支援を行う上で10区の連携が円滑となり、安定した運営につながっているほか、当事者団体であることから、参加児童や親からの相談に親身に応じることができ、ひとり親家庭の不安感の解消や参加者との信頼関係の構築にも大きく寄与しています。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める随意契約により公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会と業務委託契約を締結しているものです。

本事業については、今回の包括外部監査において、利用者のニーズに合ったあり方を検討するよう別途ご意見をいただいております、より利用者のニーズに合った事業となるよう検討する予定です。

今後の事業展開の方向性により、必要に応じて契約方法の見直しについても検討してまいります。

【報告書 256 ページ】 第 4・2(20)イ(ア) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

南区において、児童扶養手当の申請受付から相当長期間経過して却下されているケースが認められた。申請の形式上の要件に適合しない申請については速やかに相当の期間を定めて補正を求め、又は申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続 7）ことから、早期に処理する必要がある。

本件は、児童扶養手当の申請受付について、札幌市児童扶養手当事務取扱要領第 25 条にて受理日より 2 か月間を標準処理期間として定め、児童扶養手当札幌市事務処理マニュアルに掲載していたにもかかわらず、この期間を超えて処理されているケースが認められる旨のご指摘があったものです。

全区に対し、ご指摘頂いた内容を伝え、標準処理期間を守るよう周知いたします。

【報告書 261 ページ】 第 4・2(24)ア 地域子育て支援推進費：「子育てアプリ」保守管理業務委託契約の方式

子育て情報サイトの保守管理業務は、特定随意契約により業務委託がなされているが、随意契約を選択するための要件を充足せず、本契約については、競争入札に付すことを検討されたい。

本件は、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」として特定随意契約をとっていたことについて、契約者が当該委託業務のうち定期的なシステム改修やシステムトラブルへの対応業務を別の業者に再委託していることから、本来的には再委託業者と契約を結ぶべきものであり、現在の契約者と特定随意契約を結ぶ根拠に乏しく、競争入札に付すことを検討すべきとのご指摘があったものです。

本業務の次期契約は今年度中を予定しておりますが、上記開発者の入札参加意思や他の業者における履行可能性を鑑みたく、その入札方法について検討を行ってまいります。

【報告書 263 ページ】 第 4・2(25)ア(ウ) 子育て援助活動支援事業費：競争入札の検討

こども緊急サポートネットワーク事業については、特定随意契約により委託先と業務委託契約を結んでいるが、随意契約を選択するための要件を充足しているとは認められない。

本件は、札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の業務委託にあたって、その業務内容が、病児・病後児の預かりや、保護者が急な残業などで保育所等に子どもを迎えに行けない場合に代わりに迎えに行き、依頼会員宅で預かりを行うといった、その家庭ごとの事情に沿った緊急性のある預かりを行っているため、依頼する会員にとっては高い信用、技術、経験等が最も重要な要素であり、本市ではこの事業を行うために、この要素を兼ね備えた事業所を選定し、特定随意契約を行ってまいりましたが、特定随意契約を行った事業者は特定随意契約を選択するための要件を充足していないとのご指摘があったものです。

改めて検討した結果、市内には民間事業者で子どもの預かりサービスを実施している事業者はいるものの、児童福祉法に基づく児童福祉事業として、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の人口規模でも安定した運営ができる事業者は、従前、国から委託を受けて同事業を実施していた当該事業者のみであることや、当該事業者は営利企業ではなく特定非営利活動法人であり、広く各種子育て支援事業も行っていることを踏まえると本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有している事業者であることから、次年度以降も特定随意契約を予定いたしますが、市内の民間事業者の動向に留意しつつ、特定随意契約であることにより費用が増大することがないように、適切な運営に努めてまいります。

【報告書 264 ページ】 第 4・2(25)イ 子育て援助活動支援事業費：行政財産の使用許可と使用料減額

本市は、委託先に対し、本市交通局二十四軒庁舎の 2 階部分について、行政財産目的外使用許可を行い、使用料を減額しているが、相当な理由がなく、減額のない使用料を徴収すべきである。

本件は、本市委託事業者が本市事業の事務所として本市交通局二十四軒庁舎を使用することに対し、使用料の減額の相当な理由がないとのご指摘があったものです。

当該施設は交通局が所管しており、本市委託事業者から交通局に使用料減免申請を行うこととなっ

ております。子ども未来局では、本市事業を実施する目的のための事務所として当該施設を使用することから、札幌市公有財産規則第 21 条に該当し、使用料の減免について副申を行っております。また、本市委託事業以外の事業を行うための事務所部分については、ご指摘のとおり、使用料を徴収する予定です。

【報告書 265 ページ】第 4・2 (25) ウ(ウ) 子育て援助活動支援事業費 : 補助金手続の不備・援助終了時刻の記載

申請書に援助終了時刻が記載されていないものが認められたが、終了時刻は補助金額に影響するため、記載するべきである。

本件は、当該補助金について、申請書の「援助実施日時欄」に記載の時刻をもって補助金額を算定しているため、申請書において援助活動の詳細を記録する「援助の記録欄」に終了時刻の記載を求めていなかったところ、終了時刻は補助金額に影響するため、これを記載すべきであるとのことご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、申請書の「援助の記録欄」に終了時刻の記載をするよう周知徹底を行ってまいります。

【報告書 265 ページ】第 4・2 (25) ウ(エ) 子育て援助活動支援事業費 : 補助金手続の不備・援助終了時刻の不一致

申請書中の「援助の記録」欄の終了時刻と「援助実施日時」欄の終了時刻が一致しないものが認められた。実際の終了時刻は、「援助の記録」記載の時刻であり、この時刻に基づき補助金の交付・精算がなされるべきである。

本件は、当該補助金について、申請書の「援助実施日時欄」に記載の時刻をもって補助金額を算定していたところ、「援助の記録欄」に記載されている援助の終了時刻と、「援助実施日時欄」に記載されている時刻に相違があり、「援助の記録欄」に記載されている時刻に基づき補助金の交付・申請がなされるべきとのことご指摘があったものです。

これまで「援助の記録欄」に時刻を記載する際には、「援助実施日時欄」と不一致にならないよう指導しておりましたが、ご指摘を受けて、改めて周知徹底を図ってまいります。

【報告書 266 ページ】第 4・2 (26) ア(イ) 子育てサロン事業費 : 出張ひろば型事業に関する加算補助金手続の不備

出張ひろば型の補助金加算について、必ずしも要件を充足しない団体に補助金加算がなされている事象が認められた。要綱に沿った加算補助金の交付がなされるべきである。

本件は、出張ひろば型の加算補助金の対象は、要件として週に 1 日以上かつ 1 日 5 時間以上を行うことを、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めておりますが、祝祭日や災害等やむを得ない事情で休止された場合にも加算補助金の交付があったことから、手続きが要綱に沿っていないとのことご指摘があったものです。

ご指摘を受け検討した結果、休祝祭日や災害等による開催休止はやむを得ない面があることから、この点を考慮し、要綱の改正を行いました。

【報告書 267 ページ】第 4・2 (26) イ(ア) 子育てサロン事業費 : 補助金申請書及び収支計算書の不備

補助金申請書には、賃貸借契約書写しを添付しなければならないが、添付が漏れているにも関わらず、補助金が交付されている事象が認められたため、要綱に従った申請手続を履践されたい。

本件は、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を運営する団体からの補助金交付申請について、要綱では、補助金交付申請書に賃貸借契約書の写しを添付しなければならないと定められているが、この写しの添付が漏れているにも関わらず、補助金の交付がされているため、要綱に従った申請手続を履践されたいとのことご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、要綱で定めている書類が全て添付されているかの確認が漏れないよう、添付書類のチェックリストを作成するなどし、添付漏れがないように努めます。

【報告書267ページ】第4・2(26)イ(イ) 子育てサロン事業費：補助金申請書及び収支計算書の不備

補助金申請書に賃貸借契約書写しの添付はあるものの、賃借人と申請者名が異なるものが認められたが、申請者に賃借物件の使用権限があるかどうか確認をするべきである。

本件は、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を運営する団体からの補助金交付申請について、要綱に従い補助金交付申請書に賃貸借契約書写しの添付はあるものの、賃貸借契約書の賃借人が団体の前代表者（個人）となっており、平成29年に代表者が交代したことは確認をしているものの、代表者の変更後も建物の使用権限があるのか確認を行っていなかったため、確認をするべきであるとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受け、団体からは賃借人を現代表者とした賃貸借契約書の写しの提出を受け、確認を行いました。

【報告書267ページ】第4・2(26)イ(ウ) 子育てサロン事業費：補助金申請書及び収支計算書の不備

補助金申請書に添付された賃貸借契約書記載の賃料と収支決算書記載の賃料が、本事業に使用した比率により按分計算したため、異なっていた。按分比率について資料の提示を求め根拠を確認するべきである。

本件は、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を運営する団体からの補助金交付申請について、添付された賃貸借契約書写りに記載の賃料と収支決算書記載の賃料の額が異なっている団体があり、これについては建物についてひろば型事業と他事業に使用していることから、使用した比率を按分して記載していることを口頭で確認を行っていたが、賃料額は補助金交付額に影響及ぼすものであることから、資料等の提示を求め、按分比率の根拠を確認するべきとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受けて、口頭の確認だけではなく、按分比率の根拠となる内容が分かる資料の提示を求めてまいります。

【報告書270ページ】第4・2(28)ア(ウ) 公立保育所等整備費：指名見積合せの不備事象

入札等執行調書に、落札した会社名に誤りがある事象や、「最低」の欄に「○」印が付されていない事象を認めたことから、正確な記載を励行されたい。

本件については、入札等執行調書を作成する際、落札した会社名の誤記や、「最低」欄に「○」印の付け忘れがあったことについて、入札等執行調書は実施した指名見積合わせの結果に関するものであるため、正確な記載を励行すべきとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受け、入札等執行調書の記載誤りがないよう二重チェックを徹底してまいります。

【報告書270ページ】第4・2(28)ア(エ) 公立保育所等整備費：指名見積合せの不備事象

期限内（開札日時内）に入札を行ったか否かを事後的に検証できるようにするため、持参により入札書を提出した場合には、提出した日時を記載するよう徹底されたい。

本件は、全員送付による指名見積合せにおいて、持参により見積書を提出し、かつ、見積書の日付が開札日と同日の場合には、期限内の入札であることを明確にするため、見積書の枠外に「○年○月○日○時○分開札」と付記しているところ、それが書き漏れていたことから、期限内に入札を行ったか否か検証できないとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受け、期限内に提出されたことが明らかとなるよう提出日を枠外に記載するほか、持参した入札書の封筒に提出日時を記載するよう徹底してまいります。

【報告書279ページ】第4・2(35) 私立幼稚園施設整備費貸付金

本貸付金は、平成3年度に1件（2,000万円）の貸付があった後、本年度に至るまで、新規貸付の実績がないが、毎年度4,000万円の予算が組まれているところ、これまでの実績を踏まえ、予算額を再考されたい。

本件は、本貸付金の新規貸付が 28 年間行われていないことについて、本事業の必要性に疑問はあるが、本事業を廃止することも困難であるため、これまでの実績を踏まえて、予算額を再考すべきとのご指摘があったものです。

児童の安全確保のため園舎の適切な整備は欠かせないものですが、本事業はその費用のうち国及び市の補助金でまかなうことができない部分を補完するものとして、札幌市私立学校助成規則における助成事業として位置付けているところです。

本事業は札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019 で継続事業（2019 年～2022 年）として計画しているものですが、次期計画（2023 年～）を策定する際には本事業の予算額について検討してまいります。

【報告書 284 ページ】第 4・2 (38) イ(ウ) 保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員

保育料収納事務協力員からの必要書類に不備が散見された。不備がないよう注意喚起を行うとともに、仮に不備のある書類が提出された場合には、再提出を求めるべきである。

本件は、保育料収納事務協力員として任命されることの「承諾書」、報酬の受領及び返納に関する「委任状」、施設長（園長）の交代等に基づく「児童福祉施設変更届書」の各書類に、日付が記載されていないものが散見されたことについて、不備のある書類が提出された場合には再提出を求めるべきとのご指摘があったものです。

保育料収納事務協力員につきましては令和 2 年 3 月をもって廃止となっておりますが、今後、保育料収納事務協力員を委託した場合は、提出書類の記載内容については不備がないかを確認して事務処理を行います。

【報告書 284 ページ】第 4・2 (38) イ(エ) 保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員

保育料収納事務協力員が死亡し、特定の相続人に対して報酬を全額支払うのであれば、全相続人が同意していることを確認することが必要である。

本件は、保育料収納事務協力員に任命されていた施設長が死亡したことに伴い、死亡前に発生した報酬を、相続人全員の同意があったか否か確認しないまま相続人の 1 人に対して全額支払ったことについて、特定の相続人に対して報酬を全額支払うのであれば、全相続人が同意していることを確認することが必要であることのご指摘があったものです。

保育料収納事務協力員につきましては令和 2 年 3 月をもって廃止となっておりますが、今後、保育料収納事務協力員を委託し、類似の事例が発生したときは、適正に事務処理を行います。

【報告書 285 ページ】第 4・2 (38) ウ(イ) 保育料収納事務関係費：保育料の減免制度

減免期間中の収入の増加（又は支出の減少）は、減免決定の取消事由になり得るものであるところ、そのような取消しは行わないという現状の運用は、保育料負担の公平性の観点から問題があるため、改めるべきである。

本件は、本市の保育料について、収入の減少を理由として減免の決定を受けた場合には、仮に減免期間中に収入が増加したとしても、減免の取消は行わないという運用をしていたところ、減免期間中の収入の増加は減免取消事由になり得るため、上述の取扱いが保育料負担の公平性の観点から問題があり、改めるべきとのご指摘があったものです。

本市の「教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱」第 7 条によれば、「減免を承認した後において、減免の必要がないと認められる事実が判明し、又は発生したときは、市長は減免の決定を取り消す」ものとされています。

今後はこの規定に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

また、いかなる減免事由であっても、減免決定を受けたものに対し、減免要綱第 6 条の届出義務について周知してまいります。

【報告書 287 ページ】第 4・2 (38) エ(イ) 保育料収納事務関係費：滞納整理

保育料の分割納付制度に関する手続や基準を条例や要綱で定め、法的根拠のある運用を行うべきである。

本件は、本市の保育料滞納整理業務について、納付の緩和措置として納付誓約書に基づく分割納付処理を行っているところ、子ども・子育て支援法や児童福祉法には分割納付に関する根拠が定められておらず、また、札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則や本市で定める要綱の中にも、分割納付の手続きや基準が記されていないため、保育料の公平な負担という見地から、分割納付制度に関する手続きや基準を条例や要綱で定め、法的根拠のある運用をすべきとのご指摘があったものです。

分割納付の取り扱いにつきましては、ご指摘の通り運用の整備が必要と考えますので、他都市の状況等を確認し、その方法も含め分割納付制度に係る基準を定めてまいりたいと思います。

【報告書288ページ】第4・2(38)エ(エ) 保育料収納事務関係費：滞納整理

即時消滅の要件該当性の判断に不可欠であるため、「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」の添付資料として、交渉経過一覧表は必ず編綴しておくべきである。

地方税法第15条の7第1項第1号では、保育料滞納者につき滞納処分することができる財産がないと認めるときは、滞納処分の執行を停止することができることとされており、さらに同第5号には、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、徴収金の納付又は納入義務を直ちに消滅させることができる旨定められています。

本件は、本市の保育料について、滞納処分の執行を停止するときは、原則として納付義務を消滅させる取扱いとしているところ、これを決定する「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」に交渉経過一覧表が編纂されていないものが認められたため、納付資力の回復が見込めるか否かの判断をするにあたり、交渉経過一覧表を必ず編纂すべきとのご指摘があったものです。

今後、「保育料滞納処分停止兼納付義務消滅決議書」には交渉経過一覧表を漏れなく綴るよう努めてまいります。

エ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・4 指導監査についての監査結果」関係

【報告書309ページ】第4・4オ(イ) 児童福祉施設等への指導監査：指導事項や助言事項該当性の判断理由の明記

指導事項や助言事項とした理由又はしなかった理由について指導調書（復命書）に記載がなければ、施設間の公平性を損なう可能性や次回監査への引継ぎが不十分となってしまう可能性が考えられるため、指導監査の担当者が問題となりうる項目にチェックを行った場合には、指導事項や助言事項とするか否かの判断理由について、指導調書（復命書）に明記しておくべきである。

児童福祉施設等への指導監査は基本的に施設に赴き実地にて行っており、指導調書のチェックリスト（個票）は現地にて作成し、チェック時には必要な助言等を施設に行い、帰庁後、指導調書（復命書）作成時に助言した項目等について、施設類型によるチェック項目の法令上の位置付け等を鑑み、最終的に口頭指導等の決定を行い通知しております。

本件は、平成30年度において、最終的な指導監査の決定時に指導事項や助言事項の判断理由を明確に記載していなかったことについて、これを明記すべきとのご指摘があったものです。

令和元年度から指導調書（復命書）の様式を見直し、チェックリスト（個票）のチェック項目において指導事項となりうる項目にチェックを行った場合には、指導事項とするかの判断理由について、指導調書（復命書）に記載するように改めて指導監査を実施しているところです。

また、今後の指導監査では、チェックリスト（個票）のチェック欄をまとめるなど、チェック内容をより見やすくするよう様式を見直し、指導監査結果の決裁時に指導内容に漏れがないようチェック機能をより働かせてまいります。

【報告書310ページ】第4・4キ 児童福祉施設等への指導監査：定期運営指導調書の不備事象
定期運営指導調書に、検査項目のチェック漏れや重要事項説明書が編綴されていない不備を認めた。

児童福祉施設等への指導監査の実施方法は、まず重要事項説明書などを事前提出資料として施設から提出を求めて事前準備を行った上で実地訪問し、指導調書のチェックリスト（個票）は現地にて作成し、チェック時にはその場で必要な助言等を施設に行い、帰庁後、指導調書（復命書）作成時に助言した項目等について、法令上の位置付け等を鑑み、最終的に口頭指導等の決定を行い通知しております。

本件は、チェックリスト（個票）が見つらいことから、チェック漏れを起こしてしまったこと、また、事前提出資料の提出が無かった資料を現地確認のみで済ませてしまい、結果として挙証資料のないまま指導監査を実施してしまったことについて、適切な記載を励行すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、今年度の指導監査からチェックリスト（個票）のチェック欄をまとめ、チェック内容を見やすくするよう様式を見直してチェック漏れを防ぐとともに、事前提出資料の提出不足があった場合には、現地確認のみならず書面での提出を求めるように事務を改めます。

これらに加え、指導監査結果の決裁時での確認も徹底してまいります。

オ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・5 北区及び南区保健福祉部における子育て事業に関する監査結果」 関係

【報告書311ページ】第4・5(1)ア（北区）児童扶養手当支給事務費：認定事務の遅滞

北区において、児童扶養手当認定請求の却下が著しく遅滞した事象を認めた。申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行政手続7）とされていることに照らし、より早急に処理をする必要がある。

本件は、平成26年6月18日付児童扶養手当認定請求において、本人の申立て内容に疑義があり現地調査や事情聴取などを行ってもなお疑いが解消されなかったことから、挙証書類の提出を求めたものの協力が得られず、平成30年6月11日付で認定請求却下の通知を行ったものについて、より早急に処理をする必要があるとのご指摘があったものです。

本件については、対応記録の不備や事務の進行状況の把握が不十分であったことなど不適切な処理により、結果として事務の遅滞を招きました。

今後は、ご指摘のとおり疑義のある申請については申請者に対して一定期間を定めて補正を求めるなど、適正かつ早期に処理を進めてまいります。

なお、事務の適正化を図る目的から、平成30年度以降は事務処理が完結していない事案は全て一覧表を作成・データ化するなど組織として随時進行状況を確認し、事務の遅滞が発生しないように管理しているところであります。

【報告書312ページ】第4・5(1)イ（北区）児童扶養手当支給事務費：調査・照会に関する根拠条文の誤り

受給者等の居住実態を確認するため、北海道電力株式会社や札幌市水道局への照会を行うことがあり、従前は、児童扶養手当法30条を根拠条文としていたが、正しくは、同法29条であった。

本件は、児童扶養手当法30条が「官公署、日本年金機構、法律によって組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団」又は「銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人」を対象に調査を行うものであるところ、電力会社や水道局に対しても本条文により照会していた本市の従前の取扱いが誤りであり、正しくは同法29条によるべきであったとの指摘を受けたものです。

ご指摘を受けて、平成30年9月から全市的に対応を改め、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）29条を根拠条文として照会を行っております。

【報告書315ページ】第4・5(2)ア(エ)（北区）児童手当支給事務費

児童手当の過支給分の返還を内払調整によるにあたって、見込まれる内払調整の合計額が返還を要する金額に達しないにもかかわらず、漫然と内払調整処理をしている事象がみられた。

本件は、児童手当の過支給分の返還にあたり、一括払いによる支払いが困難である旨の申し出があったことから、当人への将来の給付をしないことにより返還金を回収する内払調整を行った件について、内払調整期間内には内払調整の合計額が返還金の総額に達しないにもかかわらず、追加で分割弁済を促すなどの処理をしていなかったことについてご指摘があったものです。

受給期間内に調整できない残額が発生した場合は別途返還することとして本人の同意を得ておりましたが、ご指摘を踏まえ、今後内払調整期間に全額返還が見込めない事案については、予め内払調整に加えて分割弁済を促すなど適切な事務の執行に努めてまいります。

【報告書316ページ】第4・5(2)イ(イ) (北区) 児童手当支給事務費

刑事施設に収容された対象者から、児童手当過支給分の返還の履行延期申請を受けるにあたって、現実に申請書を提出したのはその妻であったところ、署名押印は誰によるものか、第三者による場合には本人の意思を確認しているのかを聴取し、経過記録等の書面に残しておく運用をすべきである。

札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）第17条第1項において、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第14条第1項の規定による履行期限の延長は、債務者からの履行延期申請書による申請により行うものとされています。

本件は、本申請書の提出について、当部では債務者（対象者）が刑事施設に収容されている事実を把握してはいたものの、そのような状況下においても接見等により債務者本人による署名押印が不可能ではなく、本人が署名押印したものであることを積極的に否定できない以上、債務者本人からの申請として取り扱ったところ、本人確認の観点から、本人による提出でない場合は署名押印が誰によるものなのか、第三者の場合は本人の意思を確認したのかを聴取し、書面に残しておくべきとのご指摘があったものです。

今後は、履行延期申請書の提出者が、債務者本人のものであるかどうかの疑義が生じ得る場合には、関係者から聞き取りを行うなどして、経過記録等を書面で残すよう徹底してまいります。

【報告書316ページ】第4・5(2)イ(イ) (北区) 児童手当支給事務費

児童手当過支給分の返還金20数万円のうち、一部（10万円）のみ履行延期申請及びその承認がなされ、残部につき何の処理もなされていない。会計年度上の都合から一部と残部に分けたとのことだが、当然ながら残部についての処理も必要である。

本件の債権に関しては、同一事由により発生した債権であり、一般には一つの債権として扱われるものでありながら、本市においては、会計年度の都合上、「当年度分の歳出の戻入」と「過年度分の歳入」の2つの債権として管理し、それぞれ調定を行う必要がありました。

よって、仮に総額について履行延期が必要なのであれば、債権ごとに本人から履行延期の申請を受け、それぞれ決定する必要がありました。

仮に過年度分歳入については当年度分の歳出の戻入の分割納入後に改めて分割を行うこととしたとしても、過年度分歳入に係る債権額全額について、一度本人に履行延期の申請をさせ、時機到来時に改めて履行延期及び分割納入の申請をさせるべきであったところ、本件については、当年度分の歳出戻入に係る債権分に係る履行延期を先行し、過年度分歳入に係る債権分については当該戻入に係る分割の後に行うという説明をそのまま容れ、起案処理上は事実上過年度分歳入に係る債権分も当年度分の歳出の戻入分の分割納付後まで履行延期を行う内部的な意思決定を行ってはいらぬものの、本人に対して当該債権に係る履行延期申請の必要性の教示を行わず、処理漏れとなったものです。

ご指摘を受け、複数債権がある場合で仮に納付に順序をつける場合には後に納付を予定する債権についても当初に履行延期の申請を促すよう、又は納付に順序をつけない場合であっても全ての債権につき漏れないように同時に履行延期の申請を促すよう、課内のマニュアルに明記しました。

なお、本件については、既に先に履行延期を承認した債権について完済しており、他方の債権につきましても、既に本人から履行延期の申請が行われており、分割払を承認し、現在分割納付中であり
ます。

【報告書 317 ページ】 第 4・5(3)ア (北区) 保育料収納事務関係費：階層認定の過誤

北区において、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定している事象が認められた。保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい。

当該事務は札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則（平成 27 年規則第 27 号）に基づき実施しております。

保育所等施設利用者の負担額に関わる階層区分については、世帯の市民税所得割額に応じて認定することとなっております。

税額が一定額以下であり、尚且つひとり親世帯若しくは障がい者同居世帯に該当する場合は、それらの世帯状況を考慮して階層区分を認定することとなっております（当該規則 附則別表 2）。

本件の階層認定の誤りは入所申請の受理時に提出されていた障がい者手帳の写しを見落としシステム登録が漏れたことにより生じたものです。（本件については職員が事後に台帳を点検する中で誤りに気が付き、是正を行っております。）

再発を防止するために、新規申請時において、これまでひとりで行っていたシステム登録と書類審査する職員を分けて、ダブルチェックすることで点検体制を強化します。（令和 2 年度当初から実施済み）

年 1 回実施する世帯状況届においては、これまで担当職員がひとりで行っていた届出内容の確認を他の職員も実施することとし、ダブルチェックすることで点検体制を強化します。（令和 2 年度世帯状況届から実施予定）。

【報告書 319 ページ】 第 4・5(4)ア (南区) 保育料収納事務関係費：階層認定の過誤

南区において、障がい者同居世帯の認定が漏れていたことにより、誤って階層認定している事象が認められた。保育料の算定上誤りやすい事項については、マニュアルを作成するなどして特に注意喚起を行い、再発防止に努められたい。

当該事務は札幌市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則に基づき実施しております。

保育所等施設利用者の負担額に関わる階層区分については、世帯の市民税所得割額に応じて認定することとなっております。

税額が一定額以下であり、尚且つひとり親世帯若しくは障がい者同居世帯に該当する場合は、それらの世帯状況を考慮して階層区分を認定することとなっております（当該規則 附則別表 2）。

本件の階層認定の誤りは、世帯状況届により障がい者同居世帯へ階層区分の変更認定をすべきを、失念しシステム登録が漏れたことにより生じたものです。（本件については職員が事後に台帳を点検する中で誤りに気が付き、是正を行っております。）

再発を防止するために、年 1 回実施する世帯状況届においては、これまで担当職員がひとりで行っていた届出内容の確認を他の職員も実施することとし、ダブルチェックすることで点検体制を強化します。（令和 2 年度世帯状況届から実施予定）。

【報告書 319 ページ】 第 4・5(4)イ(ア) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について

減免申請に係る伺書の中に、誤った記載が認められた。伺書の記載ミスは、保育料の徴収に過不足を生じさせかねないため、正確な記載を心掛けられたい。

本件は、保育料の減免申請に係る伺書において、申請理由等が誤って記載されていたことについて、正確な記載を心掛けるべきとご指摘があったものです。

ご指摘を受け、当該伺書の記載を是正するとともに、今後は、書類の正確な記載を心がけるとともに決裁を行う上司による最終確認を徹底いたします。

【報告書 320 ページ】 第 4・5(4)イ(イ) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について

保育料の当月減免と生活保護世帯の実費負担額は関連性がなく、不要な当月減免の事務処理を行った事象が認められた。

本件は、元々保育料がかかっていない世帯に対して、生活保護開始に伴い事実発生月から職権による減免処理を行ったことが不要であるとのこと指摘を受けたものです。

職員の認識不足によるものが原因であるため、今後は、実施手順や要綱等の確認を周知徹底し、係会議等でも情報共有を図り適正な事務処理に努めてまいります。

なお、要綱で定める趣旨に沿うよう当月減免の項目を廃止する要綱の一部改正を行い、令和2年4月1日から施行しました。

【報告書320ページ】第4・5(4)イ(イ) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
要綱上の根拠のないまま階層区分の当月変更を行った事象が認められた。

階層区分の変更認定の時点は、「札幌市利用者負担額等階層認定取扱要綱」に規定されているところ、本件は上記要綱に則らない誤った運用をしていた旨のご指摘があったものです。

職員の認識不足によるものが原因であるため、今後は、実施手順や要綱等の確認を周知徹底し、係会議等でも情報共有を図り適正な事務処理に努めてまいります。

【報告書321ページ】第4・5(4)イ(エ) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
要綱上、保育料の当月減免の要件に該当しないにもかかわらず、当月減免を行った事象が認められた。要綱の内容については、担当者に周知徹底されたい。

本件は、世帯構成員の大幅な変更に伴う減免申請であり、「教育・保育給付にかかる利用者負担額等の減免要綱」に規定される当月減免に該当しない事案でした。(その後、是正をいたしました。)

ご指摘のとおり、職員の認識不足によるものが原因です。今後は、実施手順や要綱等の確認を周知徹底し、係会議等でも情報共有を図り適正な事務処理に努めてまいります。

なお、要綱で定める趣旨に沿うよう世帯構成員に大幅な変動があった場合および当月減免の項目を廃止する要綱の一部改正を行い、令和2年4月1日から施行しました。

【報告書322ページ】第4・5(5) (北区) 絵本の読み聞かせ事業

本事業に関する活動記録の中に「本日の読み聞かせ人数」を記入する欄がある。この欄に記入されている人数を基礎に傷害保険の保険料が算定されるが、一部実施日において、同一人物を複数回カウントした「延数」を基礎に算定していた。延数を基礎に算定すると不要な人数分の保険料を負担する結果を招くことから、実数の把握及び記入の励行を徹底すべきである。

絵本の読み聞かせ事業は、乳幼児健診の受診待ちの親子を対象に、ボランティアにより実施しているもので、その際の不慮の事故等に備え、傷害保険に加入しております。

この傷害保険は前年度の利用人数を基礎とし、当年度の保険料を事前に払い込むことで保険が適用されるものです。

本件は、これまで、人数の過少報告により傷害保険の対象から漏れてしまうことを防ぐため、実数が把握できなかった際は、延数をもとに利用人数として計上していたところ、延数を基礎に算定すると不要な人数分の保険料を負担する結果を招くことから、実数の把握及び記入の励行を徹底すべきのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、正確な人数を把握するべく実人数の報告を求めることとするなど、人数算定方法の見直しを実施いたしました。

【報告書322ページ】第4・5(6)イ (北区) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(違約金減免の運用方法)

償還完了時に送付している文書に、申請書を提出した者は違約金が免除となる旨の記載が認められたが、違約金の減免は、法令及び本市事務取扱要領に定める要件に従って行うべきであるところ、かかる運用は不適切であり是正されたい。

当該福祉資金の違約金減免要件については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令17条但書において、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とされており、これを受けて札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領では、火災、疾病、事業の失敗、失業等具体的な基

準を設けています。

本件は、制度の福祉的性質に鑑み、違約金を原則として減免するという取扱いを全市的に行っており、北区においても同様の運用としていたところ、係る運用は不適切である旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後は法令及び本市事務取扱要領に則った事務処理を徹底するよう運用を改めることとし、償還完了時に送付する文書についても、適切な内容に改めました。

【報告書323ページ】第4・5(6)ウ（北区）母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（徴収停止等）

催告等を行なったものの、借主より連絡等がなく、長期間が経過している事象が認められたが、本市事務取扱要領には、このような場合を想定し、徴収停止や債権放棄の手続を規定しており、かかる手続をとるべきである。

本貸付金の償還事務については札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉事務取扱要領に基づき行っており、督促状を送付しても、なお貸付金を納入しない者に対しては、母子・婦人相談員をして電話、訪問、催告文書の発送により償還指導・助言を継続的に行っていくこととされています。

本指摘の案件については、償還期間経過後に長期間納入がありませんので、電話連絡や家庭訪問を行った後に、借主の生活状況に応じて、徴収停止や債権放棄を検討すべき状況にあるとのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、現在、借主と電話連絡をとり、折衝を再開しております。

【報告書323ページ】第4・5(7)（南区）母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（違約金減免）

経済資料を求めず、借主も連帯保証人も年金生活であり生活が苦しいことを理由に、違約金免除決定がなされている事象が認められた。違約金の減免にあたっては、法令等に定める要件を充足するか、十分な調査を行うべきである。

当該福祉資金の違約金減免要件については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 17 条但書において、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とされており、これを受けて札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領では、火災、疾病、事業の失敗、失業等具体的な基準を設けています。

本件は、制度の福祉的性質に鑑み、違約金を原則として減免するという取扱いを全市的に行っており、南区においても同様の運用としていたところ、減免に当たっては法令等に定める要件を充足するか、十分な調査を行うべきであるのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後は法令及び本市事務取扱要領に則った事務処理を徹底することとし、減免要件充足の確認に当たっては、事案の内容に応じて必要な資料を求めるよう、運用を見直しました。

【報告書324ページ】第4・5(8)ア（北区）内部管理状況：出張命令書の不備事象

出張命令書に、命令者・確認印漏れや日当区分の誤りといった不備事象が認められた。

監査対象となった平成30年度当時の事務において、札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）第16条に基づき、調査等一定の目的での外勤について、その時間数等に応じ市内旅費の日当の支給対象となり、その際は、所定の出張命令書に必要事情を記載し、係長等による命令、確認を受けるものと規定されていたところですが、一部の出張命令書において命令印、確認印の押印が漏れていた、あるいは支給区分の記載に誤りがあったものです。

命令印、確認印の押印が漏れていた出張命令については、報告書等をもとに出張の事実を確認し、支給内容に誤りがないことを確認いたしました。

日当区分の誤りについては、区分・金額の誤記載の訂正を実施した際に、金額のみを修正し区分欄の修正を失念したものであり、支給額に誤りがないことを確認いたしました。

なお、本監査の対象となった市内旅費制度は条例改正により廃止され、平成31年4月以降、当該出張命令書の作成はございません。

【報告書325ページ】第4・5(8)ウ(ア) (北区) 内部管理状況

備品出納簿に掲載されている備品と現物との照合を実施したところ、備品整理票が貼付されていないもの、保管場所とされている場所から発見されなかったものが認められた。

備品管理については、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)130条に基づき、備品の受け入れの際に整理票を作成し備品に貼り付けることとされ、また、同規則第129条に基づき、備品の出納があった際には、備品出納簿に記載することとされています。

本件は、平成18年に受入れたアイロンについて、整理票がはがれてしまったものと推定されるものと、備品出納簿上の備考欄において事務室にあるとされた物品棚が、レイアウト変更の結果、物品庫に移動しているにもかかわらず備品出納簿への記載がなかったものについてご指摘があったものです。

ご指摘を受け、アイロンには整理票を貼り付けの上、備品整理票がはがれた際は速やかに担当者に連絡するよう課内に周知いたしました。物品棚の備品出納簿上での記載漏れについては既に是正をしましたが、今後は、備品購入時以外にも適切に必要な記載を漏らさないよう、担当者間の引継ぎを徹底してまいります。

【報告書325ページ】第4・5(9) (南区) 内部管理状況

トートバック作成業務について、特定随意契約により発注を行なっている事象が認められたが、指名見積合せ用の指名通知書を送付するという不要な事務手続を行っていた。

本件は、地域や関係団体と共に企画する健康寿命延伸に関するイベントにおいて、普及啓発目的で活用する啓発品としてトートバックを制作することとし、その制作を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、市物品役務事務取扱要領第48条に基づき、特定随意契約による調達とし、その契約を行ったが、それに先立ち、特定者に対し指名見積合せ用の指名通知書を送付していたところ、不要な事務手続であるとのことご指摘があったものです。

ご指摘を踏まえ、契約に係る手続の際は、契約関係規程に基づいているか必ず確認するよう、改めて課内関係者に注意喚起を行いました。今後は、適正な事務執行に努めるとともに、所管する主務係だけでなく、経理担当係及び上司による最終確認を徹底いたします。

カ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・6 北区保育・子育て支援センター(ちあふる・きた)及び市立白楊幼稚園に関する監査結果」関係

【報告書328ページ】第4・6(2)ア(イ) 公立保育所等運営費：一時預かり事業

一時預かり利用申込書に記載漏れ等の不備事象が認められた。

本件は、北区保育・子育て支援センターの一時預かり利用申込書に記載不備等があったことから、確認を徹底するよう指摘があったものです。

一時預かり利用申込書の記載内容については、記入漏れ等がないよう、利用料徴収者(視診番(登園時の子供の状態を確認する職員)、園長または所長)と担当者によるダブルチェックを行い、確認を徹底することとしました。

【報告書329ページ】第4・6(2)ア(ウ) 公立保育所等運営費：一時預かり事業

非定型的保育の確認書類(在職証明書等)が不足している事象が認められた。実施園への利用登録の時点で不足があった場合には、遅くとも利用申込みの時点で確実に徴取されたい。

本件は、北区保育・子育て支援センターの一時預かり利用登録申請書に添付すべき非定型的保育であることの確認書類が不足している事象がある旨、ご指摘があったものです。

非定型保育の確認書類を含め、必要書類について、登録時点でチェックリストにより確認を行い、不足があった場合は、確実に提出するよう利用者に案内することとしました。また、遅くとも利用申し込み時点で必要書類がすべてそろっていることをチェックリストで確認することとしました。

【報告書331ページ】第4・6(2)エ 公立保育所等運営費

備品管理方法について、①備品番号の区分が付箋で簿冊に貼付されている不備、②備品使用簿に備品の使用場所が記録されていない不備、③備品出納簿に掲載されている備品について備品使用簿に掲載されていない不備、④備品出納簿の金額欄や使用数量が記載されていない不備が認められた。適切に管理される必要がある。

本件のうち、①備品番号の区分については、紛失可能性のある付箋ではなく、文書に記載し簿冊に綴るべきところ、作業が漏れていたところ。ご指摘のとおり、書類に記載し、簿冊に保存するよう対応いたしました。

②については、備品使用簿において使用場所の記載が漏れており、備品使用簿では使用場所が確認できない状態となっていたものです。ご指摘のとおり、備品使用簿に使用場所を記載いたしました。

③については、一部の備品で備品出納簿に記載はあるが、備品使用簿の記載が漏れているものがあったものです。ご指摘のとおり、備品使用簿に記載を行いました。

④については、一部の備品において、金額や使用数量が空欄となっており、購入金額や取得金額、数量を確認し、記載することが漏れていたものです。ご指摘のとおり、金額および使用数量を記載いたしました。

今後は備品が適正に管理されるよう記載を行うとともに、確認を徹底いたします。

【報告書332ページ】第4・6(2)オ(イ) 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）：現金等価物の管理

JR 北海道の IC 乗車券（カード）につき、入金（チャージ）時に領収書の発行を受け使用簿に添付する事務が一部励行されていなかった。

本件は、資金前渡により IC 乗車券にチャージを行った際に、領収書を使用簿には添付せず、別の簿冊へ保存していたものです。

使用簿と照合できるように、事務手順を徹底してまいります。

【報告書340ページ】第4・6(3)イ(ウ) 白楊幼稚園：在校時間の客観的な把握

白楊幼稚園の教職員の在校時間は自己申告で把握しているが、労働安全衛生法及び文部科学省のガイドラインで示されたように、教職員の在校時間については、ICT の活用やタイムカード等により客観的に計測できる環境を早急に整えるべきである。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において、労働時間の状況を客観的な方法その他適切な方法で把握することとされており、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日付）においても、在校等時間をICTの活用やタイムカード等の客観的な方法により計測することが求められております。

本市教育委員会としては、平成30年8月から自己申告による在校時間を把握する取組を実施しておりますが、客観的な方法による計測を行っていないとされたものです。

ご指摘を受け、タイムカードと同様の機能をもつ簡易的なシステムを構築し、令和2年4月からシステム導入の環境が整った学校及び幼稚園から順次活用しております。

キ 「第5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行・2 本市における児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制」関係

【報告書365ページ】第5・2(2)イ 児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制

特定妊婦が子どもを出産した場合、その子どもに関しては、一定期間（少なくとも1年間程度）は、要保護又は要支援児童として把握し、要対協の支援対象（支援ケース）として進行管理すべきである。

本件は、出産までに特定妊婦事由が解消されない限り、出生した子どもの養育についてのハイリスク要因が解消されるとは考えにくく、また、特定妊婦事由の多くはそもそも出産時までには解消される性質の問題ではないことに鑑みると、特定妊婦が出産した子どもについては、すべて一定期間は要対協の支援ケースとして進行管理すべきところのご指摘があったものです。

現状、支援を必要とする子どもに関しては、一律に期間を限定することなく必要と認められる期間、要対協として支援、進行管理を行っております。

特定妊婦が出産した子どもであっても、出産後の養育環境の変化等により、一律に支援を要する児童となるとは言えないため、これまでと同様、支援の必要性について一件ずつ検討した上で、適切なリスク管理を行いながら必要な支援、進行管理を行ってまいります。

【報告書370ページ】第5・2(3)エ(ウ) 児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制

乳幼児健診の未受診・未来所から3か月を経過した事案は、例外なくすべて家庭児童相談室に情報共有し、家庭児童相談室では、当該事案につきすべて児童票を作成する取扱いとすべきである。また、3か月を経過しなくても、保健師等からの連絡に全く応答しない、文書送付にも何の反応もない等の場合には、3か月経過を待たずに保健師等の判断により家庭児童相談室への情報共有をし、その場合には家庭児童相談室にて児童票を作成する取扱いとすべきである。

本件は、乳幼児健診の未受診や経過観察の未来所は虐待に繋がる可能性のある状態と言っても不適切ではないため、このような情報は家庭児童相談室に集約すべきであり、そのためには、未受診・未来所から3か月を経過した事案は例外なくすべて家庭児童相談室に情報共有し、児童票を作成する取扱いとすべきである旨のご指摘を受けたものです。

現時点で未受診・未来所から一定期間が経過した事案について保健師と家庭児童相談室の間で情報共有を行うことについては取り決めがなされておきませんが、今後については未受診・未来所より3か月を経過した事案について、保健師より家庭児童相談室へ全件情報提供を行うことといたします。

家庭児童相談室においては、課内会議で情報共有した結果、要保護性があるものや、保健師等からの連絡や文書送付にも何の反応もなく要保護性が予見されるものについて広く児童票を作成する取扱いとしているところではありますが、未受診であるからということで一律に支援を要する児童となるとは言えないため、これまでと同様、一件ずつ検討した上で、児童票の作成を含めた情報共有を行ってまいります。

【報告書370ページ】第5・2(3)エ(ウ) 児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制

保健師の継続支援とされた事案では、必ず家庭児童相談室にて児童票を作成し、保健師の収集した情報を家庭児童相談室に提供されるような取扱いとすべきである。

本件は、継続支援の過程で保健師が収集した情報が必ずしも家庭児童相談室に共有されていないという事象が生じないよう、保健師による継続支援を要すると判断された事案は、必ず家庭児童相談室にて児童票を作成し、保健師の収集した情報が家庭児童相談室に提供されるような取扱いとすべきである旨の指摘を受けたものです。

保健師が継続支援とする事案の選定は、児童虐待のリスクの程度だけではなく、母子保健法に基づき母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る観点から総合的に判断されるものです。

家庭児童相談室の児童票の作成対象とするのは、児童虐待のリスクが一定程度あるものを中心に、家庭児童相談室の立場からの支援が必要な児童や妊婦を中心とすることが適切であると考えており、引き続き、支援の必要な児童や妊婦が確実に支援対象となるよう、業務を進めてまいります。

なお、特定妊婦については、全件、保健師の収集した情報を家庭児童相談室とも共有し、今後の支援について検討する検討会を行うこととする情報共有の仕組みを構築しており、児童についても情報共有が必要なものについてはこうした検討会を通じて共有してまいります。

【報告書371ページ】第5・2(4)イ 児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制

児童相談所や家庭児童相談室にて児童票が作成されているケースについては、全件一律かつ定期的な（例えば毎月）住民基本台帳上の異動確認を行うべきである。

本件は、児童虐待のリスク発見・早期予防の観点から、家庭児童相談室で児童票が作成されているケースについては、一律かつ定期的な住民基本台帳上の異動確認を行うべきとの指摘を受けたものです。

児童票が作成され、現に進行管理を行うべき世帯については、家庭の状況を関係機関からの聴取を含めて定期的に把握するものとしております。

その中で、所在がつかめないような児童が発生した場合には、実際に家庭訪問を行っての所在確認を行うこととしており、それでもなお生活実態が把握できないようなときには、関係機関から情報収集を行う中で住民基本台帳の情報についても適宜確認を行っております。

また、事情があつて、住民登録の異動を行わない世帯も一定数存在していることから一律に住民登録の異動のみ確認することは確実性が高いとは言いきれないため、引き続き、現行の方法を着実に実施してまいります。

【報告書372ページ】第5・2(5) 児童相談所・区・その他関係機関の情報共有・連携体制
情報共有・連携体制の充実化のための諸方策には、いずれも家庭児童相談室の関与・機能強化が必要であるため、可能な限り早期に家庭児童相談室の人員体制・機能の拡充・強化をすべきである。

児童相談体制の強化にあたっては、児童相談所、家庭児童相談室の役割を理解しながら、双方の機能を高めていくことが重要と考えております。

家庭児童相談室においては、令和2年度から、比較的児童人口の多い6区について各区1名の増員を図りました。

今後も引き続き、業務量に見合った人員が確保できるよう、取り組んでまいります。

ク 「第5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行・3 児童相談所における事業に関する監査結果」関係

【報告書376ページ】第5・3(1)ア(オ) 児童相談所運営管理費：児童福祉司の配置数
本市においては、平成30年度と平成31年（令和元年）度の児童福祉司の実配置数が、必要配置数に不足している状況にあつた。子ども関連、児童相談所関連の資源配分の重要性を認識し、法令の求める人員構成を早急に達成させなければならない。

平成28年度改正後の児童福祉法施行令第3条第1項では、児童福祉司を配置すべき標準人数を定めています（以下「国基準」という）。本件は、本市の児童福祉司の配置人数が、今後実務経験により児童福祉司として発令可能な人数を加えた場合については国基準を満たしていましたが、児童福祉司として実際に発令されている人数で見ると、平成30年度は必要数40人のところ36人、平成31年（令和元年）度は必要数49人のところ35人となっており、国基準に達していないことについて、法令の求める人員構成を早急に達成させるべきとのご指摘があつたものです。

ご指摘を受けて、職員数の増員や有資格者の配置により、令和2年5月1日時点での児童福祉司発令数は58名となっています。この数字は現時点での児童福祉司の配置基準を満たしています。

【報告書378ページ】第5・3(1)ウ 児童相談所運営管理費：札幌市メンタルフレンド派遣事業
平成25年度以降は全く派遣実績がないことに鑑みると、本事業は廃止するか、または本事業自体の意義自体は失われていないのなら、例えば、本事業を区の家児児童相談室の所管に移管すること等も含めて、本事業を有効かつ適切に行えるような措置をとるべきである。

当該事業の対象児童は、札幌市メンタルフレンド派遣事業実施要綱（平成9年4月1日児童相談所長決裁）第2条では、「児童相談所において児童福祉法第15条の2第1項第3号の規定により継続指導とした者及び同法第27条第1項第2号の規定により児童福祉司に指導させることとした者のうち、不安、無気力、かん黙、心身症状等を示しひきこもり・不登校状態にある児童」としています。これらの児童は、勉強の遅れのみならず、社会との接点が極端に少ないことから、人との付き合い方を学ぶ機会がなく、思春期以降特に大事になる仲間づくりができないなどの影響も見逃せません。そこで、指導的な立場ではなく、自分の状態を少しでも理解しようとしてくれる、子どもたちのお兄さん・お姉さん世代にあたる学生との定期的な交流により、社会との接点を少しずつでも作る第一歩となることが求められます。

令和元年10月より派遣実績があり、件数は少ないながらも効果が出ているところです。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月より派遣を一時中断していますが、時期をみて再開させる予定です。また、現在派遣中の事案成果などを所内で共有するなど、同様の状態にある児童の支援手段の一つとして本事業を有効に活用できるよう、検討してまいります。

なお、上記の対象児童は、当所における措置対応を求められ、児童の活動状況等を迅速に把握し、必要に応じた助言・指導が求められることから、引き続き当所が所管することが望ましいと考えます。

【報告書378ページ】第5・3(1)エ(ア) 児童相談所運営管理費：契約関係

一般競争入札において、会社名（商号）が極めて類似している2者が入札したところ、本市は入札参加条件の確認を怠っていた。当該2者が実際に入札参加条件を満たしているか否かは不明であるものの、少なくとも、その疑いがあるものについては、事前の確認を励行されたい。

本件は、入札説明書にて、一定の資本関係又は人間関係のある者が同一入札に参加していないことを入札資格条件としていましたが、入札者が2社のみであったこともあり、当該参加資格条件の確認を怠ったことについて、疑義があるものについては事前の確認を励行すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、確認不足等のケアレスミス防止のため、ダブルチェックを徹底するよう努めます。

【報告書379ページ】第5・3(1)エ(イ) 児童相談所運営管理費：契約関係

駐車場の賃貸借契約書（平成24年4月1日から毎年更新）によれば、契約の解約には30日前予告が必要とされていることから、契約更新に関する決裁は毎年2月末日までには終えておかなければならない。

本件は、賃貸借契約書上、契約の解約には30日前予告が必要とされているため、契約更新に関する決裁は毎年2月末日までには終えておかなければならないところ、契約内容の理解不足により、3月に入ってから当該起案処理を行っていたことについて、契約書の定めに従った処理をすべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、契約書の理解を深め、契約内容に従った事務処理を徹底するよう努めます。

【報告書380ページ】第5・3(1)オ(ア) 児童相談所運営管理費：内部管理状況

郵便切手・収入印紙使用簿（28条事件申立用）に、記入漏れ等の不備事象が認められた。

本件は、郵便切手・収入印紙使用簿において、受領印や確認印、訂正印の押印漏れがあったことについて、適切な記載を励行すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、返納時及び締め処理時に今一度確認を行い、適正な運用に一層努めてまいります。

【報告書380ページ】第5・3(1)オ(イ) 児童相談所運営管理費：内部管理状況

Kitaca 使用簿に、記入漏れ等の不備事象が認められた。

本件は、Kitaca 使用簿について、返納印の押印漏れや一枚のカードを複数人で使用した場合の備考欄の記入漏れがあったことについて、適切な記載を励行すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、返納時及び締め処理時に今一度確認を行い、適正な運用に一層努めてまいります。

【報告書381ページ】第5・3(1)オ(ウ) 児童相談所運営管理費：内部管理状況

SAPICA 使用簿に、記入漏れ等の不備事象が認められた。

本件は、SAPICA 使用簿について、受領印押印漏れや用務地の記載漏れがあったことについて、適切な記載を励行すべきとのご指定があったものです。

ご指摘を受けて、返納時及び締め処理時に今一度確認を行い、適正な運用に一層努めてまいります。

【報告書381ページ】第5・3(1)オ(エ) 児童相談所運営管理費：内部管理状況

前渡金（ガソリン代）の精算方法について、上期に5万円を前渡し、精算をせず、下期に追加で5万円を交付し、年度末に精算を行っている事象が認められたが、合規的な運用がなされるべきである。

本件は年間 15 万円の児童移送用ガソリン代について、年度当初に当面の資金として受領した 5 万円を毎月繰越処理を行って使用し、完全に消費する前に再度 5 万円を受領したものです。資金前渡の事務手続を開始してから実際に資金を受け取るまでには日数がかかりますが、児童相談所では緊急の長距離移送が発生することが多く、移送に係るガソリン代の見通しを立てることが難しいため、当初の 5 万円を消費してからの追加とすると、必要時に間に合わない可能性が高く、やむを得ず消費前の追加としています。

札幌市会計規則第 71 条の 2 において、「毎月継続して支出する経費に係る精算残金は、これを翌月に繰り越して使用させ、又は資金前渡職員の交替に伴う後任者に引き続き使用させることができる」と規定されており、当該ガソリン代は毎月継続して使用するものであるため、この規定に基づき適正な運用を行っておりますが、ご指摘を踏まえ、前渡金の残額が適切な額となるよう心掛け、今後とも適正な運用を続けるよう、一層努めてまいります。

【報告書 385 ページ】第 5・3(3)ア(イ) 児童福祉施設措置費

児童福祉施設入所者負担金は、法令及び本市規則上、所得階層により徴収額を認定することとされている。しかし、本市では、所得階層とは無関係に「負担金を認定することが適当ではない世帯」という類型を設けて負担金を認定しない取扱いをしており、法令及び規則に反する認定事務を行なっている。

本件は、本市の児童福祉施設入所者負担金に関して、階層認定に係る必要書類や税額調査等の同意書の提出がなく、実態調査が困難な場合等に「負担金を認定することが適当ではない世帯」として負担金を認定しない運用を行っていることについて、児童の保護者の所得階層によってその徴収額を定めている、児童福祉法及び札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則に反するものであるとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、保護者から同意書を得ているケースや同意書を得ていないケースについても、児童福祉法第 56 条第 4 項の規定に基づき、市税事務所に照会し、適切に負担金認定を行うよう運用を改めました。

【報告書 386 ページ】第 5・3(3)ア(イ) 児童福祉施設措置費

児童福祉施設入所者負担金の認定に必要な収入資料の収集について、本市では、同意書の提出があった世帯に限って税額調査等を実施しているが、調査権の行使に関して法律上は対象者の同意が必要とされていない。対象者の同意書を得られない限り、調査しないという本市の取扱いは法令の解釈として正しくなく、同意を得られないケースでも調査権限を適切に行使して負担金認定を行わなければならない。

本件は、本市の児童福祉施設入所者負担金の認定に係る税額調査等を、同意書の提出があった世帯のみ実施していた従前の取扱いについて、児童福祉法第 56 条第 4 項は「必要があると認めるとき」「官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる」と規定しているところ、調査に際し対象者の同意は必要ないため、同意書が得られない場合でも積極的に税額調査等を行うべきであるとしてのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、保護者から同意を得ているケースや同意書を得ていないケースについても、児童福祉法第 56 条第 4 項の規定に基づき、官公署に照会し、その回答により適切に負担金認定を行うよう取扱いを改めております。

【報告書 388 ページ】第 5・3(3)ア(ウ) 児童福祉施設措置費

本市の児童福祉施設入所者負担金の徴収事務は、1 度の督促状の送付のほかは、ケースワーカーによる働き掛けにとどまっており、本負担金が滞納処分の例により処分することができる債権であることに照らすと、徴収事務として不徹底であり、徴収事務を充実させる必要がある。

本件は、本市の児童福祉施設入所者負担金が滞納処分の例により処理することとされている強制徴収公債権であるところ、一度の督促状の送付の他はケースワーカーの働きかけにとどまっている従前の取扱いでは徴収事務として不徹底である旨のご指摘があったものです。

指摘を受けて、今後は未納期間が長期に及ぶ者に対して催告状を送付することを予定しています。

なお、送付時期などの実施方法については、他の事例も参考としながら現在調整を行っております。

【報告書390ページ】第5・3(3)イ 児童福祉施設措置費

札幌市児童福祉施設で生じた一定の事故等について、本市への報告期限が要領に定められているが、報告期限を徒過して報告がなされたケースが複数認められた。要領に規定されている報告期限の遵守を周知徹底すべきである。

札幌市児童福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領には、重大な事故等については直ちに本市に報告することと定められており、重大な事故以外の事故についても、一定の事故については事故発生後30日以内に本市に報告することとされています。

本件は、30日以内に報告することと定められた事故について、その期限を超えて報告がなされている案件が散見されたため、適時の報告がなされるよう周知徹底すべきであるとのこと指摘があったものです。

児童養護施設等から事故等発生状況報告書の提出が遅れた場合等、規定に反した場合は都度指導しているところですが、ご指摘を受けて、今後も適切な運用が行われるよう注意喚起してまいります。

【報告書390ページ】第5・3(3)イ 児童福祉施設措置費

札幌市児童福祉施設で生じた事故報告は、報告事務取扱要領に定める様式を使用して報告することとされているが、これを遵守しないものが認められた。事務効率や報告事項漏れを防止するため、書式の遵守について指導を徹底すべきである。

札幌市児童福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領には、事故報告の様式として「事故等発生状況報告書」を使用することが規定されています。

本件は、施設からの事故報告に際し、この様式を遵守せず独自の様式により報告している案件が認められたことについて、事務効率や報告事項漏れの防止のため、様式の遵守を徹底すべきとのこと指摘があったものです。

所定の様式によらない事故報告があった場合は 都度指導しているところですが、ご指摘を受けて、今後も適切な運用が行われるよう注意喚起してまいります。

【報告書391ページ】第5・3(5)ア 庁舎維持管理費

特定者を相手方とする随意契約を締結すべき事案について、誤って少額を理由とする特定随意契約が締結されていた。支出手続は合規的に行われるべきである。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第2項を理由とする、特定者を相手方とする随意契約とすべきところ、事務処理を行うにあたっての確認不足等の原因により、少額を理由とする特定随意契約として処理していたことについて、支出手続きは合規的に行われるべきとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受け、確認不足等のケアレスミス防止のため、ダブルチェックを徹底するよう努めます。

【報告書392ページ】第5・3(5)イ 庁舎維持管理費

支出負担行為伺書の金額が誤っているにもかかわらず、決裁においても誤記が見落とされ、少額随意契約が締結されていた。支出負担行為は要領に基づき適切に作成されるべきであり、また、チェック体制に問題がないか見直すべきである。

本件は、事務処理上で生じた誤記載について、確認不足等の原因により、誤りを訂正することなく処理をしていたことについて、支出負担行為は要領に基づき適切に行われるべきであり、また、チェック体制に問題がないか見直すべきであるとのこと指摘があったものです。

ご指摘を受け、確認不足等のケアレスミス防止のため、ダブルチェックを徹底するよう努めます。

【報告書396ページ】第5・3(7)イ(ウ) 家庭児童相談室費

現状の区家庭児童相談室の人員配置は、各区(全10区)3名となっているが、区ごとの受理相談状況や要対協取扱件数に大きな差があることから、傾斜配分させる必要がある。ただし、児童や保護者

の支援、虐待予防・防止の関係では、児童・保護者に身近な区家庭児童相談室の果たす役割は非常に大きいので、現状から人員を減らす区を生じさせるのではなく、取扱件数・業務量の多い区に追加人員配置をすべきである。

児童相談体制の強化にあたっては、児童相談所、家庭児童相談室の役割を理解しながら、双方の機能を高めていくことが重要と考えております。

家庭児童相談室においては、令和2年度から、比較的児童人口の多い6区について各区1名の増員を図りました。

今後も引き続き、業務量に見合った人員が確保できるよう、取り組んでまいります。

【報告書398ページ】第5・3(8)イ(イ) 児童虐待防止対策費：児童虐待防止啓発の広報活動

本市が現在作成している児童虐待防止・相談連絡先一覧のミニカード（名刺サイズ）は、児童・生徒、保護者、学校・保育園等の職員に個別配布すべきである。また、児童虐待防止・相談連絡先一覧のチラシ（A4サイズ、表裏）は各学校の教室にも掲示すべきである。

本件は、本市の児童虐待防止・相談連絡先一覧のミニカードについて、市内の小中学校、保育所・幼稚園に各数十枚配布するとともに、コンビニエンスストアの店内に配架してもらっていたところ、児童・生徒個人や教職員、保育士等の職員個人への周知・啓発の観点から、児童・生徒、保護者、学校・保育園等の職員に個別配布するとともに、児童虐待防止・相談連絡先一覧のチラシ（A4サイズ、表裏）は各学校の教室にも掲示すべきであるとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、ミニカードについては、児童・生徒、保護者に個別配布できるよう、関係機関と調整を行っております。

教職員については、関係機関の1つとして、児童相談所や家庭児童相談室が認知されていると考えており、ミニカードを個別に配布する予定はありませんが、今後、児童虐待の早期発見等に資するリーフレットの発行や配布について検討してまいります。

学校の教室への掲示については、今後、チラシを配布する際には、児童生徒の目が届くところへの掲示を依頼することといたします。

【報告書398ページ】第5・3(8)ウ(イ) 児童虐待防止対策費：初期調査業務委託契約の方式

児童虐待通告等に対する初期調査業務は委託がなされ、見込件数に基づき定額の代金を定めて契約を結んだが、実績と見込件数が大きく異なったことから、合理的な契約方式を検討されたい。

本件は、児童虐待通告等に対する初期調査業務の委託について、過年度の実績等から見込調査件数を算出し、それに基づき定額の委託料を支払う契約を締結していたところ、調査件数が年度によって変動することから、契約上の見込件数と実績に乖離が生じていたため、実績に応じて代金を支払う方式に変更すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、実際の調査件数に応じた支払額となるよう、令和2年度から契約方式を見直し、「人件費相当額」（固定）と「業務実施1回に係る所要額に当該月の業務実施回数を乗じて得た額」（調査件数により変動）の合計額による契約としました。

【報告書406ページ】第5・3(14)イ(ア) 児童養護施設入所児童等自立支援費：就労支援コーディネーター派遣事業

一般競争入札の結果、入札2者の金額が同額だったため、くじびきの方法により落札者が決定された。この場合、くじによった旨を契約締結時に記載すべきところ、この手続が履践されていなかった。

本件は、本事業の委託に当たり行った一般競争入札において、入札2者の金額が同額であったため、くじ引きにより落札者の決定がなされたことに関して、このような場合はくじによった旨を契約締結時に記載すべきところ、落札者の入札書の余白にくじにより落札した旨記載しているのみであったことについてご指摘があったものです。

当課の認識誤りでした。ご指摘を受けて、今後は適切な事務執行に努めてまいります。

【報告書406ページ】第5・3(14)イ(イ) 児童養護施設入所児童等自立支援費：就労支援コーディネーター派遣事業

一般競争入札により落札した業者から、後に代金の支払を年度末一括から毎月ごとに変更するよう依頼があり、これに応じる根拠もやむを得ない事由もないにもかかわらず、本市は変更依頼に応じた。以後、このような取扱いがないよう厳に慎まなければならない。

本件は、当該業務委託契約の締結後に、受託者から代金の支払い方法を変更するよう依頼があったため、原契約16条3項の「この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。」という規定を根拠として、支払い方法を変更したものです。しかしながら、原契約には代金支払時期が明記されているため、同条項には該当せず、本市の対応は契約の解釈を誤ったものであるとのご指摘がありました。

今後は契約の定めに対する取扱いをしないよう、適正な事務執行に努めてまいります。

なお、令和元年度の同事業に係る入札においては、支払い方法について毎月の分割であることを契約書に当初から明記し告示しております。

【報告書412ページ】第5・3(16)イ(イ) 里親制度促進費：里親委託児童の児童手当

本市では、措置解除時に里親やファミリーホーム事業者から、児童手当口座の取扱いについて口頭で説明するのみで、児童手当の収支や児童手当口座の引継ぎの報告は受けていない。これは不適當であり是正すべきである。

中学校終了前の児童のうち、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている児童についての児童手当は、里親やファミリーホーム事業者に支給されることとなっており、その管理においては、他の財産と区別して管理し、収支を明らかにする記録を整備して、委託措置解除時は児童または次の養育者に子ども手当専用の口座を引き継ぐものとされています。

本件は、当該口座を児童に引き継ぐに際し、本市が引継ぎの報告を受けていないことについて、不適當である旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受け、措置解除時には書面にて報告・確認を行うこととし様式を定めました。

【報告書413ページ】第5・3(16)ウ(イ) 里親制度促進費：里親養育相互援助事業

本事業費の積算においては、里親等の種類ごとに、所定の回数集いの実施を前提に事業費を積算しているが、契約書（仕様書を含む）には、これら実施事業の詳細の定めがない。実施詳細を不足なく明記すべきである。

本件は、本事業の詳細を積算書のみで反映し、仕様書に反映していなかったことについて、これを不足なく明記すべきである旨のご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、平成31年度契約から、積算の内容に基づき、サロンの種類、実施回数等の事業の詳細を仕様書に明記し、契約を行っています。

【報告書413ページ】第5・3(16)ウ(ウ) 里親制度促進費：里親養育相互援助事業

契約に従った適正な履行がなされるよう、報告書の様式の再考も含めて、受託者に対して必要な指導を行うべきである。

本件は、本事業の実施報告書に累計実施回数、コーディネーター名、場所、時間等の記載がないものが散見されたことについて、特に実施回数は契約内容になっており、実施回数を確認できなければ適正な履行がなされたかの確認もできないため、報告書の様式の再考も含めて、受託者に対して必要な指導を行うべきであることのご指摘があったものです。

事業実施場所が、児童相談所内であり、容易に開催の有無、開催回数が把握できることから、報告書には累積開催回数、場所等の記載を求めていませんでした。

今年度契約より、累積開催回数、時間、場所等の実施の詳細を記載する報告書の様式を仕様書に加えます。

ケ 「第5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行・4 児童心理治療センター、自閉症児支援センターにおける事業に関する監査結果」 関係

【報告書 416 ページ】 第 5・4(2)ア(イ) 児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理

入所児童の児童手当の管理について定めた要領の存在が失念されており、これに則った管理がなされていなかった。

児童心理治療施設等の入所児童に係る児童手当は、児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、施設設置者に支給されることとなっております。当センターでは、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」を定め、要領に則った管理をすることとしておりました。

本件は、同要領の存在自体が引き継がれず見落とされていたため、これに則った管理がされていなかったことについてご指摘があったものです。

現在は、要領に則った管理を行っております。なお、同要領については、令和 2 年 6 月 1 日付けで改訂したところであり、今後は改訂した要領に則った適正な運用を行うとともに、人事異動時の確実な引継も徹底してまいります。

【報告書 417 ページ】 第 5・4(2)ア(ウ) 児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理

児童手当入金用の児童名義の口座は新規開設に限るべきである。

児童心理治療施設等の入所児童に係る児童手当は、児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、施設設置者に支給されることとなっております。当センターでは、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」を定め、同要領第 2 条及び第 5 条に基づき、入所児童名義の口座を新規開設することとしております。

本件は、令和元年度において、既設口座を利用する児童が 1 名いたものです。同要領の規定が見落とされており、また、入所時には親権者と協議し、預金額を全額引き出しの上、残高無し、及び銀行届出印についても変更することをご指摘の問題点を解消したものと運用しておりました。

上記児童はすでに退所しており、現在は、入所児童全員に対し新規口座を開設して手当を管理しております。なお、同要領については、令和 2 年 6 月 1 日付けで改訂したところであり、今後は改訂した要領に則り、適正な運用を行ってまいります。

【報告書 417 ページ】 第 5・4(2)ア(ウ) 児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理

入所児童についての児童手当につき、受給権者である本市が当該手当額を児童に贈与し、管理者を施設管理者と指定する意思表示は、書面にて行うべきである。

児童心理治療施設等の入所児童に係る児童手当は、児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に基づき、施設設置者に支給されることとなっております。当センターでは、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」を定め、同要領第 4 条及び民法第 830 条 1 項の規定により、児童及びその保護者に対し、児童手当を対象児童に贈与してその管理者を施設管理者と指定する意思表示を、書面にて行うこととされております。

本件は、当該意思表示に係る関係規定を見落としていたことにより、入所時の面談の際に口頭にて行っていたものの、書面では行っていないものです。

ご指摘を受け、現在は、新規入所児童及びその保護者に対し、書面交付を行っております。また、以前から入所している児童及びその保護者に対しても、書面を交付することといたしました。

なお、同要領については、令和 2 年 6 月 1 日付けで改訂したところであり、今後は改訂した要領に則り、適正な運用を行ってまいります。

【報告書 417 ページ】 第 5・4(2)ア(ウ) 児童心理治療センター運営費：入所児童の児童手当の管理

入所児童に贈与された児童手当の入金口座は、本施設管理者が管理するものである以上、定例監査を行う必要があるが、これが行われていなかった。

児童心理治療施設等の入所児童に係る児童手当は、児童手当法第4条第1項第4号に基づき、施設設置者に支給されることとなっております。当センターでは、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」を定め、同要領第9条では、地域支援課長の監査を受けなければならないとしております。

本件は、同要領が引き継がれていなかったため、この規定を見落とし、定例的な監査が行われていなかったものです。

ご指摘を受けて、現在は、要領に則った監査を行っております。なお、同要領については、令和2年6月1日付けで改訂したところであり、今後は改訂した要領に則り、定例監査を行ってまいります。

【報告書417ページ】第5・4(2)イ 児童心理治療センター運営費：履行検査上の不備

発注先から提出された完了届に誤記があったにもかかわらず、履行検査が完了していた。履行の確認は、後日の検証にも耐えるよう適切に行うべきである。

役務が完了したときは、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第96条に基づき、契約の相手方から完了届を徴し、その内容を審査することとされています。

本件は、履行の確認が不十分であったことにより、完了届の役務名称が誤ったままになっていたものです。

ご指摘を受け、正しい役務名称に是正しました。今後はこのようなことがないように、適切に履行検査を実施してまいります。

【報告書418ページ】第5・4(2)ウ(エ) 児童心理治療センター運営費：資金前渡請求

札幌市会計規則に反し、約半年の期間を支出対象期間とする資金前渡請求がなされていた。資金前渡請求は最高1月ごとに行うとされているのであるから、合規的に行うべきである。

地方自治法施行令第161条第1項に規定されている資金前渡に係る請求は、札幌市会計規則第65条第2号に基づき、継続して使用する経費にあつては、最高1月ごとに、なるべく分割して行うこととされています。

本件（児童移送費）は、資金前渡繰越の取扱としていたものの、多額の支出を要しうる突発的な事態にも対応できるようまとまった金額を確保しておくべきとの考えから、1回の請求で支出予定額全額を請求していたものです。

ご指摘を受け、令和2年度分からは、資金前渡繰越による、1月ごとの分割請求とする取扱に変更いたしました。今後も、規則の規定に基づいた取扱を行ってまいります。

【報告書418ページ】第5・4(2)ウ(オ) 児童心理治療センター運営費：資金前渡請求

過去の実績と乖離した資金前渡請求が行われていた。資金前渡請求を行うにあたっては、その都度、資金前渡でなければならない理由を具体的に明記すべきであり、また、請求額等は過去の実績に照らし適正な金額を積算すべきである。

地方自治法施行令第161条第1項に規定されている資金前渡は支出の特例であり、故意または過失により当該現金を亡失した場合は損害賠償責任を負う（同法243条の2第1項）ことなどから、通常の支出よりも慎重な取扱が求められます。

本件（児童移送費）は、多額の支出を要しうる突発的な事態にも対応できるようまとまった金額を確保しておくべきとの考えから、過去の実績（平成30年度分）が12,100円であったところ、96,600円を請求していたものです。

ご指摘を受け、令和2年度分からは、平成30年度の実績を参考に、4月分として13,000円を請求し、以後は、支払が発生した場合に限り、追加で13,000円ずつ請求していくという取扱に変更いたしました。今後も、児童対応への万全な備えと、法令の趣旨に則った取扱を両立してまいります。

【報告書420ページ】第5・4(2)エ(エ) 児童心理治療センター運営費：物品購入

スキー授業終了後になされたスキー用品の購入は、平成30年度において支出が必要なものであったとはいえない。当該年度において不要な出費は慎むべきである。

物品購入は、地方自治法第208条第2項に規定される会計年度独立の原則により、各年度に必要なものはその年度内に行うべきとされています。

本件は、平成30年度予算での購入を予定していた一部入所児童のスキー用品が、事務手続上の遅れにより、同年度のスキー授業終了後に購入されたものです。児童にとって必要な物品であり、他の児童は購入済であったため、公平性の観点から担当者としても購入すべきものとの認識から、購入が遅れてしまったものの、購入するという行為が優先されました。

ご指摘を受け、令和元年度は、スキー授業開始前に、全児童のスキー用品を購入いたしました。

今後も、会計年度独立の原則に基づいた処理を行うとともに、余裕をもった購入計画による適切な事務処理を行ってまいります。

【報告書420ページ】第5・4(2)オ 児童心理治療センター運営費：備品管理に関する不備

備品出納簿に記載されている番号と現品に貼付されている整理票の番号が一致しなかったところ、適切な管理を実践されたい。

備品管理については、札幌市会計規則第129条及び第130条に基づき、物品の出納の都度、備品出納簿に記載し、備品は整理表その他の方法により整理されなければならないとされています。

本件は、当課の機構改革に伴い、対象備品に限らず、現在の部署へ管理換えを行ったことにより備品番号が変更されたものですが、対象備品への整理票シールの貼付が漏れていたものです。

ご指摘を受け、すべての備品について再度確認し、貼付漏れがないことを確認いたしました。今後も、備品の整備に遺漏がないよう点検するなど、適切な管理に努めてまいります。

【報告書420ページ】第5・4(2)カ 児童心理治療センター運営費：金券・郵券等の金銭同等物の管理

本施設にて使用する郵券については、郵便切手受払簿が備えられ、用途を記載するほか、毎月末に所属課長、係長の確認を経て検印が押捺される仕組みとなっている。3月末の課長検印漏れが1件認められた。

当課における郵券は、外勤用ICカードと同様、受払簿に受入年月日、数量、使用目的等を記載し、月末には課長までの検印を行って出納管理しているところです。

本件は、事務処理上の確認不足により、課長の検印が漏れていたものです。

ご指摘を受け、課長までの確認を行い、検印を押捺し是正いたしました。今後はこのようなことがないように、確認を徹底してまいります。

【報告書422ページ】第5・4(3)ア(イ) 自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理

入所児童の児童手当の管理について定めた要領の存在が失念されており、これに則った管理がなされていなかった。

本件については、平成27年度の施設設立時に「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」を定め、要領に則った管理をすることとしておりました。

本件はこの要領の存在自体が引き継がれていなかったため、要領に則った管理がなされていなかったことについてご指摘があったものです。

ご指摘を受けて、今後は引継ぎを徹底するとともに、要領に則った管理を行ってまいります。

なお、当該要領については、令和2年6月1日付で改訂したところであり、今後は改訂した要領に則った管理を行ってまいります。

【報告書422ページ】第5・4(3)ア(ウ) 自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理
児童手当入金用の児童名義の口座は新規開設に限るべきである。

本件は、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」第2条、及び第5条の規定により、入所児名義の口座を新規開設することと定められているところ、既設口座を利用している児童が1名いたため、新規開設に限るべきところのご指摘があったものです。

ご指摘を受け、この1名については新規に口座を開設し、新規口座に児童手当を入金するようい

たしました。

また今後は要領に則り、新規の入所児童には、新規口座の開設を徹底してまいります。

【報告書423ページ】第5・4(3)ア(ウ) 自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理
入所児童についての児童手当につき、受給権者である本市が当該手当額を児童に贈与し、管理者を
施設管理者と指定する意思表示は、書面にて行うべきである。

本件は、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」第4条の規定および
民法第830条1項の規定により、児童手当を対象児童に贈与し、その管理者を施設管理者と指定する意
思表示を書面にて行うことと定められております。

この意思表示について、これまでは入所時の面談の際に口頭にて行っておりましたが、当該要領の
失念により書面では取り交わしておりませんでした。

ご指摘を受け、現在入所児童とその保護者について書面を交付することといたしました。

今後も要領に則り、新規の入所児童とその保護者に対し、児童手当の贈与及びその管理者を施設管
理者と指定する意思表示を書面にて行うこととします。

【報告書423ページ】第5・4(3)ア(ウ) 自閉症児支援センター運営費：入所児童の児童手当の管理
入所児童に贈与された児童手当の入金口座は、本施設管理者が管理するものである以上、定例監査
を行う必要があるが、これが行われていなかった。

本件は、「児童心理治療センターおよび自閉症児支援センター児童手当要領」第9条の規定に、毎月
1回、地域支援課長の監査を受けなければならないと定められているところ、児童手当要領が引き継が
れていなかったため、定例的な監査が行われておりませんでした。

ご指摘を受け、現在は要領に則り定例監査を行っております。なお、当該要領については、令和2
年6月1日付で改訂したところであり、今後は改訂した要領に則り、定例監査を行ってまいります。

【報告書425ページ】第5・4(3)イ(ウ) 自閉症児支援センター運営費：預り金の取扱い

入所児童のうち契約入所児童に関しては、預かり金銭があり、この管理について本市は預り金要領
が定めているが、同要領の取扱いでは適時の金銭使用に支障があるため、本施設は同要領に則った取
扱いをしていない。しかし、同要領は本市自らが規定したものであり、不便であるからそれに従わな
いというのは許されない。不合理・不都合な点があるならば、実情を考慮してそれを改訂すべきであ
る。

本件は、入所児童の預かり金銭の管理について「自閉症児支援センター預り金要領」により、その
管理・運用について定められているにも関わらず、この要領に不合理・不都合な規定があったため、
要領に則った管理をしておりませんでした。

ご指摘を受けて、不合理・不都合な規定を見直し、令和2年6月1日付で要領改訂を行いました。

今後は、要領に則った管理を徹底してまいります。

【報告書425ページ】第5・4(3)イ(エ) 自閉症児支援センター運営費：預り金の取扱い

預り金が不足する事態となったが、保護者からの入金がない場合に、職員の私費から補填し、当該
児童の需要に充てるという事象が認められた。なお、後に保護者からの入金又は児童手当から補填す
る後処理とする一時立替処理である。

本件は、「自閉症児支援センター預り金要領」第8条に、不足が生じるおそれがある場合は、速や
かに入所児の保護者へ連絡するものと定められているところ、保護者に預り金不足を連絡しても、速
やかに入金される訳ではないため、ご指摘のとおり一時的に職員の私費から補填するという事態とな
っておりました。また入金が滞った場合の対応について、要領に定められておりませんでした。

ご指摘を受けて、令和2年6月1日付で改訂した要領（第8条第2項）において、「預り金が不足
し、保護者からの入金が滞った場合は、当該児童の児童手当から不足した金額を補うものとする」と
しました。

今後は要領に則った管理を徹底し、私費から補填することがないようにいたします。

【報告書426ページ】第5・4(3)ウ 自閉症児支援センター運営費：措置費による児童の日用品等購入の会計方法

入所児童の措置費から日用品等を購入する際の会計につき、職員が私費で一時立て替える事象が認められた。出納担当職員が不在の場合にも現金を渡せるよう代決を定める等して、職員が私費立替をする事態が生じないようにすべきである。

本件は、入所児童の日用品等の購入について、原則として、「事前に出納担当職員から担当職員に概算額の現金を渡し、購入後に釣銭をもらい精算する」という取扱いにしていたところ、出納担当職員が不在の場合は、担当職員が私費で一時立て替えをし、後日精算することにしておりました。

ご指摘を受けて、私費立替をしないこととし、その旨を職員に周知し、指導しております。

なお出納担当職員である発達支援係長が不在の際は、生活支援担当係長又は自閉症児支援課長が認めたものが対応することとしています。

**【報告書426ページ】第5・4(3)エ(ア) 自閉症児支援センター運営費：備品管理に関する不備
備品出納簿及び使用簿に購入年月日の記載がない備品が存在した。今後購入される備品等については記載をされたい。**

本件は、本市の備品管理においては、札幌市会計規則第129条に基づき、物品の出納の都度、備品出納簿に記載することとされているところ、備品出納簿及び使用簿に購入年月日の記載のない備品が存在したため、今後購入する備品についてはこれを記載すべきとのご指摘があったものです。

ご指摘を受けた購入年月日の記載のない備品は、当施設設立前の施設及び病院の備品であり、その購入年月日を確認することが難しい品々でした。

当施設設立（平成27年度）以後の備品について、その必要事項は全て備品出納簿及び使用簿に記載しております。今後も備品の整備に遺漏がないよう点検するなど、適切な管理に努めてまいります。

包括外部監査の指摘事項等の概要及びそれに対する措置の概要

■ 監査結果報告年度 令和元年度

■ 監査テーマ 子育て支援、子ども家庭福祉及び幼児教育に関する財務事務の執行について

(2) 意見

※ 以下、表の上段に意見（要旨）、下段に意見に対する措置（検討結果及び対応）を記載しています。

ア 「第3 本市における保健所を中心とする母子保健事業に関する財務事務の執行・2 札幌市保健所における母子保健事業に関する監査結果」 関係

【報告書126ページ】第3・2(1)イ(ア) 母子保健対策費：ワーキング・マタニティスクール

ワーキング・マタニティスクールのアンケート結果によれば、保育園情報に関する保護者の関心が高いことが伺われるので、子ども未来局の職員が保育園情報の提供を行うプログラムを追加するなど、保護者のニーズにあった内容に改めていくことが望まれる。

本件は、ワーキング・マタニティスクールのアンケート結果から、保育園情報への関心が伺われるため、保護者のニーズに合うよう内容を改めるべきとのご意見があったものです。

本教室については保育園情報の提供を主な目的としているものではないことから、保育園情報についてはその他の妊娠・出産・子育てに向けた情報と併せて、可能な範囲で教室のプログラム等に組み込んでおりました。

ご意見を受け、委託先の公益財団法人母子衛生研究会とスクールの内容やプログラムについて検討を行い、保護者のニーズに沿った内容となるよう、保育園情報の提供も含めて調整いたしました。

【報告書127ページ】第3・2(1)イ(イ) 母子保健対策費：損害保険代理店による見積書の提出

傷害保険契約は、指名見積合せによる特定随意契約によっているが、見積書を提出した1者は、保険代理店であった。見積書の提出は、保険会社によるものが望ましい。

本件は、母子保健訪問指導員の傷害総合保険の指名見積合せにおいて、保険代理店から見積書を徴していることについて、保険代理店は引受保険会社の一定の商品の販売代理権を有しているものであり、すべての保険商品を扱うことや、保険料を決定する権限は有しておらず、また、最終的に契約の相手方になるのは引受保険会社であるため、見積書の提出は保険会社によることが望ましいとのご意見があったものです。

本市においては保険商品について見積書提出者や入札者が保険代理店であることを制限する規則等は存在しないことから、傷害総合保険への加入のため実施した指名見積合わせにおいて、保険代理店より見積もりの提出を受けていました。

ご意見を受け、令和2年度の契約に向けた見積書の提出時には、全て、保険代理店ではなく保険会社より提出いただきました。

【報告書128ページ】第3・2(1)イ(ウ) 母子保健対策費：母子保健訪問指導における個人情報保護

一部の母子保健訪問指導員において、杜撰な情報管理が認められた。個人情報の取扱に関する研修を実施するなどして、再発防止策を具体的に策定し、個人情報保護に努めるべきである。

本件は母子保健訪問指導員が訪問の際に情報を記録した訪問指導票の様式を、シュレッダー等にかけることなく、単に破り、家庭用ごみとしてごみステーションへ捨てたところ、そのごみ袋から個人情報が見える箇所が逸出し、これを拾得した市民より保健センターへ連絡が入り、母子保健訪問指導の杜撰な情報管理が発覚したものです。

令和元年度中に母子保健訪問指導員および各区健康・子ども課に対して注意喚起を行いました。

ご意見を受け、各区で毎月開催している母子保健訪問指導員連絡会においても継続して注意喚起を実施しているところです。

【報告書128ページ】第3・2(1)イ(ウ) 母子保健対策費：母子保健訪問指導における個人情報保護
母子保健訪問指導員が訪問時に持参する資料等は、郵送扱いしない旨業務委託契約の仕様書上に明記されたが、未だ郵送扱いをしている区もある。郵送時のルールを厳格化するなどして、各区の状況に見合ったルール設定を検討すべきである。

本件は、母子保健訪問指導員への書類の受払において、個人情報保護の観点から、平成30年度より業務委託契約の仕様書を変更し郵送扱いしないこととしておりましたが、各区健康・子ども課においては各訪問指導員の負担やスムーズな訪問の実施を考慮し、郵送扱いが継続されていたため、各区の状況に見合ったルールの設定を検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受け、業務委託契約の仕様書だけでなく、各区健康・子ども課において業務の参考としている「妊娠期からの支援マニュアル」についても改訂を行い、母子保健訪問指導員への出産連絡票等のコピーの受け渡し方法を、「手渡し」と明記いたしました。

【報告書129ページ】第3・2(1)イ(エ) 母子保健対策費：母子健康手帳の記載について
母子健康手帳が情報提供という観点からも有用なツールとなるよう、保健所（母子保健）所管事業のみならず、他の所管部署の事業についても、必要に応じて改訂していくことが望まれる。

母子健康手帳は法令により作成要領や必要な記載事項が定められており、本市の母子健康手帳には非常に多くの妊娠や子育てに関わる情報を記載しています。情報量が多いことについては多くのメリットがありますが、一方で妊産婦が必要な情報を取得できないという事態が生じうるなど検索性の向上が課題として挙げられます。

母子健康手帳の記載内容につきましては、これまでも工夫を重ねてきておりますが、ご意見を受けて、検索性の向上を含め、今まで以上に有用なツールとなるよう、今後も必要に応じて改訂を行ってまいります。

【報告書129ページ】第3・2(1)イ(エ) 母子保健対策費：母子健康手帳の記載について
本市「子育てアプリ」のQRコードは、母子健康手帳上には掲載されていない。QRコードについて、母子健康手帳に掲載することを検討されたい。

本市は「子育てアプリ」を提供しており、母子健康手帳の交付時には「子育てアプリ」の情報やQRコードを掲載したリーフレットを配布しておりますが、母子健康手帳上には「子育てアプリ」の情報やQRコードを掲載しておりませんでした。

ご意見を受けて、令和2年度版の母子健康手帳の「お母さん・お父さん悩みや子育てに関する相談」のページに「子育てに関する相談・情報提供」を掲載し、さっぽろ子育て情報サイトのQRコードを掲載いたしました。

【報告書131ページ】第3・2(1)イ(オ) 母子保健対策費：乳幼児健診の開催方法について
乳幼児健診は各区1カ所のみで開催しているが、他市の状況を分析検討した上、特に、主な乳幼児健診の対象となる0歳ないし4歳の人口規模の大きい区において、開催場所の増設を再検討することが望ましい。

乳幼児健康診査において開催場所の増設を行うことや医療機関へ外部委託を行うことについては、平成27年度から平成28年度にかけて検討がなされておりますが、健診に従事するスタッフの確保に課題があったことや健診の質が低下してしまうことの懸念等を理由として断念しております。

増設に必要な人員体制の早急な確保が難しいことから、現時点では困難と考えますが、ご意見を受け、上記懸念等を解消すべく引き続き検討を行ってまいります。

【報告書132ページ】第3・2(1)イ(カ) 母子保健対策費：未受診者対策
健診未受診者への対応について、状況把握の目安期間の設定などについて不十分な点が認められた。健診受診者への対応はできる限り標準化されるよう、マニュアル等に明記すべきである。

本件は、乳幼児健康診査マニュアルの中で状況把握の目安期間が設定されていないため、各区の状況把握期間が区々となっていることについて、母子への支援や虐待防止の観点から、健診未受診者への対応をできる限り標準化するべきとのご意見があったものです。

令和元年11月に乳幼児健康診査マニュアルを改訂しており、未受診者対策の見直しを実施しています。新たな未受診者対策においては、経過観察健診を含むすべての乳幼児健康診査の未受診者について、健診案内月の翌月末までにリストアップし、受診勧奨文書の送付や情報収集を進め、原則目視による状況確認を行うこと、未受診者について健診案内月の概ね4か月以内には各区において課内会議を開催し、未受診者すべての状況を共有した上で対応方針の検討を行うことを規定しています。

【報告書135ページ】第3・2(1)イ(キ) 母子保健対策費：保健師の業務負担、人員体制の是正

本市の保健師の人員配置は、他市と比較して十分とは評価しがたく、各区においても偏りが認められる。虐待予防の観点から、各区の保健師の偏在を是正するとともに、増員する方向で検討されることが望ましい。

保健師による支援は、虐待予防という重要な役割を担うことから、人員不足は適切なリスクアセスメントの実施を困難ならしめる恐れがありますが、本市の各区の職員数・母子保健相談員数と乳幼児の人口を比較した場合、保健師一人当たりの担当乳幼児数には偏りが認められる状況となっており、他市と比較しても人員配置が十分といえるものではありません。

令和2年度から、新たに各区に1名ずつ母子保健相談員（会計年度任用職員）を配置し、相談支援体制を整備しているところですが、いただいたご意見を踏まえ、人員体制については、引き続き検討してまいります。

【報告書136ページ】第3・2(1)イ(ク) 母子保健対策費：母子保健における情報管理体制について

母子支援・虐待予防の観点から、保健所においては、異動情報を把握し各区に通知した後、各区ないし他市町村との間で、乳幼児カルテ等、母子保健に関わる情報について異動又は引き継ぎがなされたか、チェックできる体制が構築されることが望ましい。

本件は、母子支援・虐待防止の観点において、転居の事実自体がリスクアセスメントを左右する可能性があるため、転居先の区あるいは他市町村での支援体制を早期に整えるに当たり、適切な情報提供とそのチェック体制を構築することが望ましいとのご意見があったものです。

保健所においては、住民基本台帳上の異動情報について、月に1度、定期的に抽出を行い、「異動リスト」として提供を行っており、各区においてはこのリストをもとに、他市町村からの転入児について健診案内を送付するほか、他区からの転入の場合には、前住地より乳幼児管理カード（カルテ）を取り寄せ、当該情報を引き継いだ上で健康診査等の母子保健事業を実施しています。

なお、異動情報については各区において任意のタイミングで確認を行うことも可能であることから、異動に伴う引き継ぎに漏れが生じぬよう、保健所におけるリストの提供を待たず、各区においても適宜情報を確認するよう周知しています。

【報告書138ページ】第3・2(1)イ(ケ) 母子保健対策費：各業務委託契約について

妊婦一般健診と乳児精密健診では、札幌市医師会と業務委託契約を締結しているが、再委託先との再委託契約を確認したり、承諾書等の徴収は行っていない。本市は、再委託先において本業務委託契約上の権利義務の認識に齟齬が生じていないか、資料等により確認すべきである。

本件は、本市が札幌市医師会と業務委託契約を締結している妊婦一般健康診査と乳児精密健康診査について、個々の業務の実施、実施報告、委託料の請求・受領は、医師会が指定する各医療機関が行っていたところ、本業務委託契約書に記載されている権利義務が再委託先にどのように伝えられているか不明であるため、これがわかる書類を徴取し、再委託先において本業務委託契約上の権利義務の認識に齟齬が生じていないか確認すべきであるとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、一般社団法人札幌市医師会との間で業務委託契約を締結している乳児精密健康診査については、令和2年度の契約を締結する際に、業務の実態に即した形となるよう内容の見直しを行っています。

なお、妊婦一般健康診査については、令和元年度より北海道の協定に参加する形となったため、一

般社団法人札幌市医師会との間で委託契約は取り交わしておりません。

【報告書141ページ】第3・2(2)ウ(イ) 母子保健対策扶助費：育成医療・養育医療

本市は社会保険診療報酬支払基金北海道支部に対して育成医療・養育医療の診療報酬相当額を概算払い（診療報酬相当額の約1.5倍）しているが、概算払い自体の見直し及び仮に概算払いを行うとした場合の金額の見直しについて、同基金との間で協議を行うのが望ましい。

社会保険診療報酬支払基金北海道支部との間では、昭和47年に診療報酬審査支払事務に関する委託契約を締結しており、同契約書においては、概算払いの金額は、診療報酬相当額の1.5倍とされていることから、社会保険診療報酬支払基金北海道支部からの請求については、前月分の実績額の1.5倍の金額が請求される状況となっています。

ご意見を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金北海道支部へ概算払い自体の見直しを提起しておりますが、通常払いに変更したとしても、保健所健康企画課母子保健係が所管している事業は対象総数が少なく、数件の高額な診療報酬請求があれば請求金額が大幅に上昇してしまうことから、当月請求金額の1.5倍を余剰として保持する現在の概算払いに問題があるとは考えていない旨、回答がありました。そのため本件については引き続き社会保険診療報酬支払基金北海道支部との間で協議を行っていく予定です。

【報告書146ページ】第3・2(5)イ(イ) 児童虐待予防対策費

本市では、思いがけない妊娠に特化した相談窓口はない。他政令市の設置状況や本市の現状に鑑み、思いがけない妊娠をした女性への支援が行き届くよう、利用者のニーズに合う相談窓口の設置が検討されるべきである。

本市においては、中絶や望まない妊娠に関する独自の相談窓口は設けておらず、相談があった際には随時対応することとしておりますが、本件は、これに特化した相談窓口の設置を検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見のとおり、妊娠に特化した相談窓口の設置は必要なものと認識しておりますので、利用者のニーズに合う相談窓口の設置について、引き続き検討を進めてまいります。

【報告書148ページ】第3・2(6)イ(イ) 不妊治療費等支援費

不育症治療費助成事業の対象とされている厚生労働省の不育症の定義とは異なる見解もあるところであるため、不育症研究の進展により得られる最新の医学的知見等を考慮しながら、本事業の目的を果たすべく、助成対象とすべき不育症の定義については不断の見直しを検討されたい。

本事業の実施要綱においては、厚生労働省の不育症の定義に基づき、不育症を「2回以上の臨床的妊娠の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合」と定義しております。

ご意見のとおり、不育症については日々研究がすすめられている分野でありますので、最新の知見等を確認した上で、適宜、対象要件について検討を継続してまいります。

【報告書150ページ】第3・2(9)ア 妊娠・出産包括支援費：初妊婦訪問の実施率向上について

初妊婦訪問について、平成30年度実施率は42.2パーセントにとどまっている。多くの初妊婦へのアプローチが奏功するよう、実施率の向上に向けて引き続き取り組みを行うことが望まれる。

初妊婦訪問については、時期をずらして再度連絡を行うなど、実施率の向上に向けて工夫を継続しておりますが、平成30年度の実施率は42.2%にとどまっております。本件は、本事業が出産・妊娠包括支援という観点から重要な施策の一つであるため、今後も実施率の向上に向けて取り組むことが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、母子健康手帳交付時の周知等を徹底し、引き続き実施率の向上に向けて工夫を重ね取り組んでまいります。

【報告書151ページ】第3・2(9)イ(ウ) 妊娠・出産包括支援費：請求書提出の遅延

委託料の請求書提出が著しく遅延していることが認められた。契約書に沿った請求・精算を履行するよう指導を徹底されたい。

本件は、本事業において、受託者は事業実施月の翌月 15 日までに請求書を提出するよう努めることとしていたところ、平成 30 年度には委託料の請求書提出が著しく遅延する事象があったため、契約書に沿った請求・精算を履行するよう指導を徹底すべきとのご意見があったものです。

委託料の請求書提出につきましては、これまでも事業実施月の翌月 15 日までに請求するよう委託先へ指導を行ってきましたが、ご意見を受けて、今後も事業実施月の翌月 15 日までに請求するよう、委託先への指導を継続してまいります。

イ 「第3 本市における保健所を中心とする母子保健事業に関する財務事務の執行・3 北区及び南区保健福祉部における母子保健事業に関する監査結果」 関係

【報告書 152 ページ】 第3・3 (1) 思春期ヘルスケア事業

本事業実施後に本事業マニュアル所定の様式により実施される「思春期ヘルスケア事業アンケート」につき、逐一アンケート用紙と照合しなければ内容が理解できないアンケート結果集計表が作成されていた。一覧性に乏しく、効果測定の見点から疑問が残るため同マニュアルの様式を変更すべきである。

思春期ヘルスケア事業アンケートの集計については、「札幌市思春期ヘルスケア事業マニュアル」に基づき実施され、定められた様式を用いて行っています。本件は、このアンケートの集計表について、より分かりやすい様式に改めるべきとのご意見があったものです。

アンケート集計結果表の体裁については、ご意見の通り一覧性に乏しいものであったことから、明確となるよう保健所にて様式を改訂し、現在は新しい様式にてアンケート結果集計表を作成しております。

ウ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・2 子ども未来局子育て支援部・支援制度担当部における子育て支援事業に関する監査結果」 関係

【報告書 202 ページ】 第4・2(1)エ(ウ) 公立保育所等運営費：使用料の代理納付

一時預かり事業の使用料について現金を預かった件数が少なくないことから、現金保管に係るリスクを軽減するべく、可能な限り、徴収日に金融機関へ納入できるよう対策を検討されたい。

本件は、一時預かり事業の使用料について、現金保管に係るリスク軽減の見点から、徴収した当日のうちに金融機関へ納入するよう意見があったものです。

一時預かり事業の使用料については、原則として、児童を預かる際に保護者から現金を徴収しており、月曜日から金曜日については、当日中に金融機関に納入する対応をしております。しかしながら、一部、保護者が現金の持参を失念するなどして、預かり時ではなく、お迎え時に現金の徴収を行う対応をせざるを得ない場合もあります。このような場合は、既に金融機関の窓口が営業時間外となっている場合が多く、やむを得ず、徴収した現金を金庫により保管し、金融機関の翌営業日に納入する対応をしております。

また、土曜日については、当日は金融機関が休業しているため、徴収した現金を金庫により保管し、金融機関の翌営業日に納入する対応をしております。

いずれにしましても、ご意見のとおり、現金保管に係るリスクを軽減するべく、可能な限り徴収日に金融機関へ納入する対応を原則とし、やむを得ない場合には、必ず金庫にて現金保管を行い、翌営業日に速やかに納入する対応を行ってまいります。また、保護者には預かり時の支払いについてご協力を求めてまいります。

【報告書 208 ページ】 第4・2(5)ア(イ) 助産施設費：未納徴収金の管理

過年度分の収納率が 18 パーセントにとどまっていることなどに照らし、助産施設制度に見合った具体的な収納確保・滞納管理の運用基準等を整備し、収納率向上に努めるべきである。

札幌市における助産の実施に係る徴収金の収納に関する事務は「札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則」や「札幌市債権管理条例」等に基づいて実施することとしています。本件は、この徴収金について、収納率の向上に向けて運用基準を整備すべきとのご意見があったものです。

ご意見を踏まえ、「助産施設入所（助産の実施）事務処理マニュアル」において、催告や徴収猶予の内容・方法等の記載を充実させ、効果的・効率的な債権管理に努めてまいります。

【報告書209ページ】第4・2(5)イ(エ) 助産施設費：情報提供の在り方について

助産施設制度を必要とする者が、制度の趣旨や利用のメリットが理解できるよう、また、助産施設を実施している病院・助産所へのアクセスが容易にできるよう、助産制度の情報提供の在り方について、見直しが検討されるべきである。

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を実施することを目的とする施設です。

本件は、制度を知らなかったために入所申し込みが遅れた例が複数あることから、助産制度自体が一般に浸透していない可能性があるため、情報提供のあり方について見直しが検討されるべきとのご意見があったものです。

助産施設の周知については、さっぽろ子育て情報サイトを活用すること等により行ってきましたが、ご意見を受けて、妊娠中の方が情報にアクセスしやすいようにサイトの構成を見直したほか、生活にお困りの方向けのサイトからのリンクを設定しました。

今後とも、関係部署と連携しながら、より対象者にわかりやすい情報提供に努めてまいります。

【報告書210ページ】第4・2(5)ウ(イ) 助産施設費：入所希望者への説明文書について

「助産施設入所案内」の記載内容について、住民票が同一でなくても生計を一つにする世帯全員の収入状況に照らして判断される可能性があることを明記し、説明内容に疑義が生じないようにすべきである。

本件は、助産施設入所の可否を決定するにあたり、世帯の課税状況を確認することとしておりますが、課税額を合計する対象となる扶養義務者等について、住民票上別世帯の方を含める旨、市民向けの「助産施設の入所案内」に明記すべきとのご意見があったものです。

ご意見を踏まえ、入所希望者に誤解が生じないように入所案内の記載について見直しを行いました。

【報告書219ページ】第4・2(8)オ(ウ) ひとり親家庭支援センター等運営費：実績向上に向けた取組の必要性

ひとり親家庭支援センターをはじめとする本市のひとり親家庭支援施策は、認知度が低く利用割合も低い現状である。本市は、他の地方公共団体の取組状況も参考にしながら、認知度と利用率の向上のため効果的な取組を検討すべきである。

平成29年に市内のひとり親家庭等を対象に行ったアンケート調査の結果から、多くの支援制度について認知度が低く、支援を必要としている方がいるにもかかわらず必要な情報が届いていないことが、課題として明らかになっています。

このため、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（2018年度～2022年度）において、「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標の1つに掲げました。これに基づき、本市のひとり親支援施策についてわかりやすく紹介する冊子を離婚届の受付窓口で配布しているほか、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付するなどの取組を進めています。

更にご意見も踏まえ、令和2年度は、ひとり親支援施策を紹介する冊子をより広範囲に配布することとしました。

必要な方に必要な支援を届けるため、今後も他都市の事例等も参考にしながら効果的な取組を検討してまいります。

【報告書221ページ】第4・2(8)カ(ウ) ひとり親家庭支援センター等運営費：指定管理者の募集方法・評価の妥当性

指定管理者評価シートの一部について、評価の相当性に問題点が認められた。指定管理者評価シートの評価方法に従い、適切かつ具体的に記載すべきである。

ひとり親家庭支援センターは、ひとり親家庭及び寡婦を総合的に支援する施設で、札幌市の指定管理施設です。

本市の行政評価制度において、指定管理者が実施する業務についても評価対象となっており、ひとり親家庭支援センターによる自己評価を踏まえて、子ども未来局にて評価を行っています。

本件は、この評価に用いている評価シートの記載に不十分な部分があった点についてご意見があったものです。

ご意見を受けて、今後は指定管理者評価シートの評価方法に従い、適切かつ具体的な記載にすべく改善を図ってまいります。

【報告書222ページ】第4・2(8)キ ひとり親家庭支援センター等運営費：基準管理費用の算定について

基準管理費用の人件費について、実際の職員配置と異なる算定がなされており、過大な算定となるおそれがあり相当ではない。適正な算定を心掛けるべきである。

指定管理者の募集に当たっては、事前に仕様書の作成や基準管理費用の算定を行っています。

本件については、基準管理費用の算定内容と、仕様書で定める職員の配置体制の整合が取れていないのご意見があったものです。

ご意見を受けて、次期の指定管理者選定の際、基準管理費用の算定に当たっては根拠が明確となるよう精査してまいります。

【報告書225ページ】第4・2(8)サ(ア) ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）

本市では、本事業を実施するにあたり、所得制限を設けているが、既存の制度内容が利用者のニーズに沿ったものであるか検討した上、本事業の所得制限を見直すか、他支援制度との連携方法の見直しを検討すべきである。

本事業は、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的として、疾病等により一時的に生活援助を必要とするひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣するものです。

本事業の利用対象は、所得が児童扶養手当支給水準である世帯としており、利用に当たって所得制限のない「生活支援サービス」（ひとり親家庭支援センターの指定管理者の自主事業）と連携して実施しています。

本件は、本事業の利用に当たって所得制限があることについてご意見があったものです。

ご意見を受けて、所得制限により本事業が利用できない方であっても、生活支援サービス等が利用できることについて本事業のホームページに明記し、「生活支援サービス」のページへのリンクを設定したところです。

今後もよりわかりやすい周知に努めてまいります。

【報告書226ページ】第4・2(8)サ(イ) ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）

本市では、本事業を利用する際に市内1カ所であるひとり親家庭支援センター内の窓口にて事前登録をしなければならない。他政令市の実施状況を参考として、より利用しやすい登録方法になるよう、見直しを検討すべきである。

本件は、本事業への登録方法について、各区役所での手続きや申請書のダウンロードなど、登録の間口を広げている他政令市の状況を参考に、本市もより利用しやすいものとなるよう見直しを行うべきのご意見があったものです。

本事業の利用に当たっては、初回の利用前に登録申請が必要ですが、利用希望者の状況に応じて、申請書を郵送で受け付けるなど柔軟に対応しています。

更に、ご御意見を受けて、登録利用者の利便性向上のため、本事業のホームページに登録申請書を掲載しました。

今後も他都市の実施状況等を参考としながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

【報告書226ページ】第4・2(8)サ(ウ) ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）

本市では、「子育て支援」を支援内容としていないが、「子育て支援」のニーズの有無や他市の状況等を調査し、必要に応じて、制度の拡充を検討すべきである。

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の枠組みにおいて、実施主体は「生活援助」及び「子育て支援」のメニューを設けることが可能です。

本件は、本市の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」において、「生活援助」のメニューのみ設けており、「子育て支援」のメニューを設けていないことについてご意見があったものです。

「生活援助」で行うサービスとしては、家事、介護その他の日常生活の便宜とされており、利用者の自宅での援助を想定しているものです。なお、本サービスには、利用者の自宅での保育サービスを含んでいます。

また、「子育て支援」で行うサービスとしては、保育サービス及びこれに付帯するものとされており、利用者の自宅以外での支援を想定しているものです。

利用者の自宅以外で行う保育サービスについては、本市においては「札幌市ファミリー・サポート・センター事業」のほか、ひとり親家庭支援センターの指定管理者の自主事業である「生活支援サービス」や「ほりでーまむ（休日託児事業）」で実施しております。

本事業は、これらと連携して実施することを前提に、「生活援助」のメニューのみ設けているところです。

今回のご意見を受けて、本市においても利用者の自宅以外で行う保育サービスが利用できることについて本事業のホームページに明記し、各事業のページへのリンクを設定したところです。

今後もよりわかりやすい周知に努めてまいります。

【報告書 226 ページ】第 4・2(8)サ(エ) ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）

本事業における利用者負担金の支払場所は、金融機関の窓口のみとなっている。夜間・土日でも納付できる収納方法や、複数の収納方法の導入について積極的に検討されるべきである。

本事業は、利用世帯の所得が児童扶養手当支給水準である世帯を対象に実施しているもので、1 時間あたり 150 円の負担額を徴しています。ただし、対象世帯のうち生活保護世帯及び市民税非課税世帯については負担額を徴しないこととしております。

この負担額については、利用実績を確認した後、対象となる世帯に対して納付書を発行していますが、本件は、この負担額の支払場所が金融機関窓口のみであることについて、収納方法が不便であれば、利用者離れや滞納を招く恐れがあるため、収納方法の拡充について検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、他都市の事例等も参考にしながら、収納方法のあり方について検討してまいります。

【報告書 227 ページ】第 4・2(8)サ(オ) ひとり親家庭支援センター等運営費：ひとり親等日常生活支援事業（本事業の見直し）

家庭生活支援員の人数は 10 名であるところ、家庭生活支援員の人数が、利用者のニーズに合致しているか否か調査検討した上、増員に努めるべきである。

本件は、本事業において、受託者がひとり親家庭に派遣するために確保する家庭生活支援員の人数についてご意見があったものです。

本事業の契約に当たっては、事業の実施に支障が生じないよう十分な人員を確保するよう仕様書で定めております。それを踏まえて受託者が確保した人数が令和元年度は 10 名でした。

現在のところ、人員不足を理由に派遣を断る事例は発生していませんが、今後ともニーズを見極めながら必要に応じた対応を図ってまいります。

【報告書 228 ページ】第 4・2(9)ア 母子生活支援施設運営費：徴収金の発生及び運用

母子生活支援施設の利用者徴収金について、過年度分・現年度分いずれも未納が認められるところ、支払猶予・減免制度の利用実績は乏しい。本市は、前記支払猶予・減免制度の周知・活用を適切に行うとともに、収納率向上に向けた取組を実施することが望ましい。

母子生活支援施設の利用に係る費用の徴収猶予等については「札幌市債権管理条例」に定めがあり、債務者が災害、盗難等によって財産に損失を受けた場合や、本人やその家族が病気になった場合等、その他法令に定める要件に該当した場合に、一定期間徴収を猶予することができることとなっています。

また、費用の減免については「札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則」において、費用の全部又は一部を負担することができない者は、費用減免申請書を提出し、市長の承認を受けることなどが定められています。

本件は、上記費用の徴収金について、過年度分・現年度分いずれも未納が認められるものの、支払猶予・減免制度の利用実績が乏しいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、債権管理に当たっては、債務者の状況の的確な把握に努め、必要に応じて上記制度を適切に適用してまいります。

【報告書229ページ】第4・2(9)ウ 母子生活支援施設運営費：情報提供の在り方について

母子生活支援施設の認知度は低く、利用実績も低下している。認知度及び実績向上に向けた取組を実施すべきである。

本件は、母子生活支援施設の利用世帯数が年々減少していること、アンケート調査の結果、認知度が低かったことに照らし、本制度の認知度・実績向上に向けた取り組みを実施すべきとのご意見があったものです。

母子生活支援施設は、世帯ごとに独立した居室を備えていますが、入所者共用の空間・設備があり、入所者同士の交流が行われる等、集団生活の要素もある施設です。

母子生活支援施設の利用実績の低下については、集団生活や老朽化した施設が敬遠されていることなどが要因と考えております。

老朽化対策として、各施設が改築を行う際の補助事業を実施しており、平成30年度に1施設がこれを活用して建替えを行っているところであり、今後も施設の老朽化への対策を進めてまいります。

一方、ご意見をいただいた認知度の低さについては本市においても課題と捉えており、市の子育て情報サイトに施設一覧を掲載しているほか、母子生活支援施設も含めたひとり親家庭向けの支援制度を案内するパンフレットを、離婚届の受付窓口等で配布するなどの取組を進めているところです。

ご意見を受けて、子育て情報サイトへの掲載内容をさらに充実させるとともに、生活にお困りの方向けのサイトからのリンクを設定いたしました。

今後とも、関係部署と連携しながら、より対象者にわかりやすい情報提供に努めてまいります。

【報告書235ページ】第4・2(11)イ(ア) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：マニュアルの整備

督促業務等については、徴収率向上や債権管理業務の標準化を目的として、マニュアルの整備を検討されたい。

本件は、当該貸付金の債権管理に関するマニュアルがないことについて、債権管理事務は主に各区役所の担当職員や母子・婦人相談員が行うところ、必ずしも各區で標準化されていないことも懸念されるため、督促業務に特化したマニュアルの作成を検討すべきとのご意見があったものです。

当該貸付金の事務処理については、札幌市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に定めており、督促業務等についても記載しておりますが、督促業務等に特化したマニュアルは作成しておりません。

ご意見を受けて、事務取扱要領における督促業務等に関する記述を詳しくすることなどを検討してまいります。

【報告書235ページ】第4・2(11)イ(イ) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：多様な収納方法の検討

口座振替制度を含めた多様な収納方法の採用を検討されたい。

本件は、本市が当該貸付金の収納に口座振替を採用していないことについて、簡便な支払い方法を採用することは徴収率の向上に直結するため、口座振替を含めた多様な収納方法の採用を検討すべき

とのご意見があったものです。

当該貸付金の口座振替については、過去に導入を検討した経緯もありますが、全体の件数が少ないことや、導入にシステム改修を要することから、費用対効果に鑑み、現時点での導入は困難と考えております。

その他の収納方法の採用については、今後総合的に検討してまいります。

【報告書236ページ】第4・2(11)イ(エ) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：債権回収会社への回収委託の検討

債権回収にあたり、弁護士又は債権回収会社への回収委託を検討されたい。

本件は、当該貸付金の償還率向上の観点から、債権回収の委託を検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、債権回収の外部委託について検討してまいります。

【報告書236ページ】第4・2(11)ウ(イ) 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金・事務費・公債償還費：違約金減免（違約金減免に係る理由の明示）

違約金減免要件の充足について事後的にも確認できるよう、違約金免除決定通知書の様式の変更も含めて方策を検討されたい。

本件は、当該貸付金の違約金免除決定通知書の様式に理由を記載する欄が設けられていないことについて、減免要件の充足について事後的にも確認が出来るよう様式の変更を含め検討すべきとのご意見があったものです。

当該貸付金の違約金減免については、理由が示された減免申請書に基づき、減免の可否を決定しておりますが、ご意見を受けて、決定に係る意思決定の文書において、減免要件の充足について明記するよう徹底します。

【報告書238ページ】第4・2(12)ウ(イ) 母子緊急一時保護費：委託費の精算について

委託費のうち、緊急生活物資購入分を除き、前払いとしているが、精算を行う経費として設定されていない。少なくとも、委託費のうち、施設職員非常呼び出し手当、生活消耗品購入費、保健管理費、付添交通費については年度ごとの精算を行うことを検討すべきである。

母子緊急一時保護事業は、夫の暴力等による緊急時に安全を確保する必要のある女性及びその者の監護する児童に避難場所を提供し、必要な相談・指導等の支援を行うものです。

前金払は、前金で支払をしなければ、支出の目的が達成されないような経費について、支払うべき事実の確定前に支払をする方法であり、地方自治法施行令において、委託料については前金払ができることが定められています。

この場合の債務金額は、契約等によって確定しているものであり、後日不履行その他の事由によって客観的に異動を生ずる場合のほかは、その性質上精算を伴わないものとされています。

本業務においては、緊急時に利用者を受け入れるための体制整備に係る基本的な費用について前金払をしておりますが、契約上の不履行等は認められないことから、精算は行わないものです。

今後も過大な支出とならないよう、予定価格の算定を慎重に行ってまいります。

【報告書239ページ】第4・2(12)エ(ウ) 母子緊急一時保護費：委託費請求書に添付する資料の不備

本市は、委託先に対して書類不備という事象が生じないよう指導するとともに、事務手続上煩雑で不備が生じかねないのであれば、事案の性質及び実態に即した運用に変更すべきである。

本件は、利用者に支給した緊急支援物資の購入に要する費用について、実績加算分委託料として実費の支払を行っていたところ、利用者から受託者が徴した受領書など、受託者から請求時に提出された書類に不備があったことについてご意見があったものです。

ご意見を受けて、事業の特性を考慮の上、実績加算分委託料を緊急一時保護の利用日数に応じて支払うよう運用を見直しましたが、本件に限らず、書類不備が生じないよう、受託者への指導について徹底してまいります。

【報告書240ページ】第4・2(12)オ(ア) 母子緊急一時保護費：業務委託契約書・仕様書の内容の見直し

平成30年度において、広域入所時の移動付添費が委託費に含まれているか否かにつき、仕様書上明確な記載がなかったこと等が原因で、委託先との解釈が一致しなかったという事象が認められたが、翌年度の業務委託契約書・仕様書には明記されていなかった。契約内容に疑義が生じないよう、年度ごとに契約書・仕様書の内容を見直すべきである。

本件につきましては、仕様書に明記されていなかった広域入所時の移動付添について、実態として受託者において実施されてきたところ、平成30年度に受託者から疑義が呈されたことから、令和元年度の契約に当たっては、契約内容を精査し、委託業務に含まないものと整理した上で仕様書にも盛り込んでいなかったものです。

ご意見を受けて、令和2年度の仕様書においては、広域入所時の移動付添については、本業務に含まない旨明記しました。

【報告書240ページ】第4・2(12)オ(イ) 母子緊急一時保護費：業務委託契約書・仕様書の内容の見直し

平成30年度において、広域入所時の移動付添は委託先ではなく市職員が実施することとなったが、そのような運用で支障がないか、事業の目的や事業利用者の安全確保の観点から、再検討されることが望ましい。

本件は、広域入所時の移動付添を本市職員が行うことについて、付添には相応のノウハウが求められることに鑑み、委託先と市職員のどちらが行うべきであるか再検討すべきとのご意見があったものです。

従来、受託者が広域入所時の移動付添をしていた経緯はありますが、契約上明確に位置付けておらず、受託者から入居者の安全の担保が困難という理由で今後行うことができないとの申立があったことから、市の職員が広域入所時の移動付添を行うこととしたところです。

実施に当たっては、必要に応じて警察や婦人相談所等の専門機関に協力を求めながら、入所者の安全確保に努めてまいります。

【報告書241ページ】第4・2(14)イ ひとり親家庭等自立促進計画策定費

ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート回答率は、合計35.9パーセントと低い。次期の計画策定においては、アンケートの回答率向上のための工夫を行うか、又は、低い回答率でもなお計画策定上有効であることを示す統計学的根拠を示すのが望ましい。

当該アンケート調査は、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画（2018～2022年度）」の策定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の生活全般の状況や意識について把握するため、平成29年に市内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象として行ったものです。

本件は、このアンケートの回答率が35.9%であることについて、説得力に欠ける恐れがあるため、回答率向上のための工夫を行うか、低い回答率でもなお計画策定上有効であることを示す統計学的根拠を示すのが望ましいとのご意見があったものです。

一般的に郵送によるアンケート調査の回答率は、質問ボリュームや調査期間にも左右されますが、35%～50%程度が妥当とされており、今回の回答率が必ずしも低いとはいえないものと捉えております。

ただ、より多くの方の意見を施策に反映させていくことは重要ですので、次回調査では更に回答率を上げられるよう工夫をしてみたいと考えております。

【報告書249ページ】第4・2(18)ウ(オ) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業：委託契約の内容について

本市は、ボランティアへの費用の支払等に関して具体的な審査をしていないが、支出実績を慎重に審査するため、少なくとも、学習支援ボランティア等関連スタッフの出席簿や参加児童の出席簿、報酬支払状況がわかる資料、保険料・教材費の支出を裏付ける資料等について、支出実績の報告を求めるとし、これらの事項の報告を求める条項を本事業の委託契約に加えるべきである。

本事業は、ひとり親家庭の児童を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援や進路相談・生活相談を行うものです。

本件は、本契約が特定随意契約であることに鑑みると、契約価格の適正性・相当性について慎重かつ厳重な手続きにより審査する必要があるため、支出実績の報告を求めることとすべきとのご意見があったものです。

委託に当たっては、事業の仕様にに基づき必要と想定される費用を積算し、見積書を徴した上で契約しており、支出実績を求めることについては必須と考えておりませんが、業務履行の確認のため、スタッフ（コーディネーター、ボランティア）や児童の出席状況、児童の登録状況、進路相談・生活相談の件数、学習支援ボランティアを対象とした研修の実績等については、引き続き報告を求めてまいります。

また、ご意見を踏まえ、履行状況の確認を徹底するため、損害賠償保険やボランティア保険への加入状況を確認できる資料についても提出を求めることとしております。

【報告書249ページ】第4・2(18)ウ(カ) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業：委託契約の内容について

本事業においては事業年度終了時に委託費の精算を行っていないが、 unnecessary 支出が発生している場合には委託先に対し是正を促し、または必要に応じて精算を行うべきである。

前金払は、前金で支払をしなければ支出の目的が達成されないような経費について、支払うべき事実の確定前に支払いをする方法であり、地方自治法施行令において、委託料については前金払ができることが定められています。

この場合の債務金額は、契約等によって確定しているものであり、後日不履行その他の事由によって客観的に異動を生ずる場合のほかは、その性質上清算を伴わないものとされています。

本事業においては、実施に当たり塾総合保険等の損害賠償保険やボランティア活動保険への加入を求めているほか、会場利用の都度、利用料がかかることが想定されることから、事業の目的達成のため、前金払を行っているものですが、ご指摘を受けて、 unnecessary 支出が発生している場合には委託先に対し是正を促すようにいたします。

【報告書249ページ】第4・2(18)エ(ア) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業：実績向上に向けた取組について

平成30年利用実績が平成29年度利用実績よりも落ち込んでいることや、認知度が低いというアンケート結果に照らし、本事業の認知度を速やかに向上させなければならない。

本件は、利用実績が低下していることや、本市のひとり親家庭等自立促進計画（2018年度～2022年度）において、認知度が低いというアンケート結果が出ていることについてご意見があったものです。

自立促進計画において、「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標の1つに掲げ、広報の展開を進めているところですが、ご意見を受けて、事業の更なる認知度向上に努めてまいります。

【報告書250ページ】第4・2(18)エ(イ) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業：実績向上に向けた取組について

本市は、他政令市の実施状況や本市の実態を調査した上、具体的な数値目標の設定を行うとともに、利用者のニーズにあった開催方法・内容となっているかを検討し、必要に応じて事業のあり方の見直しを行うべきである。

本件は、利用実績の低下を踏まえて事業のあり方についてご意見があったものです。

ご意見を受けて、他都市の事例等も参考にしながら、より利用者のニーズに合った事業となるよう検討してまいります。

【報告書252ページ】第4・2(19)イ(ウ) 災害遺児手当支給費

平成30年度において、審査基準が改訂され、重度の精神障がいを負ったケースも支給対象に含まれることとなったが、審査基準の改訂にとどまり、要綱・要領の変更はなされていない。要綱・要領の

記載内容についても、速やかに見直しを行うべきである。

本件は、平成 30 年度において重度の精神障がいを負ったケースで申請相談がなされたことを契機として、身体障がい者手帳 1 級及び 2 級と同程度以上と認められる場合（主に精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当するもの）も支給対象に含めることとし、審査基準が改訂された一方、要綱・要領の改訂はなされていないことについて、これを速やかに見直すべきとのご意見があったものです。

ご意見を踏まえ検討したところ、本件は条例改正による対応が適切と判断し、令和 2 年第 2 回定例市議会にて条例改正を行いました。なお、要綱要領については、改定後の審査基準及び条例との齟齬はないため、改定の必要はないと判断しました。

【報告書 252 ページ】第 4・2(19)ウ 災害遺児手当支給費

「精神障がい」を負った場合に関しては、条例上明確な規定がなく、審査基準の改訂は条例と整合しないおそれがある。要綱・要領の変更にとどまるものとしてよいのか（条例変更の必要性がないかどうか）、条例を執行する所管課として検討することが望ましい。

本件は、当該手当において、重度の精神障がいを負ったケースについても身体障がい者手帳 1 級及び 2 級と同程度以上と認められる場合には支給対象に含めるという審査基準の改定を行ったことについて、審査基準のほとんどは条例上の文言の具体的な基準を定めるものであるのに対し、平成 30 年度に運用が変更された「精神障がい者」への支給については、条例上は支給対象となっていない者への支給を新たに行ったものといえ、本来であれば条例に明記されるべき事項であると考えられるため、条例改正の必要性について検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、令和 2 年第 2 回定例市議会にて条例改正を行いました。

【報告書 256 ページ】第 4・2(20)ア(カ) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

児童扶養手当返還金には、受給者が辞退を申し出たことで発生したケースがあるが、自ら発生させた返還金を支払わずに、最終的に不納欠損処理に至ったものが認められた。返還金発生について正しく理解していなかった可能性があるため、辞退を申し出た受給者に対しては返還金の負担が生じることを丁寧に説明すべきである。

本件は、返還金の発生事由として、「辞退」とされているものが若干件数認められたことについて、過去に遡って辞退するとわざわざ申し出て返還金を発生させた者が、当該返還金を支払わずに、最終的に不納欠損処理に至ったものであり、無用の事務負担を増加させたに過ぎず、受給者が辞退した場合、返還金が生じることを理解していないことに起因している可能性もあるため、辞退を申し出た受給者に対しては、そのことを丁寧に説明すべきであることのご意見があったものです。

平成 19 年 7 月 18 日に実施された厚労省監査にて、法の制度上「辞退」は想定されていないとの指摘を受けて以降、受給を希望しない対象者については、現況届を二年間提出しないことで時効により受給権を喪失させる取扱いに改めました。それ以降、過去に遡って辞退することにより返還金が発生するような事象はありません。

【報告書 256 ページ】第 4・2(20)イ(イ) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

本市では、児童扶養手当の申請がなされてから処分をするまでの標準処理期間は受理日より 2 か月間と定められているが（札幌市児童扶養手当事務取扱要領 25 条）、公開はされていない。申請者の便宜のため、標準処理期間を公開することが望ましい。

申請がなされてから処分をするまでの標準処理期間を定めることは努力義務とされているにとどまっていますが（行政手続法 6 条）、本市では受理日より 2 か月間を標準処理期間として定めております（札幌市児童扶養手当事務取扱要領（以下「児童扶養手当要領」という。）25 条）。

本件は、標準処理期間を定めたくうえでウェブサイト公開している自治体も多数存在するところ、申請者の便宜のため、本市も標準処理期間を公開することが望ましいというご意見があったものです。

「さっぽろ子育て情報サイト」にある児童扶養手当の制度説明の中で、“書類に不備がない場合で約 2 か月程度かかります。”と掲載しております。（「申請等について」の箇所）

【報告書257ページ】第4・2(20)イ(エ) 児童扶養手当費・児童扶養手当支給事務費

本市では、児童扶養手当受付簿を紙ベースで管理するほか、システムにても管理している。しかし、システムを受付簿として管理するのであれば、紙ベースで管理される受付簿の意義が希薄化する上、二重管理による事務負担増加の問題が残る。紙ベースで管理されている受付簿の取扱いについて、位置付けを明確にし、効率的な事務遂行が可能となる方向で検討されるべきである。

本件は、児童扶養手当の受付簿に記載すべき情報を、紙の受付簿とシステム上の二重で管理していたため、受付簿の位置付けを明確にし、効率的な事務遂行が行えるよう検討されるべきであるというご意見があったものです。

受付簿の取扱いですが、システムに入力するまでの段階に至っていない相談者の管理や日次の申請(届出)のシステム入力の漏れの防止等の補完的な役割として運用しております。

そのため、どちらかの様式で一元管理をするような変更は必要ないと判断いたしました。

【報告書260ページ】第4・2(23)ウ マイナポータルを活用した子育て電子申請サービス

一般競争入札を実施するにあたり、2社から参考見積を徴取し、うち1社のみが入札に参加し落札した。予定価格の公平性・秘密性に反するリスクを回避するため、予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については記録化する、(ii)参考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれがある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得することに留意することが望ましい。

※1：各区に設置したパソコン20台の購入に係る契約手続き

※2：複数の業者から参考見積を徴取したとしても、仮に、参考見積を徴取する業者が固定化し、常に同一の業者が定額の参考見積を提出したり、参考見積を徴取した業者と落札業者が固定化していれば、予定価格の公平性・秘密性に反するリスクが高まる。

本件入札については、契約管理課において一般競争入札の手続により実施されており、その手続自体は適正に行われましたが、複数の業者から参考見積を徴収していたとしても、参考見積を徴収する業者及び落札業者が固定することがあれば、予定価格の公正性や秘密性に影響を及ぼす懸念が生じるため、予定価格の算定の際には留意することが望ましいとのご意見があったものです。

これまで、契約事務ハンドブックには「予定価格の設定については、購入等の実績、他の官公庁又は他部局への照会、市場流通価格、複数事業者からの参考見積等により設定する」と記載しているところですが、いただいた意見を踏まえ、今後は第三の業者の参考見積を徴するなど、引き続き予定価格の公正性や秘密性の確保を行ってまいります。

【報告書261ページ】第4・2(24)イ 地域子育て支援推進費：納品場所の確認

仕様書に記載された場所に納品がなされたことが、事後的にも確認できるよう関係書類の保存を徹底されたい。

本件は、「子育てアプリ」のダウンロードを促進するためのチラシ制作の業務委託にあたって、納品先を各区と指定されていた事情について、各区にチラシが納品されたことを確認できる、各区担当者の受領印のある受領証を納品検査終了後に処分していたことに対して、仕様書に記載された場所に納品がなされたことが事後的にも確認できるよう関係書類の保存を徹底されたいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、仕様書のとおり業務が行われたかを確認するための受領書といった関係書類については、他の関係書類と合わせての保存を徹底いたします。

【報告書264ページ】第4・2(25)ウ(ア) 子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・医師による診療情報提供書

こども緊急サポートネットワーク事業の補助金を申請する者は、医療機関による診療情報提供書を提出することが求められるものの、医師資格を有する保護者については、保護者自身で診療情報提供書を記載し補助金が交付される事例が認められたが、一律の取扱いが望ましい。

本件は、札幌市こども緊急サポートネットワーク事業の補助金を申請する会員は、医療機関による診療情報提供書の提出を求めているが、会員自身が医師であった場合も、他の会員と一律の取扱いが望ましいとの意見があったものです。

ご意見を受けて、行政の事業であることから市民から疑念を抱かれることは避けるべきと考え、「医療機関が発行する」という文言を追加いたします。

【報告書265ページ】第4・2(25)ウ(イ) 子育て援助活動支援事業費：補助金手続の不備・利用日の確認ができない申請書

申請書の利用日欄に、「平成30年12月~~7~~8日」（7、8日に二重線）という記載が認められ、利用日が確認できなかった。申請書に正確な記載をするよう指導を徹底されたい。

本件は、一部の申請書において、記載事項に誤りがあった際に二重線で修正されているものがあり、正確な記載をするようご意見があったものです。

ご意見を受けて、公金の支出に関わるものであることから、今後は正確な記載をするよう指導してまいります。

【報告書268ページ】第4・2(26)ウ 子育てサロン事業費：補助対象経費性の調査

他団体と比して高額な損害保険料が補助金として交付されていたが、保険の補償内容や保険料が大きく異なる点について調査するべきである。

本件は、札幌市地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を運営する団体への補助金の交付の中で、一部の団体で損害保険料として年額126,038円が交付されていた事象について、こちらの保険料は補助金対象経費とされるが、他団体に交付されていた保険料が年額約2万円ないし5万円であるのに比し、著しく高額であるため、保険の補償内容や保険料が大きく異なる点について調査するべきであると意見があったものです。

ご意見を受けて、保険の補償内容について調査し、必要に応じて、今後、安価な保険への切り替えについて助言をしてまいります。

【報告書269ページ】第4・2(28)ア(ア) 公立保育所等整備費：指名見積合せの不備事象

入札等の経緯が明らかではないものについては、支出負担行為伺書に経緯ないし理由を適切に記載するよう心掛けられたい。

本件は、見積書に「辞退」と記載されている2社について、入札等執行調書には、「辞退」と「無効」で結論が分かれている記載があったことについて、その経緯が支出負担行為伺書に記載されていなかったため、今後は入札の経緯が明らかとなるよう支出負担行為伺書に経緯ないし理由を適切に記載すべきとのご意見があったものです。

当該案件については、「辞退」となった1社については、見積書を持参して来庁し、その際に見積を辞退する旨口頭で申し出があった上で封筒の提出があったため、事前に口頭による辞退の申し出があったものとして「辞退」となったものです。一方、「無効」となった1社については、郵送された封筒を入札日時に開封したところ、見積書の金額欄に「辞退します」と記載があったため、札幌市契約規則第11条第5号及び札幌市競争入札参加者心得第8項第8号に基づき無効となったものです。

ご意見を受けて、入札等の経緯が分かりにくいものについては、別紙にて経過をまとめ、支出負担行為伺書に添付することで対応してまいります。

【報告書270ページ】第4・2(28)ア(イ) 公立保育所等整備費：指名見積合せの不備事象

入札書の提出方法について、指名通知書の手続は必ず遵守するよう業者に指導するとともに、仮に指名通知書の手続に違反する入札書が提出された場合には、当該業者に補正を促すなどの対応を検討されたい。

本件は、指名通知書において、入札書を入れる封筒には、「封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名」を記載しなければならないが、入札の条件に違反した者の入札は無効とするものとされているが、実際には封筒の封皮に「開札日時」が記載されていないものが散見されたため、当該業者に補正を促す等の対応をするようご意見があったものです。

入札書を入れる封筒については、入札案件を明らかにし、誤開封を防ぐ目的があることから、ご意見を受けて、今後は入札書の提出方法に不備がある場合には、当該業者に補正を促すよう指導してまいります。

【報告書270ページ】第4・2(28)ア(イ) 公立保育所等整備費：指名見積合せの不備事象

支出負担行為伺書には、入札書を開披する封筒のみならず、郵送時の封筒についても添付するのが望ましい。

本件は、指名通知書において、入札書を送付する場合には、「二重封筒」としなければならないと指示しているところ、郵送時の封筒が添付されていないため、実際には二重封筒になっているか確認できないものがあったことから、郵送時の封筒も添付するのが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、入札書が適正に提出されたことを確認できるよう、郵送時の封筒についても入札等執行調書に添付する取扱いとしてまいります。

【報告書271ページ】第4・2(28)イ 公立保育所等整備費：指名見積合せの回避疑い

定価が10万円を超えているにもかかわらず、特定の業者からの見積書が10万円をわずかに下回ることから、その見積書の金額を支出予定額として、当該業者と特定随意契約を締結した事象が2件認められた。煩雑な指名見積合せを回避したのではないかと疑いを持たれないよう、定価が判明している本事象のような場合には、定価を支出予定額と定めたくえで、指名見積合せの手続を行うのが望ましい。

本件は、定価が121,300円であるものが見積書で99,360円であったもの、定価132,408円であるものが見積書では99,800円であったものについて、いずれも見積を行った業者と特定随意契約を締結しており、煩雑な指名見積合せを回避したのではないかと疑いを持たれかねないため、定価を予定価格と定めたくえで、指名見積合せの手続を行うのが望ましいとのご意見があったものです。

保育用品等の購入にあたっては、一般的にカタログ掲載の価格よりも安価に購入できることから、参考見積りによる市場調査によって予定価格を判断したところですが、本事象のように支出予定額によって契約方法が左右される場合においては、定価も考慮しつつ、十分な市場調査を行ったうえで支出予定額を決定するよう努めてまいります。

【報告書273ページ】第4・2(31)ア 一時預かり事業費：実施施設認定要件が不明確であること

本事業に係る補助金を受けようとする者は、要綱上、実施施設として認定を受けなければならないが、要綱の認定要件が一見してわからない状態であったから、要綱の改定を含め、認定要件の明確化がなされるべきである。

本件は、本市から一時預かり事業の補助金を受けようとする施設が、札幌市一時預かり事業実施要綱上、まずは本市から実施施設として認定を受けなければならないものの、その認定要件については、「札幌市が定める基準を満たした施設のうち、市長が認定した施設」と記載があるのみで、具体的な認定要件が一見してわからない状態であることのご意見があったものです。

一時預かり事業については、「札幌市一時預かり事業実施要綱」等に基づき実施しており、実施要綱には開所日や開所時間、事業の対象となる児童等の当該事業を実施するための要件を規定しています。事業者は当該要綱に基づき実施施設としての認定を受けるものですが、ご指摘を受けて、幼稚園型、一般型幼稚園タイプ、及び2歳児受け入れ促進事業については認定要件を分かりやすく示す方法として、各認定要件をまとめたチェックシートを作成し、事業の実施を希望する事業者に配布できるようにしました。また、一般型保育所タイプについても今後同様のチェックシートを作成予定です。

【報告書274ページ】第4・2(31)イ(イ) 一時預かり事業費：職員配置基準の確認不備

一般型幼稚園タイプの実施施設について、職員数の記載が漏れ、又は、職員数が1名と記載されているものの例外要件に関する資料の添付がなく、配置基準を充足するかどうか確認できなかったことから、記載漏れや資料不足がないよう指導する必要がある。

本件は、一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）の実施施設は、職員配置基準（2名以上）を満たさなければならないが、職員数の記載が漏れているもの、又は定められた人数を下回っているが例外要件に関する資料の添付がないものがあり、職員配置基準を充足するかどうか確認できないとご意見があったものです。

一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）においては、保育に従事する職員は2人を下回ることではできませんが、年間の預かり人数が300人未満であり、かつ、入所児童と一体的に対応している場合には、一時預かり事業担当の職員を少なくとも1人を配置し、入所児童担当の職員が対応すれば足りることとなっています。

職員配置については、補助金交付申請時に、基準以上の職員配置となっているかを確認していましたが、ご指摘を受けて、事業申請時点においても、記載漏れや添付漏れがないよう、確認を徹底するほか、令和3年度に向け、保育に従事する職員が1名であった場合に、年間の預かり人数を確認するためのチェック欄を設ける等の方法で、申請書様式の変更を検討いたします。

【報告書274ページ】第4・2(31)イ(ウ) 一時預かり事業費：職員配置基準の確認不備

幼稚園型実施施設について、従事者数を1名と記載されているものの、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営されていることや勤務する保育士等の支援を受けることができるかについて判断することができる記載がなく、職員配置基準を充足するかどうか確認できなかった。記載不足がないよう指導する必要がある。

本件は、一時預かり事業（幼稚園型）の職員配置基準について、例外要件に該当するか判断できる記載がなく、職員配置基準を充足するかどうか確認できないとご意見があったものです。

一時預かり事業（幼稚園型）の職員配置基準については、専従の保育従事者は2人を下回ることではできませんが、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営され、実施施設に勤務する保育士等の支援を受けることができる場合には、専従の保育従事者を1人とすることが可能となっています。

職員配置については、補助金交付申請時に、基準以上の職員配置となっているかを確認していましたが、ご意見を受けて、事業申請時点においても、記載漏れや添付漏れがないよう、確認を徹底するほか、令和3年度に向け、保育に従事する職員が1名であった場合に、一時預かり事業が実施施設と一体的に運営されていること、及び実施施設に勤務する保育士等の支援を受けることができることを確認するためのチェック欄を設ける等の方法で、申請書様式の変更を検討いたします。

【報告書277ページ】第4・2(34)イ(ウ) 病後児デイサービス事業：業務報告の様式変更・設備体制の見直し

各施設において、定員を満たしていないにもかかわらず受け入れができなかった事象が散見された。本市は、受け入れできなかった理由など具体的な実態が把握できるよう、業務報告の様式変更を検討するとともに、既存の委託先の設備体制を確認し、必要に応じて改善を促すべきである。

本件は、本事業の業務報告において、委託契約の履行状況確認のため毎月作成を依頼しているところ、現在の報告様式では、受け入れができなかった人数は記載することとしているものの、その理由までは記載を求めておらず、定員を満たしているにもかかわらず受け入れできなかった事象について、その理由を確認することが出来なかったため、業務報告の様式変更を検討するとともに、可能な限り予定された定員が利用できるよう委託先の整備体制を確認すべきとのご意見があったものです。

この理由の記載を求めることで、実態の把握ができるようになることから、今後の利便性の向上等に活用できるものとなると思われますので、今後は、定員を満たしていないにもかかわらず受け入れができなかった児童がいた場合は、その理由について実態を把握できるように業務報告書に理由を記載するよう令和2年7月から様式を変更して運用します。またなるべく定員4名を受け入れるために、既存の委託先の設備体制に改善可能な部分はないか、必要に応じて確認を行います。

※参考（利用状況表に加える項目 左欄：従来、右欄：変更後）

定員超により利用できなかった児童数	申込人数（前日及び当日含む）	
当日キャンセル数 （下段、うち、連絡のないキャンセル数）	予約できた人数	
	施設が受け入れられなかった児童数	定員超による場合
		感染症等による場合
	当日キャンセル数	
	（下段、うち、連絡のないキャンセル数）	

【報告書 278 ページ】 第 4・2 (34) ウ 病後児デイサービス事業費：各区への配置

本事業を行う施設は、本市 10 区のうち 5 区に 6 施設が存在するが、需要があり、各区への施設配置を検討されたい。

本件は、本事業の利用希望があったものの実際に利用できなかった人数が多いことについて、公平性の観点からも少なくとも各区に配置されることが望ましいとのご意見があったものです。

病後児デイサービス事業の開始に当たっては、一般的な保育所と同様の基準に沿って保育室等に必要面積（定員 4 名相当）が確保されていることを確認しているところです。そのため、既存の医療機関が新たに当該スペースを確保するのが難しいことが、新規事業開始のハードルとなっている面があります。

医療機関におけるスペース確保の問題については、必要面積を狭めることはできませんが、改築等の施設整備費に対する一部補助制度を活用しつつ事業参加いただけないか、医療機関に相談・提案してまいります。

なお、実施施設数については、平成 20 年以来 5 施設であったのを平成 28 年に 1 施設増設し、6 施設とする拡充を図ってきたところです。各区への新規配置についてはニーズを見ながら随時検討しており、現在は 2 施設増設できるように計画しています。現在設置のない区については、今後も重点的に医療機関へアプローチしていきます。

【報告書 281 ページ】 第 4・2 (38) ア(イ) 保育料収納事務関係費：保育料の収納率

納付書払いへの対応を検討する前提として、納付方法（納付書払い又は口座振替）別の収納率を把握することが不可欠であるため、納付方法別の件数だけではなく、納付方法別の収納率も把握されたい。

本市における保育料の納付方法は、本市指定金融機関への納付書払い又は口座振替のいずれかであり、納付方法別の件数は把握しているものの、納付方法別の収納率は把握しておりませんでした。

本件は、納付書払いの収納率が極めて低いのであれば、口座振替の勧奨やコンビニエンスストアでの納付の導入といった手段を検討すべきことになるが、それほど低いわけではないのであれば、費用対効果の観点からそこまでの手段は必要ないという判断もあり得るため、納付書払いへの対応を検討する前提として、納付方法別の収納率を把握することが不可欠であることのご意見があったものです。

ご意見を受けて、納付書払いの収納率について把握するとともに、引き続き口座振替の利用を促進してまいります。

【報告書 282 ページ】 第 4・2 (38) ア(ウ) 保育料収納事務関係費：保育料の収納率

保育料の滞納者に対して自宅訪問を行うことが効果的な場合も考えられることから、一律に自宅訪問は行わないという方針をとるのではなく、少なくともその必要性を吟味して検討することが望ましい。

本件は、当係のマニュアルでは、「面談による折衝方法」として「訪問による納付折衝」が予定されており、「文書・電話督促等の納付折衝に応じない滞納者に対して、保育園、自宅若しくは勤務先に出向き、納付督促を行うとともに自主納付についての指導を行う。」とされているものの、実態は自宅（勤務先）に訪問しての納付督促は行っていないことから、一律に自宅訪問（勤務先訪問）は行わないという方針をとるのではなく、少なくともその必要性を吟味して検討することが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、文書・電話督促等の納付折衝に応じない滞納者に対して、滞納者と直接面談することで納付折衝が進む可能性もあることから、滞納者の状況に応じて、滞納処分を進めず労力と時間を割いて折衝を重視する必要性について十分検討したうえで、保育園訪問や自宅訪問を行ってまいります。

【報告書 282 ページ】 第 4・2 (38) ア(エ) 保育料収納事務関係費：保育料の収納率

本市では、児童手当からの申出徴収は行っているものの、特別徴収は行っていない。費用対効果を含めて、特別徴収の実施に向けた検討を行うことが望ましい。

本件は、本市において、児童手当からの申出徴収は実施しているものの、特別徴収は実施していな

いことについて、他市では特別徴収が高い実績を上げている例もあるため、特別徴収の費用対効果を含めて、特別徴収の実施に向けた検討を行うことが望ましいとのご意見があったものです。

児童手当からの特別徴収には過去の保育料に充てることができないこと、また、大規模なシステム改修も必要であることから、現時点では特別徴収の実施は必要ないと判断しておりますが、今後については他都市の状況等を参考にし、特別徴収について検討していきたいと思います。

【報告書 282 ページ】 第 4・2 (38) ア(オ) 保育料収納事務関係費：保育料の収納率

費用対効果の面から、差押えの実効性が高いと考えられる保険、給与、預貯金のみを優先的に差押え対象とすること自体は特段不合理とはいえないが、それ以外の差押え対象を一律に除外するのは適切とはいえない。

本件は、本市保育料の滞納処分において、保険（生命・学資など）、給与（年金も含む）、預貯金のみを差押え対象としており、それ以外の財産（不動産等）を差押え対象としていないことについて、差押え対象を一律に除外するのは適切ではないとのご意見があったものです。

限られた職員数の中で配置された人員で業務を行う必要があるため、ある程度、作業が限定されますが、保険、給与、預貯金以外の差押えについても、税部局に徴収方法等について教示してもらいながら差押え方法等を検討してまいりたいと思います。

【報告書 283 ページ】 第 4・2 (38) ア(オ) 保育料収納事務関係費：保育料の収納率

本市保育料係では慢性的にマンパワーが不足しており、そのことが、収納率の低迷に繋がっている可能性があるため、本市保育料係の人員増加を検討することが望ましい。

保育料係は、係長 1 名、担当者 4 名、会計年度職員 3 名で、保育料の滞納整理業務の他に、保育料の賦課、収納管理、制度設計等の業務を担っております。

滞納整理業務については、会計年度職員が滞納者への電話による納付折衝や催告書の発送の業務を行い、その後、納付がなければ、担当者 4 名が滞納者の財産調査、滞納処分を担っております。

しかし、各担当者は滞納整理業務の他に保育料の賦課、収納管理、制度設計等の業務を兼務しているため、速やかに財産調査や滞納処分に着手できない場合もあります。

人員増により、滞納整理業務以外の 1 人当たりの業務量が減少することで、速やかに財産調査や滞納処分に着手できることや、若しくは、人員増分を滞納整理業務専任に配置することで同様に財産調査や滞納処分等を速やかに行うことが可能となり、その結果、収納率の向上につながる可能性があることから、人員の増員につきましては人事部局に要望してまいります。

【報告書 283 ページ】 第 4・2 (38) イ(ア) 保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員

本市保育料係の職員との情報共有や時効管理の観点からすれば、保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めるべき必要性は高い一方で、現状の報酬は少額である（月額 1,500 円）。書面での報告を求めることを前提として、報酬の増額を含め検討すべきことが望ましい。

令和元年度までは、「札幌市民間保育所保育料収納事務協力員設置要綱」に基づき、私立認可保育所の施設長（園長）を保育料収納事務協力員（第 1 種非常勤職員）に任命し、保護者への納付書・督促状の配布、滞納者への納付指導、口座振替未加入者への口座加入促進の指導の業務を担ってまいりましたが、保育料収納事務協力員が業務を担った場合の結果を書面で報告を求めておりませんでした。

本件は、保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めるべき必要性は高く、仮にこれを求めづらいたすれば、それは現状の報酬が少額であることに起因する可能性があるため、保育料収納事務協力員からの書面での報告を求めることを前提として、報酬の増額を含め検討すべきことが望ましいとのご意見があったものです。

保育料収納事務協力員につきましては令和 2 年 3 月をもって廃止となっておりますが、今後、保育料収納事務協力員を委託することとなった場合は、業務量に応じた委託料を設定し、業務報告を書面で求めることといたします。

【報告書284ページ】第4・2(38)イ(イ) 保育料収納事務関係費：保育料収納事務協力員

報酬を辞退する意向を示した施設長がいた場合には、保育料収納事務協力員の業務の重要性に鑑みて、当該施設長に対して報酬を受領するよう促すとともに、それでもなお辞退する場合には、当該施設長を翌年度保育料収納事務協力員に任命することは避けるべきである。

本件は、保育料収納事務協力員の中に、報酬を辞退する者が複数名いることについて、報酬を辞退する意向を示した施設長がいた場合には、保育料収納事務協力員の業務の重要性に鑑みて、当該施設長に対して報酬を受領するよう促すとともに、それでも報酬を辞退する場合には、当該施設長を翌年度保育料収納事務協力員に任命することは避けるべきとのご意見があったものです。

なお、保育料収納事務協力員につきましては令和2年3月をもって廃止となっております。

【報告書286ページ】第4・2(38)ウ(イ) 保育料収納事務関係費：保育料の減免制度

減免期間中の収入（又は支出）を把握するためには、次年度の市民税情報を確認することは当然のこととして、届出義務の実効性を担保することが必要である。

本件は、減免期間中の収入（又は支出）を適時的確に把握し、減免決定の取消事由の検討を行うため、次年度の市民税情報を確認することはもちろん、収支状況の届出書に提出義務を課し、提出を怠った場合には、減免決定を取り消すといった規定を設けるなどして、届出義務の実効性を担保することが必要であるとのご意見があったものです。

減免期間中に収入増、又は支出減の状況、その他当該減免の事由に変更が生じたときは、速やかに届出すること、また、減免決定通知書にも届出の必要性や、減免の取消しについて記載しておりますが、太字にして申請者の目に留まるようにするなど、申請者に届出義務を周知、徹底させていきたいと思います。

また、市民税情報は年単位の情報のため、減免期間中の収入の増加を確実に確認することは困難であります。市民税情報を参考にし、状況に応じて減免対象者の収入状況を把握していきます。

【報告書287ページ】第4・2(38)エ(ウ) 保育料収納事務関係費：滞納整理

比較的短期間のうちに保育料を納付できる者については、積極的に徴収猶予制度を活用すべきである。

本件は、本市保育料について、従前は納付誓約書に基づく分割納付により処理していたため、徴収猶予を行ったことがありませんでしたが、保育料を分割納付とする法的根拠はないため、今後は法令上の手段である徴収猶予を活用すべきとのご意見があったものです。

今後は、滞納者の状況に応じて徴収猶予の活用を検討してまいります。

【報告書289ページ】第4・2(38)オ(ウ) 保育料収納事務関係費：世帯状況届

世帯状況届に内夫・妻を確実に記載してもらうため、「同居人」や「内夫・妻」という欄を設けるなど、世帯状況届（1号）及び世帯状況届（2・3号）の様式を修正することが望ましい。

本件は、教育・保育給付認定に係る認定保護者が、毎年、認定を行った市町村に対し、労働、疾病その他の状況を届け出なければならないことについて（子ども・子育て支援法第22条、法施行規則第9条）、その届け出に用いる様式（以下「世帯状況届」という。）に、「内夫・妻」等の、婚姻関係にはないものの、利用者負担額の算定対象となりえる同居人についても、記載が必要であることが伝わるよう、様式を修正することが望ましい旨の意見があったものです。

世帯状況届には、「同居家族の状況」の記載欄がありますが、監査人からは、「同居家族」に同居人を記載するか否かの判断に迷うとの意見がありました。

ご意見を受けて、実際に世帯状況届を受付している各区健康・子ども課と協議を行い、令和3年度配布分より、世帯状況届の様式にある「同居家族の状況」の文言を「同居家族及び同居人の状況」に変更するほか、共に配布する記入例に「同居人」を例として記載する等の方法で、同居人の記載も必要である旨が伝わるような対応を検討します。

【報告書289ページ】第4・2(38)オ(エ) 保育料収納事務関係費：世帯状況届

世帯状況届（2・3号）と同様に、世帯状況届（1号）にも「児童扶養手当の受給の有無」欄を設

けるよう様式を早期に修正することが望ましかった（現在は修正済み）。

本件は、教育・保育給付認定に係る認定保護者が、毎年、認定を行った市町村に対し、労働、疾病その他の状況を届け出なければならないことについて（子ども・子育て支援法第 22 条、法施行規則第 9 条）、その届け出に用いる様式（以下「世帯状況届」という。）に、婚姻関係にはないものの、利用者負担額の算定対象となりえる、同居人の存在を確認する手段のひとつとして、児童扶養手当の受給の有無を申出する箇所を設けることが望ましい旨のご意見があったものです。

本件については、令和元年 6 月配布分の世帯状況届において「児童扶養手当の受給の有無」欄を設けているため、既に是正されています。なお、対象の世帯状況届（1 号認定分）においては、本来子ども・子育て支援法上で必要性が定められていないこと、及び、令和元年 10 月からの教育・保育無償化に伴い 1 号認定子どもの保育料の算定が不要となり、世帯状況の確認が不要となったことから、区健康・子ども課と協議のうえ、令和 2 年度より実施していないことを申し添えます。

【報告書 290 ページ】第 4・2 (38) オ(オ) 保育料収納事務関係費：世帯状況届

同居の障がい者を確実に記載してもらうため、世帯状況届（2・3 号）の様式を、世帯状況届（1 号）と同様にチェック方式にするよう早期に修正することが望ましかった（現在は修正済み）。

本件は、教育・保育給付認定に係る認定保護者が、毎年、認定を行った市町村に対し、労働、疾病その他の状況を届け出なければならないことについて（子ども・子育て支援法第 22 条、法施行規則第 9 条）、その届け出に用いる様式（以下「世帯状況届」という。）に、世帯員の障がい者手帳の有無を確認するための「記入欄」はあるものの、記入内容の正確性を向上させるためチェック方式にすべきである旨のご意見があったものです。

本件については、令和元年 6 月配布分の世帯状況届（2・3 号用）において「障がいの手帳の有無」に関するチェック項目が設けられており、既に是正されています。

【報告書 290 ページ】第 4・2 (38) カ 保育料収納事務関係費：保育料の算定方法の周知

保育料が増減する可能性がある事由については、十分に本市担当者及び保護者に周知する必要がある、内縁の配偶者や同居の障がい者など、申告を誤りやすい事項については、特に入念に注意喚起を行う必要がある。

本件は、世帯状況届の届出内容に不備が認められたことについて、その原因の一つに保育料の算定方法が十分に本市担当者及び保護者に周知されていないことが考えられるため、申告を誤りやすい事項等は、特に入念に注意喚起を行うべきとのご意見があったものです。

保育料の算定方法については実施手順で整理し、また、転入者には研修などで周知を行っていますが、今後も誤った事務処理を行わないよう、適宜、実施手順を更新するなどして、担当者への周知を徹底します。保護者に対しても、従前より入所時に配布していたパンフレットに保育料が変更になる可能性について明記しているところですが、ホームページに掲載するなどして、より効果的な周知に努めてまいります。

【報告書 295 ページ】第 4・2 (47) ア(ア) 私立教育・保育施設給付費

私立認可保育所が保育所委託費を請求する際に本市長宛に提出する「保育所委託費概算書」には、捨印が押印されていないものが認められた。捨印がなければ簡易な修正もできず、差し替え等の対応を求めることになり、非効率的な事務遂行が生じる。事業者の事情に配慮しつつも押捺を勧奨することが望ましい。

本件は、「保育所委託費概算申請書」の簡易な修正に効率的に対応するため、捨印の押捺を勧奨すべきとのご意見があったものです。

ご意見の通り、捨印については、これまでも押捺することを呼びかけているところです。

一方で、事業者によっては社則や内規により、押すことができないと申し出のある事業者もあり、強制はできない状態となっています。こうした現状も踏まえながら、今後も捺印することを呼びかけてまいります。

【報告書295ページ】第4・2(47)ア(イ) 私立教育・保育施設給付費

「保育所委託費概算書」の提出者の記載に関し、設置主体が明記されず、保育園園長名で提出しているもの等、提出主体の記載がないものが認められた。提出者の権限に疑義を生じさせないよう、設置主体の明記を徹底させるべきである。

本件は、「保育所委託費概算書」の提出者（請求者）の記載において、例えば法人代表者と施設管理者のどちらに権限があるのか疑義を生じるといったことがないように、設置主体の明記を徹底させるべきとのご意見があったものです。

ご指摘を受けて、設置主体の記載方法を統一して対応しているところです。

【報告書296ページ】第4・2(47)ア(ウ) 私立教育・保育施設給付費

施設機能強化推進費の申請書に対応する「加算・調整項目実績報告書」には、納品書や領収書の添付漏れが多く認められた。このような場合、再提出するよう指導しているが、添付漏れが多く事務負担を増加させている。報告書の書式自体に、全ての支出につき領収書を必ず提出することなどと注意書きを付するなどして添付漏れ件数を減らす工夫をすべきである。

本件は、給付費の加算項目の一つである「施設機能強化推進費」の審査事務を円滑に進めるために、提出様式自体に注意書きを入れるなどの工夫をすべきとのご意見があったものです。

ご指摘を受けて、令和元年度の提出様式からは、申請時点で通知文及び様式中に実績報告時の添付書類について記載しており、併せて実績報告時には通知文と様式中にあらためて注意書きを入れているところです。

【報告書296ページ】第4・2(47)イ 私立教育・保育施設給付費

施設機能強化推進費の申請書に記載されていた物品と異なる物品を購入している事象が多く認められた。このような場合、本市は各園から事情を聴取し対応しているが、事務負担が大きい。本市からの照会を待たずに、申請書記載の物品と異なる物品を購入した場合にはその旨及び理由を報告させる運用とするなど、本市の審査・認定事務を効率的かつ有効的に行うことができるよう変更することが望ましい。

本件は、給付費の加算項目の一つである「施設機能強化推進費」において、申請書記載の物品と異なるものを購入したときの対応について、効率的かつ有効的に行うことができるよう変更することが望ましいとのご意見があったものです。

ご指摘を受けて、本件については課題であると認識していたことから、施設への説明を経て、令和元年度から、「品目の限定」及び「代替品の購入不可」というルールに変更して運用しております。

【報告書297ページ】第4・2(49)ア 時間外保育事業費

時間外保育事業の実施を希望する保育所等の設置者は、事業開始前に市長に協議書を提出する必要がある。その協議書の「申請者」欄には、設置主体が明記されていないものが多く認められた。これは協議書自体が「住所」、「氏名」の欄しか設けていないことに起因すると考えられるため、法人又は団体名等の記入欄を設けるなど、様式を見直すべきである。

時間外保育事業の実施を希望する施設が提出する協議書の様式について、本来協議の権限を持っている運営母体以外の申請（園長など）が散見されたことから、法人又は団体名等の記入欄を設けるなど、様式の見直しをすべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、令和2年度の協議書から様式を見直し、運営母体からの申請となるよう改めました。

【報告書297ページ】第4・2(49)イ 時間外保育事業費

時間外保育事業に関する協議書は、園長名のみで提出されているものが多く認められるが、委任状の提出は求めている。運営母体の意向であることを明確にするため、委任状を求めるべきである。

本件は、時間外保育事業の実施を希望する施設が提出する協議書の様式について、申請者欄に住所、氏名しか設けていなかったことから、本来協議の権限を持っている運営母体以外の申請（園長など）が散見されていたにも関わらず、委任状の添付がなかったことについてご意見があったもので

す。

ご意見を受けて、令和2年度の協議書から様式を見直し、原則として協議申請を運営母体からの申請となるよう改めました。

エ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・3 幼児教育事業に関する監査結果（教育委員会事務局）」関係

【報告書302ページ】第4・3（4）ウ 幼児教育センター関係費

幼児の教育相談に付随して医師による診断等を受けることができる事業が行われているが、利用実績が乏しい。本事業の意義や重要性からすると潜在的なニーズはあると考えられるため、積極的に制度の存在を周知し、利用促進を図る必要がある。

本件は、本事業の利用実績が乏しいことについて、幼児の教育相談を希望する親にとって、医師の診断や助言指導が受けられる体制があることは大変心強いものであるところ、本事業の意義や重要性、潜在的ニーズはあるものと考えられるため、積極的に利用促進を図るべきとのご意見があったものです。

本事業に関しては、幼児の教育相談の中で、医師への相談希望があった場合に、「幼児教育センターでの医学的診断」と「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」（保健福祉局の事業）について情報提供してきました。事業における相談枠が年間で限られているため、リーフレットやホームページ等により広く市民に周知をしております。

令和2年度は、7月30日を1回目としてスタートし、年間4日で6件実施する予定です。

ご意見を受けて、令和2年度より、教育相談室内に医学的診断のリーフレットを掲示して相談者の目に触れることができるようにするとともに、必要に応じて、事業について丁寧に説明することとします。

あわせて、相談電話（相談予約受付を含む）の中で、医師への相談を考えているような保護者の意向があった場合には、口頭で「幼児教育センターでの医学的診断」と「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」（保健福祉局の事業）について積極的に情報提供します。

また、各区の市立幼稚園・市立認定こども園で実施している教育相談においても同様に対応します。

オ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・4 指導監査についての監査結果」関係

【報告書306ページ】第4・4イ 児童福祉施設等への指導監査：北海道との連携

国の通達を踏まえて、北海道と更なる連携を深め、合同監査の実施、監査の際に求める資料や様式等の統一化など、対象となる幼稚園及び幼稚園型認定こども園の負担軽減となるような方策を検討されたい。

本件は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に関して、施設監査は北海道所管、確認監査及び業務管理体制の確認検査は本市所管とそれぞれ監査の実施主体が異なっているなか、本市においては、北海道の監査を実施する担当部署と連絡を取り、監査日程等の確認はしているものの、合同監査の実施などの連携にまでは至っておらず、結果的に各々の実施主体が監査を行うことによって重複等が生じ、監査を受ける施設に負担が生じていることから、北海道との連携について検討を行い、施設の負担軽減を図るようご意見があったものです。

ご意見を受けて、今後は北海道の監査担当部署と連携を取り、他市町村の状況を鑑みながら、施設側の負担が軽減される方策を検討していきます。

【報告書306ページ】第4・4ウ 児童福祉施設等への指導監査：要綱の整備

幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について、直接の適用対象となる要綱が存在しないことから、それぞれの特色を踏まえた上で、指導監査の内容等を要綱で明記するのが望ましい。

本件は、施設類型が幼稚園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園である施設における指導監査について、類似施設である保育所等に対する監査要綱の『札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱』を準用して、毎年の監査実施の方針決裁を基に指導監査を行っているものに対し、それぞれの特色を踏まえた上で、指導監査の内容等を要綱で明記するのが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、今後各施設に応じた指導監査要綱の策定について検討してまいります。

【報告書307ページ】第4・4エ(ア) 児童福祉施設等への指導監査：業務管理体制の整備

業務管理体制の整備に関する事項の届出先が本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）である場合においては、届出書の写しを本市へ提出してもらう運用となっているため、実地で届出書を確認できない場合には、本市へ提出されている届出書の写しを確認するとともに、それでも確認がとれない場合には、可能な限り届出先である行政機関に照会して業務管理体制の整備状況を確認するのが望ましい。

本件は、指導監査における業務管理体制の整備に対する確認方法について、実地で届出を確認しているところ、現地で確認できない際に業務管理体制の整備に関する事項の届出先が本市以外の行政機関（北海道又は内閣総理大臣）である場合においては、届出書の写しを本市へ提出してもらう運用となっているため、本市へ提出されている届出書の写しを確認するとともに、それでも確認がとれない場合には、可能な限り届出先である行政機関に照会して業務管理体制の整備状況を確認するのが望ましいとの意見があったところです。

現地で届出書の写しが確認できないのは、本市以外に法人本部があるため等であることから、今後の指導監査では、本市以外の行政機関が届出先である場合には、事前提出資料として届出書の写しの提出を依頼することで確認を行うことといたします。

【報告書307ページ】第4・4エ(イ) 児童福祉施設等への指導監査：業務管理体制の整備

検査項目の漏れが生じないように、定期運営指導調書には、法令順守責任者以外の事項（法令遵守規定の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施）についても記載欄を設けておくのが望ましい。

本件は、指導監査における業務管理体制の整備について、検査項目の漏れが生じないように、定期運営指導調書には、法令順守責任者以外の事項（法令遵守規定の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施）についても記載欄を設けておくのが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、今後の指導監査では、定期運営指導調書に法令順守責任者以外の事項（法令遵守規定の整備及び業務執行状況の定期的な監査実施）についても記載欄を設けるよう検討してまいります。

【報告書310ページ】第4・4カ 児童福祉施設等への指導監査：事故防止マニュアルの送付

事故防止マニュアル等については、形式的に存在しているだけでは不十分であり、その内容が適切でなければ、事故の発生を防止することは困難であり、また、万が一事故が発生した場合に、当該施設のマニュアル等の内容の適切性について事後的に検証が可能となるという観点からも、写しの送付を求めておくのが望ましい。

本件は、本指導監査の指導調書において、事故防止マニュアル等を作成して「いる」にチェックがついているものの、これが編綴されていないものが認められたことについて、内容の適切性等について慎重に検討するため、写しの送付を求めることが望ましいとのご意見があったものです。

事故防止マニュアル等につきましては、指導監査の際に当日の資料として各施設にて使用しているマニュアルの提出を依頼し、事故発生防止や事故対応について現地にて確認をしていたところです。

ご意見を受けて、令和2年度実施の指導監査より各施設に対し事故防止マニュアル等の写しを事前提出書類に含め提出を依頼します。

【報告書311ページ】第4・4ク(ウ) 児童福祉施設等への指導監査：公立保育所調査の必要性

本市に実施義務のない公立保育所の調査を今後も継続するのであれば、調査実施職員に子ども未来局職員を充てるなど、実効性のある指導監査となるよう工夫する必要がある。

公立保育所の指導監査については、地方自治法 252 条の 19 及び地方自治法施行令 174 条の 26 の規定により、本市における児童福祉法施行令 38 条に基づく指導監査の実施義務はないものの、児童福祉施設最低基準等が適正に確保されているか確認するため、指導監査ではなく内部監査の位置付けとして、児童処遇・施設運営関係についてはちあふる所長を、給食運営関係についてはちあふる栄養士をそれぞれ調査実施職員として実施しております

本件は、この内部監査の結果、指導事項が 1 件もなかったことから、公立保育所の運営が真に良好であるということであれば特段問題はないものの、ちあふる関係者は、いわば身内であるため、指導監査が甘くなってしまう可能性も否定できず、実施義務のない公立保育所の調査を今後も継続するのであれば、調査実施職員に子ども未来局職員を充てるなど、実効性のある指導監査となるよう工夫する必要があるとのご意見があったものです。

ご意見について検討いたしました。調査実施職員に子ども未来局職員を充てたととしても、身内であることに変わりがないことや保育の質等の担保等の観点から今後も内部監査として引き続き実施していくことといたしました。

なお、令和元年度においては、北海道の指導監査を受検いたしました。指導事項がなかったことを申し添えたいします。

カ 「第 4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・5 北区及び南区保健福祉部における子育て事業に関する監査結果」 関係

【報告書 312 ページ】 第 4・5(1)ウ (北区) 児童扶養手当支給事務費：調査・照会に際しての同意書の要否

児童扶養手当法 29 条又は 30 条に基づく調査・照会については、対象者の同意は不要であることから、一定期間同意書の提出がないような場合には、同意書の提出がなくても調査・照会を行うことにより、認定事務を迅速に行うのが望ましい。

本件は、児童扶養手当法 29 条又は 30 条に基づく調査・照会について、本人の同意書がなければ行わないとする本市の取扱いについて、対象者の同意は要件になっていないこと、認定事務が遅延する恐れがあることから、一定期間同意書の提出がない場合には同意書がなくても調査・照会を行うべきとのご意見があったものです。

同意書の徴取は、「本人の同意に基づかない調査・照会には回答できない」とする関係機関の求めに応じて行っているもので、現状においては関係機関の理解が得られない状況にあります。

今後も本人に速やかな提出を促して迅速な事務を行うよう努める一方で、関係機関に対し法に基づく調査・照会に回答いただけるよう理解を求めるなどして、同意書を用いずに調査・照会を行うことも検討してまいります。

【報告書 318 ページ】 第 4・5(3)イ(ア) (北区) 保育料収納事務関係費：減免申請について

保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることや、保育所入所用の診断書を流用する場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類に診断書の写しを綴っておくことが望ましい。

本件は、保育料減免に係る申請書において、保護者が傷病に罹っており失職中であるという理由で申請されたものについて、本児の保育所利用要件を「疾病」として認定した際に使用した診断書を流用している本市の取扱いに対し、保育所入所用の診断書は保育が困難か否かに関するものであって労働が困難か否かに関するものではないこと、保育所入所時と減免申請時とで傷病の状況が変化している可能性があることから、保育所入所用の診断書とは別に減免申請に係る診断書を求めるか、流用する場合には診断書の写しを減免の決裁書類に編綴することが望ましいとのご意見があったものです。

当該事務については教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱に基づき実施しております。

本件の診断書については児童の保育要件を「傷病・障がい」に変更した際に提出されており、その内容と減免申請時の本人の申出内容に整合性があることをもって減免を認定いたしました。

今後の対応については、申請内容に疑義がある場合には適宜、挙証書類の提出を求めるとともに、減免起案への診断書の写しの添付を漏れることなく行ってまいります。

※今回ご指摘の案件について、診断書写しは、起案に添付済みです。

【報告書318ページ】第4・5(3)イ(イ) (北区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
保育料の公平な負担という見地からすれば、減免基準に該当するか否かについては慎重に判断すべきであるから、保護者等への聞き取りは十分に行うべきである。

本件は、失業等による保育料の減免申請にあたり、事実関係の聞き取りが不十分なものや、判断過程が不明瞭なものが見受けられたことについて、保育料の公平な負担という見地から、減免基準に該当するか否かの判断は慎重に行うべきとのご意見があったものです。

当該事務については教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱及び利用者負担額に基づく事務処理要領に基づき行っております。

失業等による減免申請の場合、減免理由の申出書や、直近の世帯収入状況に関する挙証書類の提出を求めて減免の可否を審査しており、本人の責めに帰さない事由により失業し、世帯の収入が大幅に減少している場合は減免を行っております。

本件については、減免申請期間中の世帯収入状況について、収入明細等の挙証書類は揃ってはいないものの、判断過程のケース記録が不足しておりました。

ご意見を受けて、今後は、申請者からの聞き取りを十分に行うとともに、判断過程の記録化に努めます。

【報告書318ページ】第4・5(3)イ(イ) (北区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
減免基準に該当するか否かの判断過程を記録化し、事後の検証に耐えうるようにしておくのが望ましい。

本件は、事実婚解消を減免理由としている案件について、電話により事実関係を聞き取ったものの、その判断過程が不明瞭であったため、事後の検証にも耐えうるよう記録化すべきとのご意見があったものです。

当該事務については保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱及び利用者負担額に基づく事務処理要領に基づき行っております。

世帯が離婚（事実婚の解消含む）した場合、離婚日の属する月の翌月から階層区分を変更認定いたします。変更認定の結果、B階層（非課税世帯）となる場合には、離婚日の属する当月についても当該減免要綱に基づき負担額を0円に減免いたします。

事実婚の解消は別居していること及び保護者への事実確認をもって認めているため、本件については住民記録の異動リストにより母子と内縁の夫等の住民登録住所が分かれたという確認と、本人（母）への直接の電話による確認を行っており、適切に事務を行ったものと考えておりますが、減免基準に該当するか否かの判断過程の記録化には今後努めます。

なお、令和2年度の当該減免要綱の改正により、離婚等による当月減免は廃止となっておりますが、減免事務全般について、判断過程の記録化に努めます。

【報告書320ページ】第4・5(4)イ(イ) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
保育料の当月減免だけでなく、階層区分の当月変更を行う必要性が高い事象が想定されるのであれば、要綱の改正も検討すべきである。

本件は、「札幌市利用者負担額等階層認定取扱要綱」に則らずに階層区分の当月変更を行ったと指摘を受けた事項に関連して、保育園等への実費負担の関係から、階層区分の当月変更を行う必要が高ければ、当該要綱の改正も検討すべきであるとご意見があったものです。

今回のご意見を踏まえ、関連する制度を再度確認したところ、階層区分と園への実費負担額の軽減とは関連性がないことを確認いたしましたので、本件に関しては要綱の改正は行いません。今後も要綱等に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。

【報告書321ページ】第4・5(4)イ(ウ) (南区) 保育料収納事務関係費：減免申請について
病気等により収入が減少したことを減免の理由とする場合には、保育所入所用の診断書とは別に、減免申請時に改めて診断書の取得を求めることを検討するとともに、保育所入所用の診断書を流用す

る場合には、減免決定の決裁を受ける際の書類に診断書の写しを編綴することが望ましい。

本件は、保育料減免に係る申請書において、保護者が傷病に罹っており失職中であるという理由で申請されたものについて、本児の保育所利用要件を「疾病」として認定した際に使用した診断書を流用している本市の取扱いに対し、保育所入所用の診断書は保育が困難か否かに関するものであって労働が困難か否かに関するものではないこと、保育所入所時と減免申請時とで傷病の状況が変化している可能性があることから、保育所入所用の診断書とは別に減免申請に係る診断書を求めるか、流用する場合には診断書の写しを減免の決裁書類に編綴することが望ましいとのご意見があったものです。

当該事務については教育・保育給付に係る利用者負担額等の減免要綱に基づき実施しております。

本件の診断書については児童の保育要件を「傷病・障がい」に変更した際に提出されており、その内容と減免申請時の本人の申出内容に整合性があることをもって減免を認定いたしました。

今後の対応については、申請内容に疑義がある場合には適宜、拳証書類の提出を求めるとともに、減免起案への診断書の写しの添付を漏れることなく行ってまいります。

※今回ご指摘の案件について、診断書写しは、起案に添付済みです。

【報告書322ページ】第4・5(6)ア（北区）母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（福祉資金償還指導記録票の記載）

債権管理業務に関する福祉資金償還指導記録票において、複数の資金貸付を受けている借主の記録について、催告等がどの資金貸付について行われたのか、判別することが困難であった。催告等は、消滅時効管理等にも影響するところ、記載を工夫されたい。

母子・婦人相談員は、督促及び催告等償還指導を行なった場合には、その経過を「福祉資金償還指導記録票」に記載し、貸付台帳に保存しております。記録票はこれまでは借主単位で作成され、時系列に従って、手書きで記載しておりました。

本件は、複数の資金貸付を受けている借主の記録について、催告等がどの資金貸付について行われたのか判別することが困難である旨のご意見があったものです。

ご意見を受けて、今後このような記載方法を改め、平成30年8月以降、借主別ではなく資金貸付別に記載する方法に変更し、適正な債権管理に努めております。

【報告書325ページ】第4・5(8)イ(ウ)（北区）内部管理状況：一般競争入札の手続

一般競争入札の予定価格の決定にあたっては、(i)市場価格の調査結果については、記録化する、(ii)参考見積を依頼する業者が固定化しないよう留意する、(iii)固定化し、又はそのおそれがある場合には、第三の業者の参考見積も積極的に取得することに留意することが望ましい。

本件入札については、契約管理課において一般競争入札の手続により実施されており、その手続自体は適正に行われましたが、結果的に参考見積を徴した事業者のみの入札しかなかったことから、今後、参考見積を徴取した業者及び落札業者が固定することがあれば、予定価格の公正性や秘密性に影響を及ぼす懸念が生じるため、予定価格の算定の際には留意することが望ましいとのご意見があったものです。

本件については、調達物がパーソナルコンピュータであり、市場価格や過去の入札結果から購入実績を比較的容易に把握できるものであったため、1社分の参考見積を参考に支出予定額及び予定価格を算定したところであり、その秘密性にも留意しておりました。

これまでも、契約事務ハンドブックには「予定価格の設定については、購入等の実績、他の官公庁又は他部局への照会、市場流通価格、複数事業者からの参考見積等により設定する」と記載しているところではありますが、いただいた意見を踏まえ、今後は複数事業者から参考見積を徴することを原則とするなど取り扱いを改め、より一層予定価格の公正性や秘密性の確保を行ってまいります。

【報告書325ページ】第4・5(8)ウ(イ)（北区）内部管理状況

物品管理換書に掲載されている備品について備品番号が記載されていないため、備品出納簿との照合が著しく煩雑であった。物品管理換書にも備品番号を明記すべきである。

本件は、他部署と物品の管理換を行う際、札幌市会計規則第125条に則り、物品管理換書により決裁

を受けた上で実施していたところ、当該書類に受入部署における備品番号を記載する欄がないため、備品出納簿との照合が煩雑になることから、備品管理上改善すべきとのご意見があったものです。

適正な物品管理を行う観点から、管理換物品に関して、物品管理換書と出納簿等が容易に照合できるように、備品管理の状況に応じて、物品管理換書の「摘要」欄に備品番号を記載するなど、より一層の適正な物品管理に努めてまいります。

キ 「第4 本市における子ども・子育て支援、幼児教育に関する財務事務の執行・6 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）及び市立白楊幼稚園に関する監査結果」 関係

【報告書329ページ】第4・6(2)ア(エ) 公立保育所等運営費：一時預かり事業

一時預かり利用の利用料は、利用理由によって金額が異なるため、正しい利用理由であるか疑問を差し挟む余地がある場合は、その保護者に対して、利用理由の詳細をその都度確認すべきである。

本件は、一時預かり事業の利用理由について、非定型的保育や緊急保育よりも私的理由の方の利用料が高く設定されているが、利用理由については利用者の自己申告に委ねている状況であったため、詳細を都度確認すべきとのご意見があったものです。

利用登録時、申し込み時に利用者に対して、利用理由について疑義がある場合は、都度聞き取りによって確認するようにいたします。

【報告書331ページ】第4・6(2)ウ(イ) 公立保育所等運営費：親子同室子育て講座

親子同室講座の講師間で謝礼に相違を生じさせるだけの積極的理由がないのであれば、同一の金額に設定することも検討すべきである。

本件は、親子同室講座にて外部講師に依頼する際に、自治研修センターの講師謝礼基準を元に報酬設定していますが、当該基準に幅があり、資格、経歴、過去実績や他区からの依頼状況等を考慮した結果、依頼している講師間で金額に差が出ていることについて、ご意見があったものです。

今後は講師の資格や経歴を確認の上、同等の講座内容であった際には同一の金額にするよう改善いたします。

【報告書332ページ】第4・6(2)オ(ア) 北区保育・子育て支援センター（ちあふる・きた）：現金等価物の管理

市営地下鉄・バス等のIC乗車券（カード）の利用履歴の印字は直近20件までしか行えないので、記録が消失する前に印字・使用簿への添付を励行すべきである。

本件は、市営地下鉄・バス等のIC乗車券を使用またはチャージを行った際に使用簿への記載及び確認印、利用履歴が印字された利用明細の取得は行っていたが、添付については毎回行っていないものでした。

IC乗車券の履歴は直近20件までしか確認できないことから、使用およびチャージするごとに、利用明細を取得し、使用簿の記載に誤りが無いか確認し、添付するよう徹底しています。

【報告書338ページ】第4・6(3)ア(イ) PTA等関係団体に係る学校徴収金事務

学校徴収金取扱要領の適用が除外されている関係団体に係る学校徴収金の予決算、物品等の購入事務や支出事務等についても、同要領が全面的に適用又は準用されるよう、その改訂について引き続き検討すべきである。仮に、その実現が直ちには困難であるとしても、これら事項についての不備又は過誤の発生防止のため、PTA等関係団体と協議する等して、一般的な助言を検討すべきであるし、個別のPTA等関係団体の会計・購入・支出については、校長（園長）がその顧問又は顧問的地位にあることに照らし、一層の適正化に向けて、適宜の機会に助言を行うべきである。

本市においては、学校徴収金について、統一的な事務の運用を目的として札幌市立学校徴収金取扱要領（以下「要領」とする。）を定めています。

平成29年度に実施された包括外部監査において、今回と同様のご意見をいただいた経緯もあったため、令和元年9月1日付で要領の改正を行い、関係団体に係る学校徴収金に適用される範囲を拡大したところです。主な拡大範囲としては、徴収・収入事務が挙げられますが、これは保護者の利便性や事

務の効率性等を考慮し、学校（園）が関係団体の委託を受けたうえで、便宜上学校（園）長が徴収を行っているためです。

しかしながら、関係団体に係る学校徴収金は、本来、各関係団体がその責任のもと団体の規則等に基づき取扱うことが原則となっております。PTA 会費における物品等購入事務、支出事務及び予算事務についても、学校（園）が PTA 団体から委託を受けているものではなく、PTA 会長の権限と責任のもと行われているものであることを踏まえ、各関係団体の自主的な活動を尊重すべきものと考えます。以上のことから、要領が全面的に適用又は準用されるよう改定を検討することは困難であるものと考えます。

ただし、ご意見のとおり、校長（園長）が、顧問的立場から各関係団体に係る学校徴収金の支出事務や予算事務等について助言を行い、適切に行われるよう促していくことが望ましいため、そのような体制づくりを促していきたいと考えています。

【報告書 340 ページ】 第 4・6(3)ウ 白楊幼稚園：内部管理

職員の負担軽減という観点からすれば、職員会議の議事録の雛形等を作成するのが望ましい。

本件は、当園の職員会議の議事録が、担当する職員によって手書きであったりパソコンを使用したりと統一されていなかったため、職員の負担軽減という観点から、雛形等を作成するのが望ましいとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、令和 2 年 4 月第 1 回目の職員会議から使用できるように雛形を作成するとともに、パソコンを使用することで統一し、職員会議の議題の項目ごとに改行や箇条書きする等して簡潔に記載するよう改善し使用しております。

ク 「第 5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行・3 児童相談所における事業に関する監査結果」 関係

【報告書 376 ページ】 第 5・3(1)ア(オ) 児童相談所運営管理費：児童福祉司の配置数

令和 4 年度には、本市の児童福祉司必要配置数は、大幅に増加する見込みであるから、本市はこの配置数を達成できるよう計画的に人材育成を進めるべきである。

本件については、職員数を増員しており、令和 2 年 5 月 1 日時点での児童福祉司数は 58 名となっています。この数字は現時点での国基準を満たしていますが、令和 4 年度時点においての必要配置数（見込数 68 名）達成に向けて、計画的に児童福祉司の要件を満たす職員を増員できるよう、関係部局で協議を行いながら検討してまいります。

【報告書 377 ページ】 第 5・3(1)イ 児童相談所運営管理費：児童福祉司の配置数

児童心理司は児童福祉司 2 人につき 1 人配置するという国レベルの目標の達成に向けて、配置増と人材育成を図るべきである。

令和 2 年 4 月現在の児童心理司は 21（常勤換算 19）人（うち正職員 14 人、非常勤職員 7 人）であり、児童福祉司の配置基準に照らし合わせると令和 6 年度までに常勤換算で 33 人（児童福祉司 66 人 ÷ 2）の配置が必要となるため、計画的に増員できるよう、関係部局で協議を行いながら検討し、人事部局とも協議を重ねてまいります。

【報告書 379 ページ】 第 5・3(1)エ(イ) 児童相談所運営管理費：契約関係

駐車場の賃貸借契約の更新に係る決裁文書には、具体的な近隣駐車場の状況（空き状況及び駐車料金）が記載されていない。翌年度以降の検討の便宜からも、これを明記するのが望ましい。

本件は、駐車場の賃貸借契約の更新にあたり、近隣の駐車場の空き状況及び駐車料金を確認し更新契約に係る決裁文書の中にその確認内容を記載すべきところ、これを記載していなかったことについて、ご意見があったものです。

今までも近隣の駐車場の空き状況と駐車料金について確認をしていたものの、これを決裁文書に明記していなかったため、今後は詳細に明記することといたします。

【報告書 379 ページ】 第 5・3(1)エ(ウ) 児童相談所運営管理費（契約関係）

除排雪作業に関する業務委託契約は、予想積雪量に基づき予定価格を積算しているが、平成 30 年度の契約について、実績と予想が大幅に異なったことから、合理的な契約方式を検討するべきである。

本件は、除雪作業に関する業務委託契約について、降雪量と除排雪作業時間を予測することは困難であるところ、本契約は可能な限り実作業時間に応じた代金を支払う方法によることが合理的であるとのご意見があったものです。

事業者側は、降雪の有無・量にかかわらず人員や設備等の維持費用は発生するため、完全に実作業時間に応じた代金のみを支払いとなると、経済的不利益の幅が大きくなり、採算が合わず契約拒否となる恐れも生じます。この事業を双方にとって安定的に運営していくうえでは、定額による契約とすることにも一定の合理性があると考えます。

しかしながら、極端に小雪又は大雪である場合には、双方の協議により契約金額を見直すことができるほうが望ましいため、契約方法を検討してまいります。

【報告書 380 ページ】 第 5・3(1)エ(ウ) 児童相談所運営管理費：契約関係

除排雪業務委託契約について、仕様書に定められる作業時間帯と実際の時間帯が異なる事象が認められたことから、仕様書の変更を検討されたい。

本件は、除排雪業務委託契約仕様書による作業時間帯外に作業をしていた日があったことについて、契約書に記載のない作業を行わせているとの誤解が生じないよう、実際の作業時間に合わせて仕様書の変更を検討すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、仕様書に例外規定を設ける等、双方の協議により作業可能な時間に実施できるように検討してまいります。

【報告書 381 ページ】 第 5・3(1)オ(ウ) 児童相談所運営管理費：内部管理状況

SAPICA 利用明細の印字及び添付については、チャージ時のみならず、20 件の利用履歴が消失するまでに、少なくとも 1 度は印字及び添付をして、事後的に利用履歴を確認できるようにするのが望ましい。

本件は、SAPICA の利用履歴について、チャージの際には利用明細を添付し、使用の際には返納時に毎回駅で印字してきた利用明細（地下鉄使用時）、カードリーダー（バス等の利用明細の発行ができない交通機関を利用時）で利用履歴を確認し、発行した利用明細については確認後に破棄していたものです。

「札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領」では「SAPICA をチャージしたときは、課 SAPICA 使用簿により、速やかに課長に報告するものとする。この場合において、SAPICA の使用に係るポイントが印字された利用明細を添付しなければならない」（第 19 条の 2）とされており、使用時の利用明細添付は規定されておきませんが、ご意見を受けて、チャージ時に加えて適宜履歴の添付を行い、より一層適正な運用に努めてまいります。

【報告書 390 ページ】 第 5・3(3)ウ 児童福祉施設措置費：内部管理状況（チャージ領収証の疑義）

里親委託児童特別育成費補助を利用して、通学交通費支給申請を行っているなか、IC カードへのチャージについて、コンビニエンスストアの領収証が添付されている事象を認めた。通学交通費の支出にのみ利用するにもかかわらず、コンビニエンスストアでチャージを行うことに説得力は乏しく、他目的によるチャージの疑義も残る以上、事情又は理由を確認すべきであり、場合によっては、IC カードの使用履歴を徴取すべきであった。

本件は、本制度を利用して通学交通費支給申請をしている中に、IC カードへのチャージについて、コンビニエンスストアの領収書が編綴されている事象が認められたところ、多目的によるチャージの疑義があるため、事情又は理由を確認するか、IC カードの使用履歴を徴取すべきであったとのご意見を受けたものです。

コンビニエンスストアで IC カードへのチャージをすることについて、特段疑義は生じないとの判断

から、事情を確認していませんでしたが、他目的によるチャージの疑義が考えられることから、今後は事情を確認することといたします。

【報告書402ページ】第5・3(10)イ(エ) 一時保護関係費

一時保護所の第三者評価・自己評価の必要性が高まっていることに鑑み、本市においては、できる限り早期に、第三者評価・自己評価の実施計画の策定等を講じるべきである。

本件は、全国レベルで一時保護施設の第三者評価・自己評価が推進されている現状において、本市もできる限り早期にこれらの実施計画の策定等をすべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、第三者評価・自己評価の実施に向け、具体的な評価の内容などについて検討をしてまいります。

【報告書404ページ】第5・3(13)イ 養育支援員派遣費

想定した活動量に比べて、著しく少ない実績しか残っていないことに鑑みて、より一層、本事業を活用し、虐待に関わる問題を抱える児童と保護者を支援すべきである。

本件は、本事業の実績が本市の想定していた活動量に比べて著しく少ないことについて、本事業は児童を養育する保護者にとって有用性が高く非常に有益な制度であるところ、より一層本事業を活用すべきとのご意見があったものです。

本事業の効果的な活用については、令和2年3月に札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会から提出された「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」においても提言がなされているところです。

実績が少ないことについては、現在、本事業を受託している法人において、人員体制上等の問題から受託できる対象者数に限りがあることが原因の1つとなっていることから、今後は、委託先の法人数を増やすべく検討を進めており、支援の充実を図って参ります。

【報告書404ページ】第5・3(13)ウ 養育支援員派遣費

事業の一層の有効化のために、利用者や事業者に対するアンケート等を実施すべきである。

本件は、本市が本事業に関するアンケートを実施していないことについて、内容や利用条件の改善など本事業をより効果的にしていくためには、利用者からの評価や改善要望を聴取し、事業者からも改善点等を聴取することは有益であるため、利用者や事業者へのアンケートの実施を検討すべきとのご意見があったものです。

本事業の効果的な活用については、令和2年3月に札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会から提出された「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」においても提言がなされているところであり、事業の再構築に当たっては、アンケートの実施等といった手法も含めて検討してまいります。

【報告書405ページ】第5・3(14)ア(ア) 児童養護施設入所児童等自立支援費：スタディメイト派遣事業

本市は、スタディメイトの募集にも主体的に関わり、スタディメイトが確保できないという不測の事態を招かないよう体制を整備すべきである。

本件は、本事業に係るスタディメイトの募集について、従前は特定の大学のボランティアサークルで代々スタディメイトとしての活動が受け継がれており、このサークルと児童養護施設との関係によりスタディメイトが確保されていたところ、当該サークルの事情やサークルと児童養護施設との関係如何によってはスタディメイトを確保できないという事態になりかねないため、本市がスタディメイト募集に主体的に関わり、そのような事態が生じないよう体制を整備すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、スタディメイトの登録者を増やすためスタディメイト登録人数が多い大学4か所に対し募集のチラシを配布する等の対応を行ったところです。引き続き、スタディメイトの確保に努めてまいります。

【報告書406ページ】第5・3(14)ア(イ) 児童養護施設入所児童等自立支援費：スタディメイト派遣事業

事業の一層の有効化のために、利用児童や利用児童養護施設、スタディメイトに対するアンケート等を実施すべきである。

本件は、本市が本事業に関するアンケートを実施していないことについて、実施内容や制度の充実化及び改善点把握のため、利用者や事業従事者からのアンケートを実施すべきとのご意見があったものです。

ご意見を受けて、児童養護施設からの要望等を適宜聴取する等して事業の改善に努めているところであり、引き続き、事業の一層の有効化に向けた取組を検討してまいります。

【報告書407ページ】第5・3(14)イ(ウ) 児童養護施設入所児童等自立支援費：就労支援コーディネーター派遣事業

利用児童の数は、毎年数人程度と非常に少ないため、アンケートの適否や参考度にも議論がある可能性も否定できないが、少なくとも利用施設に対しては、アンケート等を行い、本事業内容の一層の有効化のための意見聴取を行うべきである。

本件は、本市が本事業に関するアンケートを実施していないことについて、少なくとも利用施設に対してはアンケートを行い、本事業の一層の有効化のため意見聴取をすべきとのご意見があったものです。

ご意見を受け、児童養護施設からの要望等を適宜聴取する等して事業の改善に努めているところであり、引き続き、事業の一層の有効化に向けた取組を検討してまいります。

【報告書411ページ】第5・3(16)ア(ウ) 里親制度促進費：里親普及の啓発・広告

新規里親開拓のための広報活動として、里親制度・里親募集のパンフレット等を市内の小・中学校、高等学校等の学校（市立学校のみならず道立、私立学校も含む）の在籍児童・生徒の保護者向けに配布する方法を含み、より一層充実した活動をすべきである。

本件は、里親として登録・活動する方の年齢が40～60代に多いことに鑑みると、これらの世代の実子は学校に在籍していることが多いと考えられるため、学校に在籍する児童・生徒の保護者向けに里親募集のパンフレット等を配布する方法が有効であると思われるところ、この方法を含め、より一層充実した活動をすべきとのご意見があったものです。

里親制度の広報啓発を強化するため、今年度より、里親の新規開拓・確保を目的としたリクルート活動について業務委託を行いました。その中で、報告書に記載されているとおりターゲットを絞った「攻めるリクルート」を行うことを想定しています。

そのため、事業の委託者と相談しながら確保すべき里親養育者のターゲットを明確にし、対象に集中したリクルート活動を進めていく予定です。

また、里親を増やすとともに、里親の支援体制が確保されなければ養育不調の増加を招くことから、限られた職員体制の中で、そのバランスを取りながら、里親の確保、支援体制を両輪で強化していく予定です。

【報告書414ページ】第5・3(17) 児童養護施設等に対する指導監査

同一施設に2年連続で同様の指摘があった場合には、安易に同様の口頭指導事項とするのではなく、場合によっては、文書指導事項とすることも検討すべきであり、2年連続で口頭指導事項とするのであれば、その判断理由を復命書に明記しておくべきである。

指導監査については、札幌市社会福祉法人施設指導監査要綱に基づき、関係法令等に違反し運営に重大な支障を及ぼす場合や、入所者の処遇・安全に相当の影響がある場合、度重なる指導にも関わらず改善状況が見られない場合等に文書指導としています。

前年度監査における口頭指導事項で翌年度監査でも是正されていない事項については、その内容や前年度からの改善状況に応じて文書指導または口頭指導としているところです。

ご指摘を受けて、今後は、2年連続で口頭指導事項とする場合その判断理由を復命書に明記してまいります。

ケ 「第5 本市における子どもの家庭福祉に関する財務事務の執行・4 児童心理治療センター、自閉症

児支援センターにおける事業に関する監査結果」関係

【報告書420ページ】第5・4(2)エ(ウ) 児童心理治療センター運営費：物品購入

入所児童がスキー授業に使用するためスキー用品一式を購入しているが、同一の業者から複数回に分けて購入され、さらに、スキー授業終了後に購入されたものも散見された。経済性・公平性の確保及び児童の学校生活へ支障を生じさせないようにするため、一括購入に努めるべきである。

物品購入に係る契約に当たっては、競争の原理の趣旨に鑑み、合理的理由のない分割発注はできないこととされています。また、地方自治法第208条第2項に規定される会計年度独立の原則により、各年度に必要なものはその年度内に行うべきとされています。

本件は、担当者の事務処理遅れのほか、複数の児童の購入に伴う寸法合わせの日程調整が円滑に行えなかったことにより、複数回に分かれた購入及びスキー授業終了後の購入となったものです。

ご意見を受けて、令和元年度は、スキー授業開始前に一括購入を行いました。

今後も、余裕をもった購入計画を立てるとともに、特定の業者への分割発注の疑義を生じさせないよう事務処理を行ってまいります。

【報告書420ページ】第5・4(2)エ(ウ) 児童心理治療センター運営費：物品購入

スキー用品の購入について、分割購入となった理由は明記されていなかった。分割購入せざるを得ない事情がある場合は、その具体的理由を明記すべきである。

物品購入に係る契約に当たっては、競争の原理の趣旨に鑑み、合理的理由のない分割発注はできないこととされています。

本件は、複数の児童の購入に伴う寸法合わせの日程調整が円滑に行えなかったことにより、複数回に分かれた購入となったものです。

ご意見を受けて、令和元年度分のスキー用品は、早い時期に日程調整を行った上で、一括購入を行いました。

今後も、余裕をもった購入計画を立てるとともに、分割購入せざるを得ない事情が生じた場合にはその具体的理由を明記するなど、適切な事務処理を行ってまいります。

【報告書426ページ】第5・4(3)エ(イ) 自閉症児支援センター運営費：備品管理に関する不備

措置児童用共有物品について、保管状況からは、本市財産なのか措置児童の共有財産なのか判別がつかない状態であった。本市が管理する備品であることから、本市財産と児童の財産か判別がつくよう、またその管理状況が分かるよう台帳を整備する等の対策を検討されたい。

措置児童の娯楽・レクリエーションの目的で、措置費で購入した措置児童用共有物品について、ご意見のとおり、本市財産である備品と判別がつかない状態にありました。措置児童共有物品については、本市の所有物ではないものの、施設で管理している物品であるため、その管理状況が分かるようにしておく必要があります。

ご意見を受け、措置児童共有物品を管理する台帳（措置児童共有物品台帳）を作成し、これまで措置費で購入した共有物品はすべて登録しました。

今後も児童の共有物品については、購入後速やかに台帳に記載し、管理状況が分かるよう努めてまいります。

コ 「第6 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会の補助金に関する財務事務の執行・2 札私幼に対する補助金についての監査結果」関係

【報告書429ページ】第6・2(1) 私立幼稚園連合会研修費等補助金

札幌市私立幼稚園連合会（札私幼）が支出する区別研修会費の使途報告書には領収書の添付が求められていないが、本市から札私幼に対して交付する補助金額に影響がある可能性を含むことから、領収書の添付を求める運用とし、補助金交付の適正化を図るべく、報告書の内容を審査すべきである。

これまで、区別研修会費の使途報告書には、領収書の添付を求めておりませんでした。自主的に領収書を添付していた区もあり、対応に差が生じていたところです。

令和2年度からは、報告書に領収書の添付を義務付けております。提出された報告書については、領収書等に基づき、支出の適正性について確認を行います。

【報告書429ページ】第6・2(2)ア 私立幼稚園連合会研修費等補助金

札私幼が各幼稚園で実施した研究活動に対して研修費用を助成する園別研修事業では、各園の研修内容について審査されたことはない。助成金の交付適正化を図るべく内容の点検を行い、改善の余地があると判断された場合には指導する等の措置が取られるべきである。

札私幼の研究研修活動については、各区の研究委員等から構成される研究委員会が中心となって、毎年、研修内容等の企画検討を行っているところであり、検討結果については、区の研究委員会を通して、各園にも周知が図られています。

今後も、研究研修内容の向上を図る活動を進めるとともに、各園の研修内容の点検を行い、その結果、疑義のある研修については対応策の協議も行っています。

【報告書429ページ】第6・2(2)イ 私立幼稚園連合会研修費等補助金

現状では、各幼稚園で実施された研修内容が他園に共有されることはないが、各園から研修の報告書は提出されているのであるから、有意義な研修等については助成金申込みの案内に記載する等の方法により、他園の参考となるよう紹介して、研修方法の多様化や発展のために報告書を活用すべきである。

研修方法の多様化や発展のためには、札私幼研究委員会や各区研究委員会が、毎年、研修内容等の企画検討のほか、各園への情報提供や啓もう等の活動を行っています。加えて、毎年実施している教育研究大会においては、各区1～3園において公開保育研究を行い、公開園の研究活動について、他園の参加者も交えて意見交換等を行っているところです。さらに令和2年度からは、参考例となる園別研修等の紹介について、その手法を検討してまいります。